平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	1	08_消防・防災・安全	村	御杖村	総務省	B　地方に対する規制緩和	消防団員の確保等に向けた取組について（令和2年12月15日付け消防庁長官通知）別添2、公務員に関する基本原則、消防法	外国人消防団員が従事できる活動内容の明確化	外国人消防団員が従事できる活動内容（公権力の行使をしない範囲）について明確化し、地方公共団体に周知すること	当村は、人口約1,440人、うち65歳以上が約850人（高齢化率約60%）と、全国的にみても高齢化が進んでいる自治体である。 当村では、人口減少・高齢化に伴う課題の一つである消防団員の減少に対する解決策として、外国人消防団員の受け入れを可能とし、人員確保に努めている。 消防団員については、非常勤の公務員であり、公権力の行使が認められているため、日本人（日本国籍を有する者）でなければならないとするのが法理・判例であり、外国人消防団員は、消防団員の持つ公権力行使機能に直接従事しない分野においてのみ活動することができると認識している。 外国人消防団員には公権力を行使しない範囲の活動にのみ従事させる自治体もあるようだが、外国人消防団員が従事できる活動内容について、明確に示されていない。確固たる基準がないままだと、自治体によって従事の可否の判断に差異が生じることとなり、不公平感だけでなく公務災害補償においても問題が生じると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	2	11_総務	その他	関西広域連合	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第1条の2、第2条第2項、第7項、第291条の2第1項	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」（各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。）は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りと国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国－都道府県－市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮（オーソライズ）されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠かせないものと考える。	—
R5	3	11_総務	その他	関西広域連合	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない（同条第4項）とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる（同法第291条の2第4項）とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更（全構成団体議会の議決が必要）等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	—
R5	4	11_総務	その他	関西広域連合	総務省	A　権限移譲	地方自治法第291条の2第1項、第4項	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区（仮称）」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区（仮称）」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがらない実情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 過去の当広域連合提案でも、地方分権特区（仮称）の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区（仮称）」のうち、1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことからも、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	—
R5	5	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	調理師法施行令第1条、調理師法施行規則第1条第2項第3号、様式第1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2 国家資格等情報連携・活用システムに係る設計・開発等業務調達仕様書（デジタル庁）別冊要件定義書②機能要件別紙05-06_データ_添付書類一覧	調理師免許申請における医師の診断書の添付を不要とすること	調理師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととすることを求める。	調理師免許を受けようとする者は、申請書に「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を添付することとされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・費用的な負担を求めている。 薬局等において医薬品の販売等に従事する登録販売者に係る販売従事登録申請手続においては、申請者の負担を減らすため、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)申請書の様式上で、①「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」及び②「精神の機能の障害」により「業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3) (2)②に該当するおそれがある場合にのみ診断書の添付を求めることとされている。 このことを踏まえ、調理師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	6	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	製菓衛生師法施行令第1条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第2号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2 国家資格等情報連携・活用システムに係る設計・開発等業務調達仕様書（デジタル庁）別冊要件定義書②機能要件別紙05-06_データ_添付書類一覧	製菓衛生師免許申請における医師の診断書の添付を不要とすること	製菓衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととすることを求める。	製菓衛生師免許を受けようとする者は、申請書に「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を添付することとされており、免許申請者に対して医師の診断を受けるための時間的・費用的な負担を求めている。 薬局等において医薬品の販売等に従事する登録販売者に係る販売従事登録申請手続においては、申請者の負担を減らすため、令和3年8月から、(1)診断書の添付は原則不要とし、(2)申請書の様式上で、①「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者」及び②「精神の機能の障害」により「業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」であるかについて確認を行い、(3) (2)②に該当するおそれがある場合にのみ診断書の添付を求めることとされている。 このことを踏まえ、製菓衛生師免許申請手続についても同様の見直しを図るべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	7	11_総務	町	利府町	総務省	B　地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第53条第1項及び第2項	不在者投票における選挙人への情報提供に係る運用の明確化	「投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書」の他に、当該選挙における選挙区及び比例の氏名掲示の写し等を同封するなどルールを明確化する。	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会で選挙人が投票する不在者投票において、選挙人が名簿登録地の市区町村から交付を受けるのは、投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書の3点のみが法令に定められている。 この3点のみでは選挙人が候補者氏名等がわからないため、氏名掲示の写しやホームページを確認するよう依頼するチラシを同封するなどの工夫をする市区町村もある。 しかし、法令に定められた3点のみを送付する市区町村もあり、選挙人が投票をする市区町村の選挙管理委員会が、選挙人から候補者名簿等について知りたい旨の要請があった場合、選挙公報や新聞等を提供、あるいは名簿登録地の選挙管理委員会から候補者名等の告示の写しをFAXで受け取り、選挙人に提供しているところである。 このように、不在者投票をする選挙人への候補者氏名等の情報提供に係る運用方法が明文化されていないため、各市区町村の選挙管理委員会によって運用するルールが異なり、不在者投票をする選挙人の間で得られる選挙情報に不公平が生じているとともに、選挙人からの問合せにより各地の選挙管理委員会で臨機の対応が生じ事務的な負担が生じているのが実情である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	8	03_医療・福祉	一般市	四條畷市、枚方市、西宮市	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について（昭和50年7月25日保険発第72号）」	県外分診療報酬の全国決済制度（国民健康保険）を地方単独医療制度においても適用すること	国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかどうかが明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。	【支障事例】 市区町村が実施する公費負担医療費助成については、当該市区町村の属する都道府県内の医療機関等で現物給付となっており、都道府県外受診については、申請による償還払いとなっている。地理的要因により日常的な受診医療機関等が都道府県外とならざるを得ない、都道府県境に居住している住民からは、都道府県外現物支給対応を求められてきたところ。一部市区町村では、社会保険加入者について、全国組織である社会保険診療報酬支払基金、医療機関等との協議のもと現物支給を実施しており、このことが住民サービスの向上及び事務の効率化につながっている。一方で、国民健康保険加入者については、都道府県外現物支給ができず、サービス格差が生じている。 【解決策】 厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について（昭和50年7月25日保険発第72号）」において、全国決済が療養取扱機関の診療報酬請求事務の簡素化を図るとともに他県被保険者の療養取扱いの申出を促進することが期待されており、診療報酬の請求方法等が示された。未熟児養育医療など国の法令に基づく公費負担医療については、この全国決済制度が適用されているものである。 全国決済制度における公費負担医療に地方単独医療制度が含まれるのかどうかを明確化し（含まれないのであれば、対象を拡張していただき）、各地方において、療養取扱機関、審査支払機関、保険者の協議のもと、地方単独医療制度においても全国決済制度の適用が可能となれば、被保険者の利便性がより一層高まるものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (3)消防法(昭23法186) (ⅱ)消防団員の活動内容については、一般的に公権力の行使に該当すると考えられるものを整理し、公権力の行使に該当せず、外国人消防団員が従事できる活動内容の参考となる事例と併せて、地方公共団体に令和6年度中に通知する。	—	消防団員の活動内容については、都道府県及び指定都市に対して、外国人消防団員が従事できる活動内容についての一定の考え方並びに外国人消防団員の活動事例を示した。	【総務省】消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について(令和7年1月31日付け消防庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_1	総務省消防庁地域防災室
—					
—					
—					
5【厚生労働省】 (20)調理師法(昭33法147) (ⅰ)調理師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項3号)の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (28)調理師法(昭33法147) (ⅱ)調理師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。	調理師の免許申請に係る添付書類(調理師法施行規則1条2項)については、省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の公布について(公布通知)(令和7年2月4日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_5	厚生労働省健康・生活衛生局健康課
5【厚生労働省】 (25)製菓衛生師法(昭41法115) 製菓衛生師の免許申請に係る手続(施行令1条)については、都道府県における当該事務の実態を把握した上で、医師の診断書(施行規則1条2項2号)の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (37)製菓衛生師法(昭41法115) (ⅱ)製菓衛生師の免許申請(施行令1条及び施行規則1条2項)については、令和6年度中に省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とする。	製菓衛生師の免許申請に係る添付書類(製菓衛生師法施行規則1条2項)については、省令を改正し、医師の診断書の添付を不要とした。	【厚生労働省】製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令の公布等について(令和7年1月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_6	厚生労働省健康・生活衛生局総務課
5【総務省】 (6)公職選挙法(昭25法100) (ⅱ)不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送(施行令53条)については、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう、地方公共団体の選挙管理委員会に令和5年度中に通知する。	—	不在者投票の投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付又は発送に際して、選挙の期日の公示日又は告示日より後に交付又は発送する場合は、氏名等掲示用の候補者等情報を同封するよう配慮するとともに、候補者の氏名一覧や選挙公報などの候補者等情報が掲載されたホームページの周知に配慮するよう地方公共団体の選挙管理委員会に通知をした。	【総務省】不在者投票における選挙人への候補者等情報の提供について(令和6年1月23日付け総務省自治行政局選挙部管理課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_7	総務省自治行政局選挙部管理課
5【こども家庭庁(16)】【厚生労働省(42)】 地方単独医療費助成制度 地方単独医療費助成制度の利用者が居住する区域外の医療機関を受診する場合において、全国的に現物給付を円滑に行えるよう、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づく対応状況を踏まえつつ、以下のとおりとする。 ・区域外分の診療報酬の審査支払業務については、審査支払機関と調整の上、区域外の国民健康保険団体連合会が地方公共団体との委託契約により当該業務を取り扱うことが可能であることなど、全国決済に係る事項を地方公共団体に令和6年度中に周知する。 ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタの作成及び当該マスタの効果的な活用方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	・区域外分の診療報酬の審査支払業務については、昭和50年7月25日付保険発第72号国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について」を改正する通知を発出するとともに、国民健康保険団体連合会の国保総合システムを改修することにより、令和7年4月請求分(同年3月診療分)から、県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプト(75歳未満の国保加入者分)の受付対応及び国民健康保険団体連合会間の県外地方単独医療費等助成の公費併用レセプトのデータ交換による全国決済について、自県の国保連合会との契約のみで他県の国保連合会への当該業務の委託を可能とした。 ・区域外の審査支払機関への委託が円滑に行えるよう、地単公費のレセプト請求に係る共通化・標準化ルールを検討するとともに、地方公共団体、医療機関等との調整その他の必要な取組について検討し、その結果を全国自治体向け説明会を開催して周知した。 ・医療機関等の事務負担の軽減を図るため、診療報酬改定DXの取組状況を踏まえつつ、全国の地方単独医療費助成制度情報を収録したマスタを作成し、厚生労働省のホームページに掲載して公表した。また、同マスタの効果的な活用方策について検討した結果、同マスタを令和8年6月(予定)からの本格提供を目指して開発中の共通算定モジュール(診療報酬算定と患者の窓口負担金計算の機能について、レセプトコンピュータが共通で利用できるプログラム)の根拠データとして活用することとした。これに基づき、マスタの項目を見直したため、見直し後の項目に基づいて自治体がマスタデータを修正できるようWebフォームを構築し、令和7年4月1日の運用開始に向けて、利用手順等を全国自治体向け説明会等で周知した。	【厚生労働省】「県外分診療報酬の全国決済について」の一部改正について(令和7年2月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長・高齢者医療課長連名通知) 【厚生労働省】地方単独医療費等助成事業の現物給付化の推進に係る全国説明会資料(令和7年2月25日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_8	こども家庭庁成育局母子保健課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課 厚生労働省保険局国民健康保険課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	9	03_医療・福祉	一般市	佐野市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条、第22条、第28条 児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条 「児童扶養手当の現況届等について」（平成29年4月28日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）	受給者本人の申出による児童扶養手当受給資格の喪失手続を可能とすること	受給資格者が児童扶養手当法第4条に規定する要件に該当しなくなった場合や、手当の支給を受ける権利を2年行使せず時効消滅する場合以外においても、受給資格者が希望する場合は、受給資格喪失手続を行うことを可能とすることを求める。	現行の児童扶養手当制度においては、受給資格者（以下「資格者」という。）に対して、毎年、原則対面による現況届の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同様に現況届を提出しなければならない。また、資格喪失するのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合であり、資格者本人の申出による資格喪失は制度上存在していない。 そのため、今後支給を受ける見込みはほぼない全部支給停止の資格者に対しても、自治体は毎年書類を送付し、提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために仕事を休み平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。 現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	10	12_その他	中核市	郡山市	総務省	B　地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第23条、第27条、住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法の転居届について電子申請による届出を可能とすること	住民基本台帳法（以下「法」という。）第23条に規定されている転居届に関して、法第27条の届出の方式にある「この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。」について、個人番号カードの交付を受けている者等は、書面での届出に加え、電子申請により届出が可能となるよう特例を設けることを提案する。	引越しワンストップサービスの開始により、3月及び4月の住民異動が多い時期の住民異動を担当する窓口の混雑状況及び住民の窓口での待ち時間は一定程度緩和されているが、平常時よりも多い状況が続いている。このため、比較的、届出の内容が軽易な転居届を提出されるお客様についても、窓口での待ち時間が平常時より長いという支障が発生している。 転居届は既に住民になっている者の届出であることから、転入時などにおいて、住所設定時に対面による厳格な手続きが行われており、転入時と同等の厳格な審査は不要である。 個人番号カードは本人のみが所持していると考えられ、また、公的個人認証サービスは、本人確認手段といえる電子署名及び利用者本人であることの確かな証明手段といえる電子利用証明を提供するサービスとして創設されていることから、当該サービスで厳格な本人確認が可能である。 転居届は、法第23条により、「氏名」及び「住所」を届け出ることになっており、住民基本台帳事務処理要領には、「住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する」としているが、住所の認定に疑義又は争いがある場合を除き、届出の際に届出した住所に居住している事実を証明する資料の添付は求めていないと認識している。このことから、内容の実在性の確認は、届出書の審査において、記載の形式等に誤りが無いか、記載されている住所が存在しているかの確認と考える。 また、受付後の届出書の審査、法第34条の調査により内容の実在性を確認しており、法第52条の罰則規定により、正しい届出が行われることを担保していると考える。 よって、転居届について電子申請を可能とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	11	03_医療・福祉	一般市	大和郡山市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法第4条、第22条、第28条 児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条 「児童扶養手当の現況届等について」（平成29年4月28日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）	児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること	児童扶養手当の受給資格者の申し出による資格喪失を可能とすること	児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する受給者が存在する。しかし、現行制度において資格喪失となるのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合のみであり、自ら辞退するという形での資格喪失を認める方法が無い。受給資格のある者もしくは扶養義務者に十分な所得があり、全部支給停止で今後も所得制限額を下回る見込みがない者にとって、給付されない児童扶養手当の手続のために仕事を休み、現況届を提出しなければならないのは、時間的にも精神的にも負担である。現況届の提出がない場合、督促通知や時効の通知が市から届くことになり、精神的に負担となる。また、毎年年始に行う時効処理の対象となる者の多くが、全部支給停止であることを理由に現況届を提出しない者である。時効処理においては、対象者に対して配達証明や公示送達を用いて、確実に受領したことを証明してもらう必要があり、職員及び対象者にとって心理的負担や事務負担が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	12	12_その他	一般市	三島市	デジタル庁	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第4項第2号	マイナポータルお知らせ機能の利用可能事務拡大	マイナポータルお知らせ機能を個人番号利用事務以外の事務でも利用可能とすること。	個人番号利用事務での利用に制限されている、国民向けプッシュ通知機能「マイナポータルお知らせ機能」について、個人番号利用事務以外の事務でも利用可能にすることを要望する。本機能は運用実績もあり有用なものであるが、利用範囲の制限があるため、広く利用できない。市から住民への郵送物のデジタル化を推進する中で、本機能を他事務で利用できない場合には、新たなシステムを導入する必要があり費用と期間が生じる。 マイナポータルと連携可能な民間サービス「MyPost」が存在するが、「MyPost」利用に当たり、以下のような懸念が想定されることから、「マイナポータルお知らせ機能」を利用する方が住民利便性及び市の事務処理における利便性が高いものと思われる。 ①利用登録について 「マイナポータルお知らせ機能」はマイナンバーカードとスマートフォンがあれば利用開始手続を即時オンライン完結できるが、「MyPost」については、次の理由により住民が即時利用開始できないとともに、特に高齢者にとって負担となるものと思料。 ・マイナポータルと連携していたとしても、マイナポータルとは別途「MyPost」への登録が必要であり、その登録手続についても本人確認を要し、本人限定受取郵便（認証用コードの送付）での手続が必要とされていること。 ・認証用コードの有効期限は30日と限られており、この期間を経過した場合は、改めて申請を行い、別の認証用コードを取得する必要があること。また、住所や氏名を誤って登録した場合、認証用コードを受け取れないだけでなく、受け取れない理由が誤入力であると気づくためには利用者自身が登録画面にて改めて確認する必要があること。さらに、誤入力だと気づいても、30日を経過しなければ入力した情報を修正して改めて申請することができないこと。 ②事務負担について 「マイナポータルお知らせ機能」では、住民基本台帳と紐づけられた団体内統合宛名番号で宛先を指定するため手動での突合作業は不要だが、「MyPost」では宛先を特定する際、マイナンバーカード搭載券面事項入力補助AP上の4情報は外字が内字に置換されているため、氏名及び住所に外字を含む場合には、同サービスが持つ宛先情報と市基幹システムの宛名を手動で突合する必要があり、一定の手間が生じるとともに煩雑かつ不確実要素が存在する。 ③費用負担について マイナポータルは既にシステムが整備されているため特段費用は発生しないが、「MyPost」の利用開始にあたり、地方公共団体は日本郵便と契約する必要があり、導入費や運用費等が生じることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	13	03_医療・福祉	都道府県	石川県	こども家庭庁、デジタル庁	B　地方に対する規制緩和	—	里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。 【例】 里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したとい情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。	現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	14	03_医療・福祉	一般市	中津市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号） 子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年2月9日付府子本第61号） 「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和4年10月5日付子発1005第1号）	子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の交付要件の見直し	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、放課後児童支援員及び補助員の要件を緩和（保育士や幼稚園教諭、小学校教員等の資格保持者に対する研修の免除及び資格等を保有しない が学校等において実務経験を有する短時間勤務教員等の追加）するとともに、長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ（年間開所日数200日未満）も交付金の対象に加えること。	共働きの核家族世帯の増加等を背景に、放課後児童クラブへの入所ニーズは高まってきているところであり、特に学校の長期休暇期間においては、普段クラブを利用しない世帯からも短期入所の希望があるため、さらにニーズが高くなっている。 放課後児童クラブの設備運営にあたり、児童福祉法では、「市町村は内閣府令で定める基準（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」）を参酌して設備及び運営について条例で基準を定めなければならない」としているところから、市町村の裁量でそれぞれのニーズに応じた運営をすることは制度上可能であるが、一方で、当該事業の円滑な実施にあたって市町村にとって重要な財源である「子ども・子育て支援交付金」の受給については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」で定められた支援員及び補助員の資格要件や年間開所日数の要件等を満たす必要があり、事実上、国の基準に合わせた運営をしなければならないのが現状である。 そのため、利用ニーズに合わせて長期休暇期間に学校の臨時職員を補助員として活用したり、長期休暇期間限定の放課後児童クラブを設置したりするなどの柔軟な対応をとることができず、結果として希望してもクラブに入れない待機児童が発生する事態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	15	03_医療・福祉	一般市	足利市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活保護法第19条、昭和38年4月1日　社発第246号　厚生省社会局長通知	生活保護受給者が管外の有料老人ホーム等に転出した場合の住所地特例による実施責任の継続	「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについての問（第2の7）」では被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこととなっているが、それを有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当しないものを含む）、軽費老人ホーム（以後有料老人ホーム等）にも適用する。	市外での生活保護受給者が市内の有料老人ホーム等に転入した場合、他の福祉事務所から生活保護の移管を求められる。生活保護が移管されたとしても介護サービス等は従前の住所地が住所地特例として保険者等となっている事が多い。その不一致ため介護サービスや介護保険料の確認等事務手続きが煩雑となっている。また、本市は有料老人ホーム等が県内でも集中しており、移管が生活保護費の増大する一因ともなっている。 参考として、各保険制度（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）には、住所地特例の対象施設として、有料老人ホーム等も含まれるが、生活保護のみ対象外となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	16	06_環境・衛生	一般市	足利市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第4項 狂犬病予防法施行規則第8条第2項	犬の死亡届の添付書類（鑑札及び注射済票）の原本提出規制の緩和	狂犬病予防法第4条第4項に基づく犬の死亡届の添付書類である鑑札及び注射済票については、原本提出が義務付けられているが、これらの添付を不要とする、又は電子データでの提出を可能としてほしい。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、当市においても総務省が策定した、「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところではあるが、犬の死亡届は、添付書類の鑑札及び注射済票について原本提出が義務付けられており、オンライン（犬の死亡届）での申請とは別に窓口への持参や郵送等による対応が必要となり、デジタル三原則のデジタルファースト（手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）が実現せず、利用者にとっては、現状の運用（紙申請）より大きなメリットを感じることが難しく、オンラインを推進していく上での大きなハードルとなっている。 職員側の事務処理に関しても、郵送等により提出される鑑札及び注射済票原本と申請書（オンライン）を突合する作業が発生してしまい、通常の運用（紙）方法より余計な作業工数が増えてしまう。 また、現状の運用において、返却された鑑札及び注射済票は犬の登録原簿との突合終了後、破棄しており、返却がない場合でも、特段支障はない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	17	03_医療・福祉	中核市	長崎市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第10号	母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、地方自治法第96条第1項第10号及び市の債権管理条例に基づく債権の放棄が可能であることの明確化	母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条における償還免除のほか、条例に基づく権利の放棄を行うことは、地方自治法に裏付けされた法令に基づく適正な処分と考えている。 上記により、条例による母子父子寡婦福祉資金貸付金の権利の放棄は、適正な処分であると考えているが、厚生労働省に確認を行うも、明確な回答がない。 【支障事例】 当市において、債務者及び保証人等が無財産や生活困窮状態のものや、接触に長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びついていないものなど、法的措置を行っても今後回収の見込みがない債権や、破産免責がなされ法的整理を行うことができない債権を長期間抱えたまま、継続して管理を続けており、事務の非効率化を招いている。 【中核市の状況】 令和4年8月に中核市照会を行ったところ、当該貸付金返還金において、条例による債権放棄を行ったことがある都市は、回答のあった59都市中、32都市という結果であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【こども家庭庁】 (7)児童扶養手当法(昭36法238) (ⅱ)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 5【こども家庭庁】 (9)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。 ［措置済み(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)］	児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて「児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について」(令和6年3月5日付けこ支家第118号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自治体あて通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_9	こども家庭庁支援局家庭福祉課
5【総務省】 (12)住民基本台帳法(昭42法81) (ⅲ)転居届(23条)のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【こども家庭庁】 (7)児童扶養手当法(昭36法238) (ⅱ)児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 5【こども家庭庁】 (9)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。 ［措置済み(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)］	児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合の資格喪失の取扱いについて「児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について」(令和6年3月5日付けこ支家第118号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)により各自治体あて通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について(令和6年3月5日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_11	こども家庭庁支援局家庭福祉課
5【デジタル庁】 (9)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、公共サービスメッシュ(情報連携の基盤)と連携し、令和8年早期に個人番号利用事務(2条10項)以外の事務にも利用できるようにする。					
5【こども家庭庁(9)(ⅰ)】【デジタル庁(6)(ⅰ)】 母子保健法(昭40法141) 里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。					
—					
5【厚生労働省】 (14)生活保護法(昭25法144) (ⅲ)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象範囲を介護保険制度の対象範囲と平仄を合わせて、特定施設入所者全体に拡大することについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ⅱ)生活保護制度の居住地特例(19条3項)の対象については、令和7年度から特定施設入居者及び介護老人福祉施設入所者(介護保険法(平9法123)8条27項に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)にも拡大することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 ［措置済み(生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21 号)、令和6年4月24 日付け厚生労働省社会・援護局長通知)］	第213回国会において成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)において生活保護法を改正し、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入居している場合(同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。)に、生活保護制度の居住地特例の対象とした。	【厚生労働省】「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布等について(令和6年4月24日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_15	厚生労働省社会・援護局保護課
5【厚生労働省】 (15)狂犬病予防法(昭25法247) (ⅱ)犬の死亡の届出における鑑札及び注射済票の添付(施行規則8条2項)については、関係者の意見等を踏まえつつ、その在り方について検討し、必要があると認めるときは制度の見直しの中で所要の措置を講ずる。					
5【こども家庭庁】 (8)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 母子父子寡婦福祉資金貸付金(13条1項、31条の6第1項及び32条1項)については、地方自治法(昭22法67)96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年10月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)]	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、地方自治法96条1項10号及び地方公共団体の条例に基づく債権放棄が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について(令和5年10月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_17	こども家庭庁支援局家庭福祉課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	18	03_医療・福祉	中核市	長崎市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第171条の7	生活保護費過払い返還金における長期化した債権に対し行うべき措置の明確化	生活保護費過払い返還金において、本来であれば債権放棄の対象となるような、生活保護者から返還させるという債権の独自性を鑑み、一定の要件の下、長期化した債権にかかる「全額回収以外のゴール（債権放棄、停止、免除の方策）」を国において示していただきたい。	【支障事例】 ・生活保護の過払い返還金については、本来債権放棄対象となるような対象者から長期間の分納を履行をさせる必要があり、債権管理が長期化せざるを得ない。 ・同債権は、ほぼ無資力の者から長期間の分納履行をさせるケースがほとんどであり、分納不履行の場合も一括請求や法的措置ができないことから、実態としては履行延期の特約を取り消したとしても、再度承認せざるを得ず、債権管理が長期化している。 ・自治令171条の7は、当初の履行期限（もしくは最初の履行延期の特約日）から10年経過後に免除できる規定となっているが、途中、履行遅延の事実が発生した場合、履行遅滞がある中で、同条に基づく免除をすることは、国から「適正」な債権管理とは評価されない可能性があるため、運用で取り決めることは難しく、市においてゴールのない債権管理を行っている実情となっている。 【求める措置についての提案団体案】 例えば、誠実な履行が軽視されるようなモラルハザードにつながらないよう留意しつつ、以下の要件を満たした場合、自治令171条の7にかかる免除を適用することを容認していただきたい。 （例1）履行遅延がありながらも、分納を継続しており、自治令免除を検討する時点で、すでに納付した月数の合算が120月を超過している場合（10年間で納付されるべき額について、納付が完了しているもの。） （例2）履行延期期間中に遅滞が生じ、一旦取消対象となった場合でも、強制執行する財産がなく、再度の履行延期特約・処分を行った対象者について、通算して10年以上の期間が経過することになった場合 【中核市の状況】 ・中核市へ照会を行ったところ、自治令171条の7による免除を行っている自治体はなく、多くの自治体が債権管理の長期化を余儀なくされている状況であった。 【制度改正の必要性】 法定受託事務である生活保護費支給において発生した生活保護費過払い返還金は、本市の未収金の中でも、過半数を占めており（税を除く）、今後も累積せざるを得ない状況である。現状のままの取り扱いであったら、市の財政や事務をひっ迫させるとともに、市の財産としてこれらの債権を毎年度調定額として計上することになり、正確な財産状況の把握が困難になる要因となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	19	12_その他	町	聖籠町	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方税法附則第7条第4項、第5項、第11項及び第12項	ふるさと納税のワンストップ特例に係る申請期限の見直し等	地方税法におけるふるさと納税の寄附者から寄附先自治体へのワンストップ特例申請（以下、「申告特例の求め」という。）の期限は、特例対象年の翌年の「1月10日」までとされているが、支障事例の解消のため、申請期限の延長を求める。併せて、申告特例の求めがあった自治体から申告特例の求めを行った者の住所の所在地の自治体への通知書（以下、「申告特例通知書」という。）の送付期限についても、寄附金税額控除制度の運用に支障をきたすことがないよう、各自治体の実態を適切に把握された上で、延長等の措置の検討を求める。	【現行制度について】 申告特例の求めは特例対象年の翌年の「1月10日」までに、申告特例通知書の送付は同年の「1月31日」までに行わなければならないと規定されている。 ※確定申告書の提出等の事由に該当すると、申告特例の求めや申告特例通知書の送付がいずれもなかったものとみなされるため、確定申告の開始時期である「2月16日」までには、申告特例通知書の送付を受けた自治体における処理を含め、特例申請に係る一連の事務処理が完了していることが望ましい。 【支障事例】 当町における令和4年のふるさと納税による寄附件数は、1～11月においては1月当たり平均1,000件程度、12月は月別で最多の5,171件となっており、多数を占める年末分の寄附者が申告特例の求めにおいてタイトな申請期限を強いられている。 自治体によっては、年末の寄附に限り、締切までの期間が短いことによる寄附者からのご意見や事務処理量が増加することを避けるため、寄附者の氏名・住所・寄附金額等を入力済みのワンストップ特例申請書を送付しない取扱いとしている自治体もあり、その場合は寄附者自身で印刷する必要が生じるなど、寄附した時期によって、ワンストップ特例制度の恩恵を受けにくい状況が生じている。 当町においては、年始の休日に担当職員が出勤し、特例申請書の発送準備を行っているものの、配送地域によっては1月10日までに書類の往復が間に合わない場合もある。 【制度改正の必要性】 自治体ごとに異なる取扱いの解消及び行政サービスの効率化（年始の休日出勤の解消） 【支障の解決策】 申告特例の求めに係る申請期限の延長を行うことで、支障の解決に一定程度効果があるものと考える。併せて、申告特例通知書の送付期限についても、寄附金税額控除制度の運用に支障をきたすことがないよう、各自治体の実態を適切に把握された上で、延長等の措置が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	20	12_その他	町	吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬬恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町	総務省、法務省	B　地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第12条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第10条の2	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書（請求書）様式の統一化	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書（請求書）様式の統一化を求める。	住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。 また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。 上記の公用請求に係る公文書（請求書）様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。 具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者へ電話をすることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。 また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例えて人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	21	12_その他	中核市	宮崎市	法務省	B　地方に対する規制緩和	平成13年12月12日付け法務省民一第3047号民事局長回答	業務時間外の戸籍証明書交付に係る発行抑止処理の取扱いの見直し	開庁時間外に戸籍の届出があった場合には、翌開庁日に発行抑止処理することを許容し、開庁時間外においても戸籍証明書のコンビニ交付サービスが行えるようにすること。	市町村は、法務局の指導により戸籍届出の内容が証明書に反映するまでの間、証明書の発行抑止処理をするよう求められており、当市のみならず、多くの自治体において開庁時間以外の発行抑止処理を実施する体制が整えられず、戸籍のコンビニ交付については開庁時間に限定している。そのため、当市では、住民票の写し等のコンビニ交付サービス時間とあわせてほしい旨の要望が多く寄せられている。 戸籍の信用性を確保する上で、発行抑止処理が必要であることは十分に理解しているが、発行抑止処理が必要な戸籍は、閉庁時に届出のあったごく一部の戸籍であり、コンビニ交付を開庁時間のみに限定することは、開庁時間外にサービスを受けられない大多数の住民に支障を及ぼしている。また、コンビニ交付は本人等申請しか考えにくく、翌開庁日に発行抑止処理することが許容された場合において、届出時に「発行抑止処理は翌開庁日になるため、この間には発行しないでください。」など十分な注意喚起を行うことにより、懸念されるようなことは起こり得ないと考える。 平成26年には発行抑止処理の撤廃を求める提案があったところであるが、当時と比べ、国民の76%がマイナンバーカードを取得し、コンビニ交付を利用する方も増加している現在の状況を考慮いただき、閉庁時に届けられた戸籍について、翌開庁日に抑止処理することを許容し、閉庁時間においてもコンビニ交付サービスが行えるよう検討願いたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	22	12_その他	一般市	草津市	総務省	B　地方に対する規制緩和	公職選挙法第141条第7項、第8項、公職選挙法施行令第109条の4、公職選挙法施行規則第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8	選挙公営制度における選挙運動用自動車燃料代の公費負担の対象となる支払方法の見直し	公職選挙法の選挙運動用自動車の燃料代の公費負担制度について、従前の契約業者を決定して事後精算私い方式だけではなく、一旦候補者が燃料代を負担し候補者へ実費弁償する方法も追加するなどし、セルフ式ガソリンスタンド等の新たな業務形態にも対応できるよう求める。	【現行制度について】 現行制度では、立候補者が事前に契約業者を決定して事後精算払い方式のみとなっているため、契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならない。 【支障事例】 近年はセルフ式ガソリンスタンドが普及しており、現行制度とそぐわないことから、複数の候補者陣営からも柔軟に対応できるよう意見をいただいているところである。 【制度改正の必要性】 上述のとおり契約業者以外のセルフ式ガソリンスタンドで給油した場合に公費負担の対象とならないことから、候補者陣営からの苦情対応に苦慮しているという実態がある。 【支障の解決策】 そこで、一旦候補者が燃料代を負担し候補者へ実費弁償する方法も追加するなどすれば、セルフ式ガソリンスタンド等の新たな業務形態にも対応できるようになると考える。 具体的には、候補者がレシート及び当該燃料供給が選挙運動用自動車に使用されたものであることの証明書を直接選挙管理委員会に提出することにより確認・確認することを想定している。現状の手続きとは異なり、事前の契約締結の届出及び確認申請を行わないこととなるが、当該手続きは業者が地方公共団体に請求できる金額（業者と候補者の契約金額のうち、公費負担の対象となる金額）を確認するために発行するものであり、候補者の実費弁償であれば、その手続きを踏む必要がなく、省略してもチェック機能としては現状と変わらないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	23	03_医療・福祉	指定都市	相模原市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年法律第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）、厚生労働省事務処理要領「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（令和5年4月改正）	障害支援区分の認定を要しない場合の調査方法の見直し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定する調査の方法について、障害支援区分の認定を要しない場合に係る法令等の明確な定めがなく、当市では障害支援区分の認定を要する場合と同等に取り扱うことで事務負担等が生じているため、障害支援区分の認定を要しない場合は調査方法を簡略化すること、又は地方公共団体の裁量による旨の明示をすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定する調査は、障害福祉サービスの利用に必要なもので、市又はその受託者の調査員が本人又は支援者を訪問し、又は来庁させ、聞き取りを行うことにより実施している。日程調整、移動時間等を含め、1件当たり約5時間を要し、申請が重なる時期には申請者が調査の順番待ちとなり、申請後、障害福祉サービスを受けられるまでに一定の期間を要することとなる。当市の場合、令和3年度に調査を行った約2,500件のうち、約700件が認定を要しない場合であり、大きな事務負担が生じている。 認定を要しない場合（比較的軽度の場合）においても、法令等に基づき、訪問等にて国が示す80項目のとおり聞き取りを行っているところであるが、当該調査項目は、認定を要する場合（重度の場合）を想定したものであることから、認定を要しない場合（比較的軽度の場合）に利用する障害福祉サービスには馴染まないものが多く、簡略化が可能と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	24	03_医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年内閣府告示第27号） 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」（平成29年1月27日内閣府通知） 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日内閣府通知）	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。	市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）量の見込みと大きく乖離している場合、（中略）計画の見直しが必要となる。」とされている。 さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値（幼稚園及び保育園等の入園児童数）と教育・保育の量の見込み（幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数）が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。 こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考える。 ところで、当市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 このような状況の下で、第1期計画（平成27年度～平成31年度）については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。 法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている当市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画（令和2年度～令和6年度）の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (14)生活保護法(昭25法144) (ⅳ)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の収入に基づき生じる債権については、地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の改正を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ⅰ)費用返還義務(63条)、費用等の徴収(77条、77条の2及び78条)及び生活保護のためのその他の収入に基づき生じる債権については、地方公共団体における円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平27厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を改正し、債権の免除規定(地方自治法施行令(昭22政令16)171条の7)が適用される旨を明確化した。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)]	「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年10月6日付け社援保発1006第1号)の一部改正について、地方公共団体へ令和6年3月29日に通知して、返還金等の債権の取扱いについて明確化した。	【厚生労働省】「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」の一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_18	厚生労働省社会・援護局保護課
—					
5【総務省(2)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の請求については、発行に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係機関からの意見聴取を行った上で、請求様式の標準化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞【総務省(4)】【法務省(2)】 戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法 81) 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法 10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。	公用請求書の様式を収集するほか、住民票の写し等の交付の請求に関する標準的な請求様式策定の取組も参考として、戸籍謄本等の標準的な請求様式の案を作成した。 住民票の写し等の交付の請求に係る標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に通知した。	【法務省】「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」の一部改正について(依命通知)(令和7年4月11日付け法務省民一第3095号) 【総務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課長通知) 【総務省】住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_20	法務省民事局民事第一課 総務省自治行政局住民制度課
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (ⅰ)夜間及び休日における戸籍謄本等の交付抑止処理については、以下に掲げる事項について、令和5年度中に市区町村に周知する。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能であること。 ・地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされていることを踏まえ、これらの者が当該処理に機能を限定した端末を使用することが可能となること。	—	メールにより、各法務局・地方法務局を通して、各市区町村に以下の事項等を周知した。 ・一定の条件を満たす場合には、非常勤職員及び守衛等の受託事業者の業務従事者が実施することが可能である旨 ・地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書において、個人単位で操作権限を設定できることが必須の機能要件とされており、これらの者が当該処理に機能を限定した端末を使用することが可能となる旨	—	—	法務省民事局民事第一課
—					
5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅳ)障害支援区分の認定を要しない場合の調査(20条2項)については、市町村(特別区を含む。)における事務の実態等を踏まえつつ、当該調査の取扱いについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 5【厚生労働省】 (49)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅲ)障害支援区分の認定及び支給要否決定のために市区町村が行う調査(20条2項)のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、「介護給付費等の支給決定等について」(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行うことでよいこととした。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長通知)]	障害支援区分の認定及び支給要否決定のために市区町村が行う調査(20条2項)のうち、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、「介護給付費等の支給決定等について」(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を改正し、障害支援区分の認定を行う場合の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行うことでよいこととした。	【こども家庭庁】【厚生労働省】「介護給付費等の支給決定等について」の一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_23	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅲ)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	25	12_その他	中核市	奈良市	内閣府、農林水産省	B　地方に対する規制緩和	地域再生法第13条第1項、森林法第193条、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知）第6の2の1）、地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知・国道環安第8号国土交通事務次官通知）、地方創生道整備推進交付金交付要領（平成28年4月20日付け28農振第167号農林水産省農村振興局長通知、林28林整整第30号林野庁長官通知、国道総政第26号国土交通省道路局長通知）第2	市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に交付される地方創生道整備推進交付金の交付先を当該市町村が属する都道府県ではなく、当該市町村とし、国から市町村への直接補助とすることを求める。	市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に交付される地方創生道整備推進交付金の交付先を当該市町村が属する都道府県ではなく、当該市町村とし、国から市町村への直接補助とすることを求める。	【現行制度について】 地方創生道整備推進交付金交付要領第2では、認定地方公共団体である市町村が、認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付先とするとされている。 また、森林法第193条では、「国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、…市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」とされている。 そのため、林道事業に係る補助の制度は、市町村に対する補助は県が行い、その費用の「一部」を国が補助することから、県は義務的に国からの補助に上乗せして補助しなければならない仕組みとなっている。 【支障事例・制度改正の必要性】 市町村が都道府県を通して地方創生道整備推進交付金を受けるには、都道府県の予算化が必須となるところ、当市が属する県の予算化においては、前年度予算を目安に査定されることから、県の予算化がボトルネックとなり、当市は県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられ、真に必要とする交付金を国に対して申請することができない状況にある。 また、都道府県の予算化が必要であることから、都道府県の予算スケジュールに縛られ、機動的な事業の執行ができないという支障も生じている。 なお、当市では、今回の地方創生道整備推進交付金において市道と林道を合わせてその交付を受けているところ、市道の整備を行う場合については林道の整備を行う場合のような交付先に関する規定が地方創生道整備推進交付金交付要領にないため、国から直接交付を受けている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	26	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	社会教育法第9条の2	教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することで より充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とすることの必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員9人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とすることの見直しが必要である。 当市では、教育委員会が本庁舎、公民館は各地区にあり、事務所が離れているため、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが現実的に困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。 また、令和4年に愛知県内近隣14自治体に対し本支障に関する照会を本市が行ったところ、2自治体で同様の支障が生じていた。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。	—
R5	27	12_その他	一般市	大府市	総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	所得税法第190条、第194条第1項、所得税施行規則第73条、地方税法第45条の3の2第1項、第317条の3の2第1項、地方税法施行規則第2条の3の3	給与所得者の扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告可能とすること	合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者について扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告できるよう様式の変更を求める。	合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者については、同一生計配偶者を有していても、配偶者控除は適用されない。この場合、同一生計配偶者が障害を有する場合は扶養控除等申告書の障害者控除に関する欄に同一生計配偶者について申告できる。一方、障害を有しない場合は当該申告書に同一生計配偶者を申告できる欄は設けられていない。このため合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者が同一生計配偶者を有しており、その同一生計配偶者に収入が無い場合は、当該給与所得者が同一生計配偶者を扶養している状況を市側で把握できない。 融資や奨学金の申請等の手続きにおいて世帯全員の所得課税証明書が必要なケースがある。当市では同一生計配偶者が給与所得者の被扶養者として申告されていれば、課税情報がない場合でも収入及び所得を0円として所得課税証明書を発行しているが、同一生計配偶者が給与所得者の被扶養者として申告されておらず、課税情報もない場合は所得課税証明書を発行していない。このため同一生計配偶者に係る所得課税証明書の発行にあたっては、給与所得者が同一生計配偶者を扶養している旨の市県民税申告を行う又は同一生計配偶者自身が収入0円である旨の市県民税申告を行う必要が生じている。 また、当該給与所得者が同一生計配偶者を扶養している状況を市側が把握していないことで、国民健康保険に係る高額療養費制度において、所得未申告等により世帯に属する被保険者の所得の確認ができない場合は、一番負担の多い区分が適用される(同一生計配偶者を適用する納税義務者の所得を加味しない)。また、国民健康保険税の軽減判定時に同一生計配偶者に当たるものが適用されていないと、所得未申告者とみなし軽減が受けられない(世帯主が同一生計配偶者を適用する納税義務者ではない場合に限る)。これらの解消にあたっても、給与所得者が同一生計配偶者を扶養している旨の市県民税申告を行う又は同一生計配偶者自身が収入0円である旨の市県民税申告を行う必要が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	28	12_その他	一般市	大府市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方税法第73条の21、第409条 新潟地方裁判所（平成21年12月25日判決）平成16年（行ウ）第3号、東京高等裁判所（平成22年8月31日判決）平成22年（行コ）第39号 行政実例（昭和34年7月24日自丁固発第52号弘前市長あて自治庁固定資産税管理官回答）	道府県知事が不動産の価格を決定し市町村長に通知した場合における固定資産税の納税義務者への説明責任主体の明確化	地方税法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に通知したときは、改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、不動産取得税に対する更正の時効経過前後に関わらず、固定資産税の納税義務者に対する課税根拠の説明責任については、市町村ではなく道府県にあることの明確化を求める。	【現行制度について】 地方税法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に通知したときは、同法第409条第2項の規定により改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、当該通知に係る価格に基づいて不動産の評価をしなければならない。 【支障事例】 税理士法人や弁護士等を代理人とした家屋評価調書等の開示請求や価格の修正を求められることがある。しかし、そのような家屋は、非木造家屋かつ大規模なものが多数であり、各道府県と各市町村との役割分担にもよるが、当市においては道府県で評価計算したものが大半を占めている。 【制度改正の必要性】 課税根拠の説明を求められた際には、固定資産税の課税処分を下している市町村に説明責任があると思われるが、同法第73条の21第3項の規定において、「価格その他必要な事項」を通知するとされているのみであり、提供すべき資料が明確化されておらず、詳細な資料が保存されていないものがあり、対応が困難である。仮に詳細な資料が保存されていた場合でも、道府県の判断により、評価基準において示されていない評点項目等の作成等を「所要の補正」により行っているものや、補正係数も範囲を超えて決定しているものもあり、市町村では結果のみを伝えることはできるが、運用の説明は困難である。 また、同法第409条第2項及び判例において、不動産取得後に生じた特別の事情が無い限り、市町村長は道府県知事から通知された価格に基づいて評価するのみであり、市町村に裁量の余地はない（行政実例においても「通知価格を基礎として評価しなければならない法意であり、単なる参考と解すべきものではない」とされている）。 【支障の解決策】 不動産取得税の更正の時効経過前後に関わらず、特別の事情が無い限り、道府県が評価計算した不動産は道府県が対応することで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	29	02_農業・農地	一般市	大府市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1-(4)	農用地区域内でアクアポニックスを実施可能とするための農業用施設の要件見直し	農用地区域内において水耕栽培と水産養殖を組み合わせた農法「アクアポニックス」用途での施設設置ができるよう、農業用施設の要件の見直しを求める。	【現行制度について】 農用地区域には、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設を設置することができるが、「養魚施設」は農業用施設に該当しないこととなっている。また、混在施設（1個の建築物その他の工作物で農業用施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設）の用地は、農業用施設用地にはなじまないものとされているため、水耕栽培施設と養魚施設を組み合わせたアクアポニックスの施設は農用地区域に設置することができない。 【支障事例】 令和4年度に、農用地区域でイチゴのハウス栽培を行っている事業者から、同場所でのイチゴ栽培とナマズ養殖を掛け合わせたアクアポニックスの実施に向けた相談があったが、上記のとおりアクアポニックスの施設は農用地区域に設置することができず、また、同土地は農用地区域からの除外ができない土地であったため、予定地での実施を断念せざるを得なかった。 【制度改正の必要性】 農林水産省の養殖業成長産業化総合戦略（令和2年7月）においても、アクアポニックスについて「生産性と環境への配慮が両立できる生産システムであり、今後の研究の広がりが期待されている」とされているところ、制度改正の必要性があるものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	30	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第五条	補欠の教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	【現行制度】 現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、任期の開始日を変更することができない。 任期の開始日を変更する場合は、現教育長の任期終了後、教育長をあえて一時不在にするしかない状況である。 【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440（55%）あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまっている。 なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。 また、教育長をあえて一時不在することは、各地方公共団体の教育行政に大きな支障を及ぼすと考える。 【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—					
—					
—					
5【総務省】 （7）地方税法（昭25法226） （ｉ）固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない等の不動産について、道府県知事が価格を決定した場合に、当該不動産の所在地の市町村長に通知する「当該価格その他必要な事項」（73条の21第3項）については、市町村が納税義務者に、より適切に説明を行えるように、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和5年度中に周知する。	—	令和6年1月19日に開催された全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議にて、道府県と市町村の間で必要な資料を共有し、相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に周知した。	【総務省】不動産価格決定時の県市間の情報共有について（令和6年1月19日全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議資料）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_28	総務省自治税務局固定資産税課
—					
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	31	03_医療・福祉	中核市	福井市	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	災害のおそれがある場合において代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とすること	災害救助法の適用時だけでなく、災害のおそれがある場合においても、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言時と同様に代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とするよう見直しを求める。例えば、災害救助法の適用がない場合であっても、市町村が「避難指示（警戒レベル4）」以上の避難情報を発令した場合には、国からの通知を待たずに市町村の判断で代替的な方法によるサービスを実施できることとする。	【現行制度について】 障害福祉サービス事業においては、災害救助法が適用された場合、音声通話やSkypeなどによる代替的な方法によるサービス提供が認められている。 しかし、この取扱いは災害救助法の適用に至らずでは認められず、災害発生後の数日後に発出される国からの通知を受けて初めて可能となるものである。 一方、障害福祉サービス事業は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下であっても事業の継続が要請されているところ、代替的な方法によって通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものと市町村が認める場合には、報酬算定して差し支えないものとされている（令和3年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」）。 【支障事例】 令和3年1月7日、当市を含む地域が大雪に見舞われた。気象台は同日10時33分に大雪注意報、翌8日6時53分に大雪警報を発令した。その後、10日20時00分、内閣府において災害救助法の適用が決定され、当市には9日に遡及して同法が適用された。 これに対し、厚生労働省から障害福祉サービスに係る緩和措置としての代替支援の適用を認める旨の通知があったのは、1月15日付け事務連絡「令和3年1月7日からの大雪による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」であり、県内では大雪による人的被害や交通障害が多数発生していたが、災害発生から当該通知の受領まで、代替的な方法による障害福祉サービスの提供を実施することができなかった。 【制度改正の必要性】 災害救助法の適用に至らない場合であっても、道路の予防的通行規制や公共交通機関の計画運休などにより、利用者及び事業所職員の双方にとって、事業所までの移動は困難であり危険を伴う。現在は、災害のおそれがある危険な状況であっても対面でのサービス提供が原則となっていることから、代替的な方法によるサービス提供を可能とすることにより、利用者及び事業所職員の安全を確保するとともに、柔軟かつ迅速なサービス提供を可能とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	32	12_その他	中核市	福井市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第10条の5第1項、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項	市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的策定を可能とすること	「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の一体的策定を可能とすることを求める。	【現行制度について】 市町村が策定を義務付けられている「市町村森林整備計画」と当該計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」について、両計画をそれぞれ策定する必要があるが、両計画の記載事項は、「間伐」、「造林」、「作業路網の整備」に関する事項など一部重複している。 【支障事例・制度改正の必要性】 「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の2つの計画をそれぞれに策定する必要があり、両計画の一体的策定ができないことによる非効率（事務、人員及び経費負担）が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	33	12_その他	中核市	福井市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第6条第1項、第10条の5第7項から第9項まで、第10条の6第4項	市町村森林整備計画の変更手続の簡素化	市町村森林整備計画の軽微な変更（都道府県作成の地域森林計画の変更を受けての変更など変更内容に市町村の判断を伴わない形式的な変更をいう。以下同じ。）の場合においては、次のような変更手続の簡素化を求める。 市町村森林整備計画の案の公告後の縦覧期間（30日間）について、軽微な変更の場合には2週間程度以内に短縮できるように改める。 実務上、国への意見聴取や県への正式な協議に先立って事前協議が必要とされているが、軽微な変更の場合には事前協議を行わなくてもよい運用に改める。	【現行制度について】 都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、市町村に当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知し、市町村は、通知を受けたときは森林整備計画を変更しなければならないとされている（森林法第10条の6第1項、第2項）。 市町村森林整備計画を変更する場合は、「学識経験者からの意見聴取」、「計画書（案）の縦覧」、「国への意見聴取・県への協議」などの所定の手続を経る必要がある（同法第10条の6第4項）。また、実務上、国への意見聴取や県への正式な協議に先立って、事前協議も必要とされている。 【支障事例・制度改正の必要性】 当市の属する県は、毎年12月頃に地域森林計画を変更しており、当市は県からの通知を受けた後、翌年3月31日までに市町村森林整備計画の変更をしなければならない。1月から3月までの約3か月間しかない中、上記の様々な変更手続が必要であり、人員や事務、経費の負担が生じている。 特に、地域森林計画を変更する際には、森林法第6条の規定により縦覧を行っていることから、当該地域森林計画の変更を受けて変更する際の市町村森林整備変更計画（案）の縦覧は二重の手続といえ、このような場合については縦覧期間を短縮しても問題は生じないと考える。 また、国への意見聴取及び県への協議は、事前協議も含めそれぞれ2回ずつ行っているが、軽微な変更であれば、地域森林計画の適合性を確認するのみである（※特に当市では、県の地域森林計画の変更を受けて変更する場合、県から修正文言が指定された形で通知されることから事前協議やすり合わせの必要性が小さい）ため、2回の協議は必要ないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	34	03_医療・福祉	一般市	藤沢市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	厚生労働省告示第529号（平成18年9月29日）「一　用具の要件」の「ハ」	日常生活用具給付等事業において給付等が可能な用具の要件の見直し	厚生労働省告示第529号（平成18年9月29日）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活 上の便宜を図るための用具」における（1）用具の要件のうち「ハ　用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」の削除又はユニバーサルデザインの普及等に対応した改正を求める。	日常生活用具については、国、都道府県、市町村の財政負担に基づき実施しており、用具の要件が厚生労働省告示第529号（平成18年9月29日）に規定されている。 用具の要件は、日常生活上の便宜を図ることを目的として、安全性、実用性、自立支援、社会参加促進等に加え、「製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と定められている。 近年、ユニバーサルデザインの普及やスマートフォンアプリの多機能化で、一般製品でも、障がい者の日常生活 上の便宜を図ることが可能となる傾向がある一方で、告示の当該要件によって給付等の対象外とせざるを得ない状況となっている。 例えば、音声ガイド付オーブンレンジや炊飯器は、視覚障がい者用に開発、製造されたものではなく、一般に市販されているものだが、結果的に視覚障がい者の生活の利便性向上に寄与するとの当事者意見がある。 また、スマートフォン用のテキスト読み上げアプリも同様に、障がい者用に開発されたものではなくとも、視覚障がい者が日常的に利用しているものである。 これらの製品に関する相談の頻度としては、年に10件程度だが、一度対象外とすると、当事者が他製品での相談を断念してしまい、需要が潜在化してしまう懸念がある。 市町村としては、こういった製品を日常生活用具として給付等することで障害者の生活の利便性向上を図ることができると考えているにもかかわらず、当該要件があることで、給付等ができず、地域における課題を	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	35	11_総務	市区長会	中核市市長会、郡山市、江戸川区、高知県	総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条5項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第16条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	マイナンバーカードの代理人交付における本人確認書類等の要件緩和	マイナンバーカードを代理人に交付する際、必要となる交付申請者の本人確認書類として当該交付申請者の親族等（例：同一世帯員又は一～二親等以内の親族）が交付申請者の顔写真を証明した書類も認めていただくこと、交付申請者の出頭が困難な理由として「親族の看護（介護）」を含めていただくことなど、カードの一層の普及に資する見直しを行っていただきたい。	マイナンバーカードを代理人に交付する際は、交付申請者の本人確認書類として官公署から発行（発給）された交付申請者の写真が表示された書類その他これに類する書類として以下の書類が認められているところである。 ・交付申請者が長期で入院している者や介護施設等に入所している者である場合、病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類 ・交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類 ・交付申請者が15歳未満の者である場合は、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類 しかしながら、以下の事例のように交付のため出頭することが困難で上記のような本人確認書類を提示することができない者もおり、また、事務処理要領（令和5年4月1日改正）に「やむを得ない理由により出頭が困難であると認められる者」として示された例には親族を看護（介護）している者が入っていないが、実際は親族の看護（介護）により出頭できない者もおり、カードの代理交付に至らない事例が発生している。 （事例1）交付申請者が介護のため遠方の他市に居住していることから代理交付を希望しても、本人確認書類である運転免許証は毎日現地で使用するので代理人に預けることができない（住民票を現在の居住地に移す予定はない）。 （事例2）交付申請者は高齢で官公署の発行（発給）する顔写真の表示がある書類を持っておらず、自宅で家族に介護されているが介護保険サービスは受けていないため顔写真の表示のある本人確認書類が用意できない。 （事例3）交付申請者が長期入院により代理交付を希望する場合において、顔写真が表示された本人確認書類を所持していないことから入院中の病院に顔写真証明書の作成を依頼するも拒否されたため、顔写真が表示された証明書を用意できない。 （事例4）交付申請者は顔写真が表示された本人確認書類を所持しておらず、補助人工心臓を装着した娘を在宅で看護している。交付申請者は人工心臓の研修を受けており娘の唯一の介助者として一時も娘のそば離れることはできず出頭は困難である。しかしながら、代理交付を認める理由に「親族の看護（介護）」が含まれておらず、さらに代理人に託すべき写真を表示した本人確認書類も用意することができない。 マイナンバーカードの代理交付が認められるケース拡充については、令和3年提案募集にて既に議論され、令和4年1月31日付けで「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の一部改正により、限定的に代理交付可能なケースが拡充されたところであるが、マイナンバーカードの交付率は年々増加しており、カードの交付・更新事務の負担は令和3年提案時点と比して、大きく増している。 また、令和6年秋頃のカードと健康保険証との一体化を考慮すると、上記のように本人が出頭することが困難で、かつ写真の表示された本人確認書類を持ち合わせない方からの交付申請も増えてくると予想される。これらの方々は施設に入所していないところ、職員が一件ずつ訪問し本人確認をすることになるが、上述のとおりカード交付・更新事業の負担が増加するなか、そういった対応は更に現場の負担を増すものであり、また、必要とする方にカード交付できない状況が続くこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	36	12_その他	一般市	ひたちなか市	デジタル庁、法務省	B　地方に対する規制緩和	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。	【現状】 当市では、様々な手続きにおいて、職員が法務局に出向いて登記事項証明書等の公用請求を行っている。 【問題点】 行政課題の複雑化・多様化を受け、職員の業務効率化が求められている中、移動に多くの時間を浪費している現状の運用は非常に非効率的であり、改善の必要があると捉えている。 登記事項証明書はオンライン請求も可能であるが、受け取りは郵送等や窓口となり書面の入手までに数日を要する。市税滞納者の資産情報の確認や納税通知書を送付した際に問い合わせがあった場合に、市が保有しているデータが真であるか確認するときなど、迅速に登記事項証明書を取得することが望ましい事例も多く、移動時間を費やしてでも法務局に出向いて公用請求をしているのが実情である。 【解決策】 当市ではデジタル庁主導のもと、先行運用団体として、申請人等に対する登記事項証明書の添付が法令上規定されている手続のうち一部について、法務省が保有する登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。現在の枠組みでは、公用請求によって登記事項証明書を取得している手続きについては情報連携の対象外とされていることから、対象範囲を拡大し、住民の利便性向上のみならず、職員の業務効率化に繋がる運用への変化を求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	37	11_総務	一般市	三原市	総務省	B　地方に対する規制緩和	昭和38年12月19日　自治丁行発第93号各都道府県総務部長宛　行政課長通知	出納員その他の会計職員について個別の任命を不要とすること	出納員その他の会計職員の任命について、辞令形式によらず、規則等で一定の職にある者が当然に出納員その他の会計職員に充てることを可能とすること。 また、可能であるならばその旨を明確にすること。	出納員その他の会計職員については、地方自治法第171条第2項において「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。」と定められており、「昭和38年12月19日　自治丁行発第93号各都道府県総務部長宛　行政課長通知」により、個々の職員を充て職ではなく辞令形式により任命することが適当であると解されているため、個々の職員に対する市長印を押印した辞令（出納員証）を廃止できない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (33)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅲ）障害福祉サービス等の提供（5条）を行う事業所に係る報酬算定については、通所系サービス事業者が居宅を訪問するなど、事業者が代替的な方法によりできる限りの支援の提供を行った際に、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象とすることができる場合の基準を明確化するなど、災害時においても利用者への継続的な障害福祉サービスの提供を確保する観点から可能な方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 5【厚生労働省】 (49)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅰ）障害福祉サービス等の提供（5条）を行う事業所に係る報酬算定については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平8法85）2条1項の規定に基づき特定非常災害に指定された場合だけでなく、特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した都道府県が、障害福祉サービス事業所等の被害状況等を把握した結果、公共交通機関の寸断や事業所の倒壊等により、通所によるサービス提供が困難な状況が見込まれるなど、やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とする取扱い（以下この事項において「臨時的取扱い」という。）での支援が適当であると判断した場合には、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した都道府県に臨時的取扱いを適用する旨を地方公共団体に通知した。 ［措置済み（令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）］	特定非常災害に指定されていない場合においても、被災した都道府県が、臨時的取扱いでの支援が適当であると判断した場合には、国に個別に協議することとし、国が認めた場合は、被災した都道府県に臨時的取扱いを適用できることについて、各都道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発出し、周知した。 また、臨時的取扱いにおける「できる限りの支援」について、訪問による支援が困難である場合等においては、コミュニケーションアプリの活用や電話等による支援も市町村が適切であると判断した場合には対象とすることができることについて、各都道府県、指定都市及び中核市宛てに事務連絡を発出し、周知した。	【厚生労働省】災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について（令和6年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_31	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
5【農林水産省】 (4)森林法（昭26法249）及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平20法32） 市町村森林整備計画（森林法10条の5）及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法5条）については、一体的に策定することが可能であることを明確化し、市町村に令和5年度中に通知する。	—	市町村森林整備計画及び特定間伐等促進計画については、一体的に策定することが可能であることを明確化するため、林野庁森林整備部計画課長通知を改正した（令和6年3月28日施行）。	【農林水産省】「「市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について」の一部改正について」（令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_32	林野庁森林整備部計画課
5【農林水産省】 (3)森林法（昭26法249） （ⅰ）市町村森林整備計画の変更（10条の6）については、市町村の事務負担の軽減に資するよう、市町村森林整備計画を変更した事例を分析した上で、計画を変更する必要がない類型及び関係森林管理局長への意見聴取（10条の6第4項において準用する10条の5第8項）の必要がない類型を整理するとともに、都道府県知事との協議（10条の6第4項において準用する10条の5第9項）に先立つ連絡調整については手続の簡略化が可能な類型及びその方法を明確化し、これらの類型及び方法について地方公共団体に令和5年度中に周知する。	—	市町村森林整備計画の変更については、市町村において市町村森林整備計画を変更した事例を分析し、計画を変更する必要がない類型、関係森林管理局長への意見聴取の必要がない類型並びに都道府県知事との協議に先立つ連絡調整の手続の簡略化が可能な類型及びその方法について整理し、地方公共団体に周知した。	【農林水産省】「市町村森林整備計画の変更手続の簡素化について」（令和6年3月28日周知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_33	林野庁森林整備部計画課
—					
5【総務省】 (19)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅴ）やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときに行うことができる個人番号カードの代理人への交付（施行令13条5項）については、市町村（特別区を含む。）における事務の実態等を踏まえつつ、親族の看護又は介護を行う者に係る取扱いについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁】 (11)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、早期の対応に向けてシステム整備等の工程表を令和5年度中に作成し、必要な措置を講ずる。 （関係府省：法務省） 5【法務省】 (8)公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続 公用請求による登記事項証明書の取得が必要な地方公共団体の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：デジタル庁）					
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	38	05_教育・文化	都道府県	鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第56号）、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて（事務連絡）	夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和	夜間中学における遠隔授業（学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習）について、以下の要件緩和を求める。 ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室（サテライト）の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。 ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。 ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。	当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室（サテライト）の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。 ①夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室（サテライト）を設置することを考えているが、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。学校長の判断で教員免許を持っていない者の活用を認めるなど、柔軟な運用が必要である。 ②入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。 ③分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	39	11_総務	その他	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 町の市制移行や一部事務組合の名称変更などであって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これらの事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。 特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議会の議決も必要となるところ、当該議決から当該名称変更日までに時間的余裕がない場合も多く、当該名称変更に伴う規約の変更の手続の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることが大きな事務負担となっている。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる（本組合のように数十団体（あるいは100を超える団体）で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。）。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	—
R5	40	11_総務	その他	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、静岡県、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項及び第290条	一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体が消滅又は解散する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。 その変更内容は「構成団体から、○○（団体名）を削除する。」という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる（本組合のように数十団体（あるいは100を超える団体）で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。）。 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 （16）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平28法105） 夜間中学（14条）におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下のとおりとする。 ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などで授業の配信が受けられること、当該受信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあり得ること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないように配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。 ・遠隔教育特例校（学校教育法施行規則（昭22文部省令11）77条の2）の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【文部科学省】 （22）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平28法105） 夜間中学（14条）の教育活動におけるオンラインの活用については、当該教育活動の充実を図る観点を含め、遠隔教育特例制度（学校教育法施行規則（昭22文部省令11）77条の2）について、告示を改正し、告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合には、これまで、実施要項に基づき、実施計画書の提出により文部科学大臣の指定を受けることとしていた手続を不要とした上で、各都道府県教育委員会等の適切な関与の下で「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を可能とし、遠隔教育の活用に関する留意事項等と併せて、都道府県教育委員会等に通知した。 ［措置済み（学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件（令和6年文部科学省告示第47号）、令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室、参事官（高等学校担当）付事務連絡）］	夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となるが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であることや、課程の修了や卒業の認定に当たっては、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うことも可能であり、高等学校入学者選抜においては、オンラインを活用した学習を受けたことによる不利益が生じないように配慮いただくこと等について、各都道府県・指定都市宛に事務連絡を発出し、周知した。 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、遠隔教育特例校制度も含めた義務教育における遠隔教育の在り方について検討し、令和5年12月に中間まとめを取りまとめた。また、中間まとめを踏まえ、大臣の指定を不要とすること等を内容とする遠隔教育特例校制度の見直しを行った。	【文部科学省】今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）（令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室・参事官（高等学校担当）付事務連絡） 【文部科学省】義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）（令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知） 【文部科学省】学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件（令和6年文部科学省告示第47号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5ftu_tsuchi.html#r5_38	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室
—					
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	41	11_総務	その他	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第286条第1項、第286条の2第1項及び第2項並びに第290条	複合的一部事務組合の構成団体が一部の共同処理事務のみをとりやめようとする場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止等	複合的一部事務組合の規約の変更に関して、当該一部事務組合の構成団体が一部の事務のみ共同処理をとりやめようとする場合における当該事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするなど要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 複合的一部事務組合において2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合には、一部事務組合から脱退しようとする場合と異なり、地方自治法第286条の2第1項の規定による脱退（以下「予告脱退」という。）のような制度がないため、必ず通常の規約の変更の手続によらなければならないので、1つでも構成団体の議会の議決を得られなければ共同処理事務のとりやめが認められない。 このような状況は、共同処理をとりやめようとする事務以外の事務については引き続き共同処理を希望する構成団体とその他の構成団体との間の関係性に支障をきたすおそれがあり、また、平成24年の地方自治法の改正により予告脱退の制度が導入された趣旨（一部事務組合からの脱退手続の簡素化・弾力化）にも沿わないものと考えられる。 【支障の解決策】 上記支障事例のような場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすること又は一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合にも予告脱退と同趣旨の規定を設けることによって、より柔軟な対応が可能となり、支障事例の解決が図られるものと考える。	—
R5	42	07_産業振興	都道府県	大阪府、神奈川県、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	金融庁、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項、第9条の2第7項、自動車損害賠償法第5条、第28条の2第5項	自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に係る同意手続の簡略化	中小企業等協同組合法（以下「法」という）の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の6の2第3項における自動車損害賠償保障法（以下「自賠責法」という。）第5条に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）を行う組合から、共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもの等を変更する旨の申請があった際、所管行政庁は認可にあたり自賠責法第28条の2第5項において国土交通大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）にあらかじめ同意を求めなければならない旨規定されている。 自動車賠償責任保険（以下「責任保険」という）に係る基準料率等については、毎年その妥当性を金融庁長官が自賠責保険審議会を経て判断しており、改定する場合は審議会を経て国土交通大臣に同意を得たうえで改定される。このようにして改定された基準料率に基づき、各組合等は共済掛金の変更申請を都道府県に行っている。 以上を踏まえ共済掛金の変更申請について、その内容が責任保険に係る基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融庁長官及び国土交通大臣の同意を不要とする措置を求める。	責任共済に係る共済掛金の改定については、改定される日時があらかじめ決められていることがほとんどであり、また改定される料金が示されてからでなければ変更認可申請を行うことができないため、改定日時に間に合うよう非常に短い期間の中で金融庁長官及び国土交通大臣に対する同意の手続及び共済規程の変更認可申請に係る審査を同時並行で行うことが求められる。 これは、事務の煩雑化を招き、十分な審査期間を設けることができず、審査における見落としを生じさせる可能性があり、組合に対し不利益を与えかねない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	43	07_産業振興	都道府県	大阪府、福島県、神奈川県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	金融庁、経済産業省	B　地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法第9条の2第7項、第9条の6の2	共済事業認可業務手続きに係る保険商品等の内容の妥当性の担保	中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第9条の6の2により都道府県が行う共済規程の認可における共済事業及びその商品の妥当性の審査は、全国での公平性及び消費者保護の観点から、専門知識を有する国において判断することが望ましいと考える。 ただし、引き続き都道府県において事務を行う場合は、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設されたい。	法の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の2第7項（中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項含む）に基づく共済事業を実施しようとする組合もしくは既に実施している組合が、共済規程の新規作成もしくは変更を行う際、行政庁の認可を受ける必要があるが、法上、そのほとんどを都道府県が担うこととされている。 認可に係る審査項目となっている共済事業の内容については、その大部分が保険業法に基づくものであるが、当府には保険業法に係る審査等のノウハウが乏しいのが実情である。 保険業法に精通していない所管行政庁が共済事業について適切に審査を行うことは非常に困難であり、多くの時間を要するが、その分組合にとっても事業開始時期が遅れることになる。共済事業は組合の収支に多大な影響を及ぼすため、適正に審査を行うことが必要である。	—
R5	44	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、福島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号） 児童養護施設等における自立支援体制の強化について（令和3年3月8日付け子発0308第4号）	児童福祉施設等における自立支援担当職員に係る専任要件の見直し	児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員の勤務ローテーションに入ることを可能とすること。	施設退所後の自立支援については、入所中から日常的な関わりを持ちながら、当該児童の状況や希望等を把握し、信頼関係を築くことが重要であるが、自立支援担当職員に専任要件が課されているため、入所中からの連続した支援が行いづらい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	45	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号）	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱について、提示時期を早めること。	交付要綱の提示について、各自治体は国からの交付要綱の提示を受け、支弁基準等の改定を行っている。当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要がある。近年は、新規の加算項目の追加、金額の変更等も頻繁に行われており、担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務等と重なることで作業面においても非常に非効率な状況が生じており、過去には保護単価設定誤りなどのミスが生じたこともある。特に令和4年度については、令和5年3月20日に令和4年度要綱が示されたため、例年以上に業務が集中した上、補正予算対応も不可能なスケジュールであった。 また、年度末の提示では、施設側への各種単価の説明などを十分に行うことができず、請求元である施設にも負担を強いている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （推薦年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—					
5【金融庁（1）】【国土交通省（8）】 自動車損害賠償保障法（昭30法97） 都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程（共済掛金等に係るものに限る。）の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意（28条の2第1項等）を得る手続については、都道府県等の負担軽減に資するよう、令和6年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す。	—	都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程（共済掛金等に係るものに限る。）の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意（自動車損害賠償保障法第28条の2第1項等）を得る手続について、都道府県等の負担軽減に資するよう、従来、慣例として中小企業庁等を経由して関係都道府県から国土交通省及び金融庁へ送付していた同意依頼は、手続の一部短縮化のため、関係都道府県から直接国土交通省及び金融庁へ送付いただくフローに変更したことを、関係都道府県に通知した。	【金融庁】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続きの簡略化について（依頼）（令和6年3月29日付け金融庁監督局保険課事務連絡） 【国土交通省】自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する手続きの簡略化について（依頼）（令和6年3月29日付け国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_42	金融庁企画市場局総務課保険企画室 国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室
—					
—					
5【こども家庭庁】 （1）児童福祉法（昭22法164） （ｉ）児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱については、地方公共団体等の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（特別区を含む。）に通知する。	—	令和6年5月に、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱について、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（特別区を含む。）に通知した。	【こども家庭庁】「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について（令和6年5月22日付けこども家庭庁長官通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_45	こども家庭庁支援局家庭福祉課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	46	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、福島県、京都府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	・生活保護法第19条第7項第3号 ・地方自治法施行令第161条第3項	町村における生活保護費の資金前渡（窓口交付）に係る法規定又は資金前渡手法の整備	生活保護法第19条第7項第3号に基づく町村における生活保護費の交付（いわゆる窓口払い）に関し、都道府県から町村に生活保護費を手渡す方法として資金前渡の方法が採られているが、町村において生活保護費の紛失等が発生しても町村長個人が責任を負うことがないように、法規定又は資金手渡し手法の整備を行うこと。 （例①：地方自治法施行令第161条を改正し、執行機関としての町村長に対しても資金前渡を行える規定を新設する。例②：資金前渡職員としての町村長個人の責務を、町村における口座からの出金までとし、出金以後の保管等は町村の責務とするなど、個人としての町村長の責務を最小化する手法を考案し、自治体に対して明示する。） 　あるいは、一次的には町村が紛失した生活保護費を公金で賠償し、町村長への求償は別途当該町村が二次的に判断する手法を整えること。	福祉事務所を設置しない町村の長が、都道府県の福祉事務所長から求められた場合、被保護者に対して生活保護費（保護金品）を交付することは、執行機関としての町村長に委託された事務（すなわち町村の事務）とされている。そして、都道府県の福祉事務所から町村への生活保護費の受け渡し方法として、資金前渡の方法が採られている（地方自治法施行令第161条第3項に基づき、都道府県の福祉事務所長が、町村長をテめ資金前渡職員に指定した上で、資金前渡を行う。） しかし、地方自治法施行令において、資金前渡職員は、執行機関としての町村長ではなく、個人としての町村長であるとされているため、町村において生活保護費の紛失等が発生した場合には、その賠償責任や服務上の責任を町村長個人が負うことになってしまい、町村の協力を得ることが難しくなるおそれがある。 窓口払い縮減の方針ではあるものの、一定窓口対応せざるを得ない場合もあり、町村の協力を得ることが難しくなれば、被保護者が最寄りの町村役場で生活保護費を受け取る窓口払いが機能しなくなり、被保護者が不利益を被ることとなる。	—
R5	47	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条（保育教諭等の資格の特例） ・教育職員免許法附則第18項	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされていうが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）において設けられている特例措置を当分の間延長すること。	幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）は、以下の特例措置が設けられている。 ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。 ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。 しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると懸念される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。 本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	48	03_医療・福祉	指定都市	大阪市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	【保育所】 児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（厚生労働省告示） 【幼保連携型認定こども園】 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」（以下、「面積基準緩和特例措置」という。）に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。 当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人（うち待機児童は4人）おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。 仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。 （※）当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	49	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、所沢市、指定都市市長会	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金要綱	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（一般型）における基本分の基準額に係る補助区分の見直し	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（以下「子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業（一般型）における補助基準額について、年間延べ利用児童数300人以上施設の補助区分の細分化と拡充を求める。	現在の補助区分において、利用児童数300人以上は600人刻みとなっており、1区分あたりの差が大きい運用となっている。このため、例えば児童899人を受け入れることが可能な施設であっても、利用児童数300人程度と同額の補助額であるため、施設側が児童の受け入れを最低限に留めることが危惧され、利用者の利便性を抑制している恐れがある。 また、一時預かり事業は、一定数の保育士を確保する必要があることから保育人材の確保が課題となっており、利用児童数が見込みにくいなかでも、運営体制を常時整えていなければならないことから、人件費にかかる経済的な負担が大きく、事業の実施が困難となっている施設が年々増加している。 これらのことから、利用者の利便性を確保するためには、区分の細分化及び一時預かりの受け入れ実績に応じた補助基準額の拡充による人材確保が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	50	05_教育・文化	指定都市	大阪市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 参議院塩村あやか君提出放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問に対する答弁書	放課後子ども教室について処遇改善臨時特例事業の対象とすること	協働活動サポーター等（以下「サポーター等」という。）、放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払が「謝金」とされることについて、放課後児童クラブ支援員等（以下「支援員等」という。）に対する支払と同様に「賃金」とした上で、処遇改善臨時特例事業の対象とすることを求める。	支援員等の放課後児童クラブに勤務する職員に対する支払は「賃金」であるとして、令和3年度の処遇改善臨時特例事業及び令和4・5年度の放課後児童支援員等処遇改善事業の対象となり、賃上げが図られた。 一方、協働活動サポーター等（以下「サポーター等」という。）の放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払については、「謝金」であるとして同事業の賃上げ対象になっていない。 両者とも子どもの安全を確保するという責任を伴う業務であるにもかかわらず、サポーター等については賃上げが図られていないことで、サポーター等の確保が非常に厳しくなっている。また、これらが要因となり、サポーター等の新規登録数が減少し、ひいては指導員一人当たりの負担が増加する状況により、今後運営が困難になることも予想される。 （参考）サポーター等登録数 ・令和2年度287活動室3,965人（1活動室あたり13.8人） ・令和3年度285活動室3,678人（1活動室あたり12.9人） ・令和4年度281活動室3,305人（1活動室あたり11.8人）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （推薦年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—					
5【こども家庭庁（6）】【文部科学省（5）】 教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園における保育教諭等の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「教育職員免許法」の一部改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」（令和6年法律第53号）により、令和11年度末まで（主幹保育教諭、指導保育教諭については、令和8年度末まで）延長された。	【こども家庭庁】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_47	こども家庭庁成育局成育基盤企画課 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【こども家庭庁（5）（ⅱ）】【文部科学省（3）（ⅱ）】 児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）32条2号、3号及び6号）及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）7条6項）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長することとする。また、本特例の適用団体における待機児童の解消に向けた計画の進捗状況を毎年確認し、情報提供や助言などの必要な支援に努める。	—	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第96号）により、令和11年3月31日まで、特例の期限を延長した。	【こども家庭庁】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第96号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_48	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
—					
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個別等）
R5	51	02_農業・農地	一般市	小浜市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第１１(2)⑤ウ(ウ)、Ⅳ第２１(5)②、Ⅳ第２２(9)⑥ウ、Ⅳ第２３(9)⑥ウ、Ⅳ第２４(4)	経営所得安定対策等に係る作付面積等の現地確認の方法の見直し	経営所得安定対策等実施要綱に定められている作付面積等の確認について、現地確認だけでなく、航空写真及び衛星画像等画像による確認も可能とする方改正する。	経営所得安定対策等実施要綱により、市町村は地域農業再生協議会の構成員として、交付申請者から提出された営農計画書と作付面積等の照合等に係る確認作業を担うことと定められている。この確認作業については、基本的には農業共済組合等からの情報提供をもちたに確認し、確認ができない場合は現地確認を行うものであるが、実態としては、農業共済組合等から提供可能な情報は営農計画書と同等のものであり、基本的に現地調査を要するものとなっている。 当市においては、毎年度の現地確認について、市職員が中心となり県、JA及び農業共済組合等と協力し8名体制で実施し、約半月を要しており、当該団体の職員が減少する中で事務負担が大きくなっている。 なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金においては、市町村による農用地の管理状況の確認について、画像による確認も許容されているところ。作付面積等の確認も画像により可能であることから、経営所得安定対策等においても同様に画像による確認も可能とする改正を求めたい。 なお、画像確認も可能とする改正は、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におけるアナログ規制の見直しに関する基本的な方向性にも合致するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	52	11_総務	町	東浦町	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定めろ、いわゆる「少額随意契約」については、「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害する」を鑑みたものである。しかし、その契約の種類及び額を規定する別表第5において定める限度額は昭和57年10月の第37次改正法の施行時から改正されておらず、特に別表5中「工事又は製造の請負」の限度額については、建設工事費の状況(75.9(1982年度)→100.0(2015年度)→113.2(2021年度(暫定))【出典】建設工事費デフレーター：建設総合（国土交通省））や消費税の導入経過（平成元：3%→平成9：5%→平成26：8%→令和元：10%）等から、改正法施行当時の水準から大きく乖離している。 今後、技能労働者の高齢化・担い手不足から働き手確保に向けて労務単価が上昇し、競争入札に係る事務量が増大することが見込まれることからも、随意契約の限度額を少なくとも改正施行当時と同程度の水準に引き上げることが適正である。 また、限度額が都道府県と市町村とで相違することで（「工事又は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円）について、競争入札に付する手間は自治体の規模や契約金額に関わらず同等である上、対象事業者は当該地域において概ね同じであることから、金額差を設ける必要性はない。	—
R5	53	03_医療・福祉	都道府県	新潟県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	栄養士法第5条の3	管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること	管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許を不要とすることを求める。	管理栄養士国家試験の受験には、管理栄養士養成施設を卒業した場合であっても、栄養士免許が必要とされている。 このため、受験者は、受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっており、都道府県（本庁及び保健所）等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得（見込）照合書（管理栄養士国家試験の受験願書の添付書類）」の発行を短期間で行わなければならず、負担となっている。 管理栄養士は、栄養士業務に加え、高度な業務に従事することができる、栄養士の上級資格であることから、受験者からは、「管理栄養士に栄養士免許は不要ではないか」との意見も聞かれる。また、栄養士施設の卒業者の場合は国家試験の受験資格を得るためには実務経験を経る必要があるため栄養士免許が必要であることは理解できるが、管理栄養士養成施設の卒業者の場合は実務経験は不要であるところ、その観点からも栄養士免許の取得は不要だと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	54	03_医療・福祉	都道府県	新潟県、福島県	デジタル庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「第37回管理栄養士国家試験の実施について」（令和4年8月30日付け厚生労働省健康局健康課長通知）等	管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止	管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。	管理栄養士国家試験の実施に当たっては、法令上は特段の規定がないにもかかわらず、厚生労働省の通知により、各都道府県（本庁及び保健所）等が受験者に対し、受験願書に添付する「免許等照合書」の発行を行うことが求められている。 発行に当たっては、対面又は郵送により栄養士免許証（原本）等と免許等照合書の記載内容を照合する必要があることから、受験者及び都道府県等双方において大きな負担となっている。 一方、調理技術技能評価試験では、試験実施機関が受験者から調理師免許証の写しを受領の上、受験資格に該当するかを確認していることから、管理栄養士国家試験においても、試験を実施する厚生労働省が、受験者から栄養士免許証の写しを受領の上、確認することも可能と考えられる。 【参考】提案団体における「免許等照合書」年間発行件数（令和4年度）　約30件（1件当たり所要時間　15～30分）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	55	03_医療・福祉	一般市	今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	こども家庭庁、デジタル庁	B　地方に対する規制緩和	母子保健法第13条	妊産婦健康診査の広域化	①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。 ②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。 例）妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。（15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など）	妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。 当市においては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還払申請による負担がかかる現状である。 また、償還払いの妊産婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。（健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	56	01_土地利用（農地除く）	指定都市	静岡市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条 生産緑地法第7条～第15条	生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化	生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という。）第4条に基づく届出手続が重複していることから、公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。	生産緑地地区の区域内の土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにしようとする場合、農地法に基づく手続のほか、生産緑地法第10条の買取申出と、公拡法第4条の届出が必要である。しかし、生産緑地法の手続により市町村が一度買い取らないと判断した土地につき、公拡法第4条に基づく届出により改めて地方公共団体等に対して買取希望の機会を与えても、買取協議が成立する可能性はごく限定されている。このような手続は、土地所有者及び行政機関に二重の負担を生じさせるとともに、民間の土地取引をいたずらに遅延させている。 【支障事例】 生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買取有無の確認、生産緑地の農林漁業者への取得斡旋を行い、最長3か月後に生産緑地に係る土地の行為制限が解除（生産緑地法第14条）される。一方、生産緑地地区の土地所有者が土地の売買契約をしようとする場合、公拡法の規定により都道府県知事等へ有償譲渡届出が義務付けられ（公拡法第4条第1項第5号）、届出後3週間は地方公共団体等の買取有無の確認のため譲渡を制限されるため、生産緑地法上の手続が終了してもなお民間の取引が停滞することとなる。 さらに、生産緑地法上の行為制限解除後、既に宅地造成等され外形上も既に農地ではない生産緑地地区の土地について、都市計画が変更されない限り、公拡法の届出が必要となるため、民間取引の遅延が生じている。 以上のように、2法律により類似の手続が重複していることから、土地所有者及び行政の手続の合理化を図る必要があると考えている。具体的には、生産緑地地区に指定された土地の売買については、生産緑地法の手続により公拡法の制度目的は果たされることから、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。 あるいは、生産緑地法上の手続により行為制限解除がなされた土地は、生産緑地の指定は形式的なものに過ぎないため、公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。 あるいは、公拡法第5条第2項を準用し、生産緑地法第10条に基づく買取申出により、土地所有者が市町村から買取をしない旨の通知（生産緑地法12条第1項）を受けてから1年以内の場合、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	57	03_医療・福祉	町	蔵王町、仙台市、登米市、東松島市、富谷市、女川町、高知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則第140条の66、地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）	主任介護支援専門員等に係る配置要件の見直し	①「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の範囲拡大（主任介護支援専門員研修の受講要件（介護支援専門員資質向上事業実施要綱④）の拡大）を求める。 ②現行の介護保険施行規則（主任介護支援専門員の配置要件）を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」等へ見直しを求める。（1.主任介護支援専門員を常勤から非常勤でも可能とする基準緩和、2.地域の民間事業所の主任介護支援専門員と連携し、質の担保ができる場合に限り、主任介護支援専門員を配置したとみなす基準緩和、3.被保険者数による3職種の配置区分要件の拡大　等）	【現行制度について】 「第1号被保険者（65歳以上の高齢者）数、3千人～6千人毎に、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を各1人ずつ配置すること」と介護保険法施行規則第140条の66で定められている。 当団体は、第1号被保険者は4,445人（令和4年9月月報より）のため、3職種1名ずつ配置することにセンター設置要綱で定めているところである。運営形態について、近隣の自治体をみると「自治体直営」「委託」「職員を自治体に民間事業所から出向等」の形態が見受けられた。 【支障事例】 当団体の場合、市町村内民間事業所には、3職種の確保が困難であるという理由から、受託できる事業所や職員を派遣できる事業所がなく、平成18年のセンター設置当初から直営で運営を行ってきた経緯があり、3職種とも当団体職員を配置しているところ。 そのような中で、当団体での課題は、職員（特に主任介護支援専門員）の配置である。 主任介護支援専門員の資格を有しているのは、当団体職員1名のみで、募集をかけても主任介護支援専門員からの応募がない状況。また、町内の民間事業所の主任介護支援専門員は、事業所内でのリーダーの立場であるが、事業所においても主任介護支援専門員の雇用に苦労しており、地域全体で介護人材の奪い合いとなることから、今後の運営に危機を感じている。 【制度改正の必要性】 「地域包括支援センターの設置運営について」において、主任介護支援専門員に準ずる者の既定がなされているが、平成19年度以降は、この規定が現場に則しておらず、主任介護支援専門員に準ずる者の従事率は、1.4%と極めて少ない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	58	09_土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3．第3号ロ、4.3-1号	旧耐震基準の木造住宅の除却に係る住宅・建築物安全ストック形成事業の事業要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付対象事業の住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業について、事業要件として対象となる住宅が「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの」であることが定められているが、旧耐震基準の（建築物の構造基準が強化された昭和56年5月以前に建てられた）木造住宅を除却しようとする場合については、当該要件を除外するよう求める。	旧耐震基準の住宅の耐震改修への支援に際し、住宅の詳細な耐震性能を把握できる耐震診断は必要な補助要件であると考えられる。 一方、旧耐震基準の木造住宅を対象とした当県の耐震診断の補助実績のほとんどで耐震性がなかった（令和4年度175件中173件、令和3年度206件全て、令和2年度155件中153件）ことを踏まえると、旧耐震基準の木造住宅の除却について耐震診断を補助要件とする必要はない。当県では、倒壊の危険性がある住宅の除却に係る補助制度を令和6年度から創設することを検討しているが、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行う場合、無用の耐震診断の実施のために住宅所有者の負担や国・地方公共団体の財源負担及び事務負担が生じることとなる。 なお、当県における耐震診断に係る事務の1件、職員1人当たりの所要時間は、額の確定に係る図書の審査に15分程度、県内市町においては交付決定に係る審査が1時間程度、額の確定に係る図書の審査が1～2時間程度であり、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	59	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、仙台市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、山形県、広島県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3項、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について（平成29年9月29日社援発0929第4号老発0929第2号）	技能実習生における介護職員配置基準の緩和	介護職の技能実習生については、介護施設側が日本語能力を加味するなどして、6月の経過を待たずとも、配置基準の職員とみなす取扱いとなるよう、要件の緩和を求める。	介護人材不足については、福祉専攻の専門学校や大学の定員減少から新卒採用が困難な状況が続いていることから、年々深刻さを増しているため、介護関係団体より人材確保についての実効性のある取組について要望されている。 また、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年には、高齢者と介護職員の需給ギャップがさらに進展することから、一層の介護職員確保が必要であるにも関わらず、職員が充足されないために、利用定員数に対して定員割れせざるを得ない事態となることが懸念され、安定的な運営が困難となる恐れがある。 そこで、介護職の技能実習生の受入を進めるべきであるが、実習を開始した日から6月を経過しなければ、配置基準上の職員とみなされないことから、地方における慢性的な職員不足の解消に至っていない現状にある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (13)経営所得安定対策等交付金 経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認については、画像等の利用が可能であることを明確化するため、令和6年中に「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官依命通知)を改正する。	—	「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官依命通知)を改正し、経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認について、画像等の利用が可能であることを明記した。 また、本改正については地方公共団体に通知するとともにWebサイトに掲載し、周知した。	【農林水産省】「経営所得安定対策等推進事業実施要綱の一部改正について」(令和6年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_51	農林水産省農産局穀物課経営安定対策室 農林水産省農産局企画課水田農業対策室
—					
5【厚生労働省】 (5)栄養士法(昭22法245) (ⅲ)管理栄養士国家試験の受験資格(5条の3)については、管理栄養士養成施設を卒業した者(5条の3第4号)は、栄養士として必要な知識及び技能を修得していることを確認することができることから、栄養士でなくても受験を可能とする。					
5【デジタル庁(1)(ⅱ)】【厚生労働省(5)(ⅱ)】 栄養士法(昭22法245) 管理栄養士国家試験の受験の申請に係る免許等照合書については、受験者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、令和7年度管理栄養士国家試験から廃止する。					
5【こども家庭庁(9)】【デジタル庁(6)】 母子保健法(昭40法141) (ⅰ)里帰り出産に関し、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体への実態調査等を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。 (ⅱ)妊産婦健康診査の受診票の利用に関し、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担を軽減する方策等について、令和6年度中に結論を得た上で、自治体システム標準化と母子保健情報等の情報連携基盤の全国展開に合わせ必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (12)公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)及び生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、地方公共団体及び土地所有者の負担軽減並びに土地取引の円滑化を図るため、一定の要件を満たす場合には、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出(生産緑地法10条及び10条の5)をした者について当該届出を不要とする。	—	生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、生産緑地の所有者及び地方公共団体の負担を軽減し、円滑な土地取引の実現を図るため、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第 12 条の規定に基づく買い取らない旨の通知があった日の翌日から1年間に限り、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項の規定に基づく都道府県知事等への有償譲渡の届出を不要とした。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の施行について(通知)(令和6年8月19日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長、都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_56	国土交通省不動産・建設経済局土地政策審議官部門土地政策課公共用地室、都市局公園緑地・景観課
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅷ)地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅳ)地域包括支援センター(115条の46第1項。以下「センター」という。)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置については、省令を改正し、一定の条件を満たす場合に、第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を、複数のセンターが担当する区域の第1号被保険者の数を合算した上で、当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ配置基準を満たすものとし、柔軟な職員配置を可能とした。 [措置済み(介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号))]	地域包括支援センター における効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこと等とし、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_57	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【国土交通省】 (19)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除却する場合に、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とし、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	住宅・建築物耐震改修事業について、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除却する場合に、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とする旨について、地方公共団体に対して通知した。	【国土交通省】「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)」(令和6年1月30日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_58	国土交通省住宅局市街地建築課
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	60	02_農業・農地	都道府県	宮城県、石巻市、岩沼市、東松島市、蔵王町、長野県、広島県	農林水産省、経済産業省	B　地方に対する規制緩和	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記2－3農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）第5条 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）第4条	農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し	農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）の効率的な運用のため、「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の相談段階で関係する事業実施予定地の都道府県へ情報提供を行い、当該計画の認定審査の際に意見照会の機会を付与すること。また、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の意見照会をする場合は、意見照会の期間を長く設けるよう運用の改善を行うこと。これに加え、「産業支援型」の事業の実施手続に定めている都道府県事業実施計画の作成を廃止すること。	農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画及び「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画が定められている。各計画は、国から認定を受ける必要があるが、認定時、県に対して適正な意見照会機会の確保、情報提供がなされていない。実際に当県で事業を検討していた事業者が農商工等連携事業計画に関して関東農政局に相談したことがあったが、相談内容について当県に対して情報提供がなかった。そのため、事業概要を把握できず、県下の各自治体で展開している独自の支援施策等の紹介を行うことができないことがあった。また、交付申請の手続にあたっては、事業実施主体が策定した計画を基に都道府県計画を作成するよう規定、義務化されている。ただし、この計画の内容は、交付要件に定める計画（総合化事業計画等）に基づいて作成されるため、事業目標や内容が達成不可能であり、地域の実情と合わないと考えられる計画でも、それに沿って指導を行わなければならない懸念がある。 これらのほか、交付申請に当たり、事業実施申請者から提出された事業実施計画を都道府県事業実施計画の様式に転記しているのが現状であるため地方農政局長等への提出までに時間がかかり、迅速な事業開始等に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	61	02_農業・農地	都道府県	宮城県、仙台市、石巻市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、美里町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農地法第3条、第4条及び第5条 「施設園芸用地等の取扱いについて」（平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知） 「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知）	施設園芸用地の整備に係る農地法上の農地として取り扱うことができる土地及び設備用地の明確化	施設園芸用地の整備に関し、耕作用の土を1メートル程度盛り土して農作物の栽培を行っている土地や、農作物の栽培を行っている土地と一体的に整備する必要のある貯水池、トイレ・更衣室、作業用倉庫の用地が、農地に該当することを明確化する。	「施設園芸用地等の取扱いについて」（平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知）（以下「施設園芸通知」という。）により、農地法上の「農地」として取り扱うことができる一定の判断基準が示されている。 栽培棟を含めた一体的な農作物栽培のための施設整備を検討していたが、施設園芸通知では、農地として取り扱うことが可能な土地及び設備用地の例示が限定的であるため、以下のケースについて、農地として取り扱うことが可能であるか判断に時間を要している。 ①耕作用の土を1メートル程度盛り土する場合 施設園芸通知における農地として取り扱うとができる「農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態」に該当するのか不明確である。 ②栽培に用いる雨水等を貯めるための「貯水池」 栽培に用いる雨水の貯水及び汚水浄化のために必要不可欠な設備であるが、施設園芸通知で例示されている中に類似した設備がなく、同通知における農地として取り扱うことが可能であるか不明確である。 ③施設の作業員及び収穫用機材格納のために設置する「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」 栽培のために衛生管理が求められ、外部との出入りが容易でないこと、多数の職員が作業をしていることから、栽培施設と一体的に整備する必要があるが、施設園芸通知に照らし、農地として取り扱うことが可能であるか不明確である。 これらのケースが農地として取り扱うことができない場合かつ当該設備用地の規模が2アールを超える場合に農地転用許可が必要とならざるを得ず、農地転用の許可事務及び農用地利用計画上の用途区分の変更に係る都道府県及び市町村の事務負担が発生する。これに加え、固定資産税の評価についても、「農業用施設の用に供する宅地」となり、「一般農地」に比べて上昇することで、土地所有者間の課税に不公平が生じるとともに、土地所有者と耕作者の間で賃料に係る交渉が難航する。 ①～③のケースについて、農地法上の農地に該当するよう施設園芸通知の基準の明確化を行う。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	62	05_教育・文化	都道府県	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、東松島市、富谷市、山形県、福島県、広島県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	各年度に文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡。直近では、次のとおり。 ・令和4年本申請 　令和4年5月30日付 ・令和4年見込額調 　令和4年10月12日付 ・令和5年仮申請 　令和5年2月7日付 ・令和4年実績報告 　令和5年2月14日付	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金における交付申請書の簡素化	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）について、申請や報告に関する書類をスリム化、簡素化して欲しい。	宮城県では令和2年度から当該補助金を活用しており、令和4年度は、県が直接実施する事業に加え、間接補助として27市町村の事業に対して補助を受けている。 国の交付要綱（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱）では、10の様式が定められているが、それらの様式とは別に、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡で、追加の関係書類の提出を求められている。 各様式や関係書類の作成や間接補助分の取りまとめに多くの時間がかかっている。 特に、7つあるメニューのうち、「① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組」「②家庭教育支援の基盤の構築に資する取組」に関する書類（エクセルデータ）が、他のメニューに比べ、作成に時間がかかっている。 時間がかかる理由は次のとおり。 ・書類の種類が多い。 ・書類の記入ルールが複雑かつエクセルの枠内、エクセルの印刷範囲外、エクセルのコメント欄、別ファイルの記述例、記入要領、Q&Aなどに分散している。 ・入力量が膨大な報告様式がある。 →本申請 様式1~2~② について、令和4年度宮城県では、77列×327行に入力し、報告する。 ・取りまとめしにくいシートがある。 →実績報告 様式2別表2(1)について、間接補助の市町村分の回答を行の追加により入れ込むようになっており、その都度合計欄の関数を変更する必要がある。 ・エクセルのセルの結合の多用、行の追加の制限により、コピー＆ペーストがしにくい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	63	03_医療・福祉	一般市	伊勢崎市、群馬県、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、甘楽町、中之条町、片品村、みなかみ町、玉村町、大泉町	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4第2項及び第43条の5第6項第2号並びに児童福祉法施行令第25条の5第1項第5号及び第27条の4第1項	高額障害福祉サービス等給付費等における控除の対象とする給付費の見直し	高額障害福祉サービス等給付費等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に規定される高額障害福祉サービス等給付費並びに児童福祉法第21条の5の12に規定される高額障害児通所給付費及び同法24条の6に規定される高額障害児入所給付費）において、その併給調整対象から介護保険法第51条の2に規定される高額医療合算介護サービス費及び同法第61条の2に規定される高額医療合算介護予防サービス費を除外することを求める。	高額障害福祉サービス等給付費等の支給事務において、高額医療合算介護（予防）サービス費が併給調整の対象となっているため、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となるサービス利用月から長期間が経過してから同給付費を支給することとなっており、受給対象者はその支給を待つ間、一時的であっても経済的負担を強いられ、その期間は長期に渡っている。 さらに、支給に時間を要していることから、受給者が死亡し相続人が見つからないなど、支給が困難となるケースが生じている。 また、高額医療合算介護（予防）サービス費等の支給を待たずに高額障害福祉サービス等給付費等を支給することは可能であるが、支給後に返還請求を行うケースが生じる。その場合、受給者へ返還に係る説明を行うこととなるが、制度が複雑であることに加え、サービスの利用や高額障害福祉サービス等給付費等の支給から長期間が経過した後に返還を求めることとなるため、対象者から理解を得ることが困難である。 高額障害福祉サービス等給付費等における高額医療合算介護（予防）サービス費との併給調整については、制度が複雑かつ調整の対象となる受給者が少数であるため、システム開発は費用対効果が期待できず手作業での事務となっていること、並びに給付費の算定や返還に関する事務が煩雑であることにより、事務コストが膨大である。	—
R5	64	07_産業振興	中核市	倉敷市	内閣府、経済産業省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	都市計画法、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律、都市計画運用指針、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）	中心市街地活性化基本計画の認定要件のうち大規模集客施設の立地制限に係る要件の見直し	大規模集客施設を誘導施設に定めた都市機能誘導区域内に限り、準工業地域の特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を解除しても、中心市街地活性化基本計画の認定が継続されるよう、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の見直しを求める。	当市では、立地適正化計画において、公共交通へのアクセス等を勘案して、市中心市街地のみならず、鉄道駅に近い業務・商業等が集積する合併前の旧市町中心部など、それぞれの拠点に都市機能誘導区域を定め、必要な誘導施設の誘導を図り、「多極ネットワーク型」のコンパクトなまちづくりを目指している。 これらの都市機能誘導区域内には、合併前の旧市町において、地域の拠点として求められる都市的サービス機能の集積を図る市街地が形成されてきた経緯や、特色ある地場産業の操業の場としての環境の維持と住環境との良好な共生を目指すなど地域の実情から準工業地域が指定されているが、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるため、市内全域の準工業地域において特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限している。そのため、合併前の旧市町中心部など、中心市街地活性化基本計画の区域外の都市機能誘導区域であっても、準工業地域には誘導施設である大規模集客施設の立地ができない状況となっている。 このため、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏ることとなり、市内における拠点の一極集中が促進され、当市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に支障が生じている。 なお、用途地域を変更することによる対応は、都市機能誘導区域内に既に存在する工場が建替えできなくなるなどの問題があるため、困難であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	65	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、福島県、滋賀県	内閣官房	B　地方に対する規制緩和	ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4	ギャンブル等依存症対策推進計画との一体的策定及び計画期間の見直し	ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。 また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。	当県で策定している医療計画では、ギャンブル依存症に関する対策を定めているが、法令上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとの規定があるため、両計画には内容の重複があるにもかかわらず、当県では、それぞれを別個の計画として策定している。また、ギャンブル等依存症対策推進計画は「少なくとも三年ごと」に見直しの検討を行い、必要があると認めるときは変更するよう努めなければならないとされているため、3年ごとに会議の開催や調査の実施等が必要となり、大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	66	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、能代市、由利本荘市、潟上市、大仙市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉に係る基準省令の早期公布	各種福祉関係施設の人員、設備等の基準を定めている「基準省令」について、地方自治の本旨である住民自治（地方議会における審議、住民参画等）の重要性に鑑み、早期に公布していただきたい。	児童福祉施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、基準省令に規定される。「基準省令」は条例への委任規定があり、地域に合わせて設定できるようになっている。このため、県では十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布から県の議案提出まで約1ヵ月程度の期間であり、十分な検討・審査の上、条例に反映するための時間が確保できていない。パブリックコメントや事業者への周知などに十分な期間を確保できず、県民の意見の反映や、事業者等が事業を検討する機会を失っている。 さらに、公布された省令に誤りがあり、施行日（令和5年4月1日）直前の3月になってからその内容が改められることとなったが、官報への正誤の掲載が議会開会中に間に合わず、議案を取り下げ、議会閉会後に知事の専決処分をすることとなり、地方議会における十分な審議ができていない。また、条例の公布時期が遅れたことで、事業者等への十分な周知期間を確保できなかった。 これら議会対応方針及び修正内容の検討、その他基準省令の誤りへの対応に膨大な作業時間が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされ、働き方改革の観点からも大きな支障が生じた。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省（10）】【経済産業省（7）】 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平20法38） 農商工等連携事業計画の認定（4条1項）に当たっては、農山漁村第イノベーション整備事業（産業支援型）の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。 5【農林水産省】 （11）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平22法67） 総合化事業計画の認定（5条1項）に当たっては、当該計画案の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」（平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知）に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。 ［措置済み（令和5年10月11日都市農村交流課長等会議）］	—	＜前段＞ 申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度に通知した。 ＜後段＞ 総合化事業計画の認定に当たっては、当該計画の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」（平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知）に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。	＜前段＞ 【農林水産省・経済産業省】「農商工等連携事業における都道府県への情報提供について」（令和6年3月18日付け農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知） ＜後段＞ 【農林水産省】令和5年度都市農村交流課長等会議資料（令和5年10月11日開催）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_60	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 農林水産省農村振興局都市農村交流課
5【農林水産省】 （5）農地法（昭27法229） 農地（2条1項）については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	農地については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知した。	【農林水産省】「農地に盛土等の行為を行った場合の農地法等の取扱いについて」（令和5年12月25日付け農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農地調整担当）、農村振興局農村政策部農村計画課課長補佐（農業振興地域班）事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_61	農林水産省経営局農地政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
5【文部科学省】 （21）学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン） 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理及び一覧性のある記入要領の作成などの改善方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【文部科学省】 （25）学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン） 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。 ［措置済み（令和6年5月15日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室事務連絡）］	提出書類の入力事項の削減、様式の見直し、入力時の注意事項の整理、一覧性のある記入要領の作成等の措置を講ずるとともに、「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」を活用したオンライン申請を試行的に実施した。	—		文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室
—					
—					
5【内閣官房】 （1）ギャンブル等依存症対策基本法（平30法74） 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（13条。以下この事項において「計画」という。）については、医療計画（医療法（昭23法205）30条の4）と一体のものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した。 ［措置済み（令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡）］	—	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画については、医療計画（医療法（昭23法205）30条の4）と一体のものとして策定すること及び都道府県がその実情に応じて計画の期間を判断することが可能であることを明確化し、その旨を都道府県に通知した。	【内閣官房】「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と医療計画との一体的策定等について」（令和5年11月30日付け内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_65	内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	67	09_土木・建築	都道府県	秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県	内閣府、総務省、財務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」 令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」 上記調査のため、地方整備局が上乗せで行っている事業執行状況調査 総財務第40号令和2年4月28日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について（依頼）」 令和5年1月10日付内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）事務連絡「「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について（依頼）」	補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化	補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。	公共事業については、昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部会計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。 また、総務省自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業施行状況等に係る調査」が県財政部局に依頼されており、令和3年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査と内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年度の国補正予算に関しては、内閣府から地方整備局を経由し執行状況のフォローアップ調査と称し、補正予算だけに特化した予算執行状況調査（契約時期見込み等）が行われている。 以上のように、上述の調査において回答内容に重複する事項（予算額、契約額、支出額、繰越額等）も多いため、重複して調査を行う必要はないと思われる。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課に対して回答している内容について再度回答を求めるものであり、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	68	12_その他	都道府県	東京都	総務省	B　地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12	住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入	総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること	【現在の制度】 地方税のうち、固定資産税・自動車税等本人からの申告を伴わない「賦課税目」については、課税庁において住所、氏名等の「本人確認情報」を住民票等の公簿情報で把握した上で、納税通知書の発送等を行う必要がある。その際、都道府県では最新の公簿情報を保有していないことから、主に住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）により取得しているが、現行の法令では公簿情報は国・地方団体等からの求めに応じて提供することとされており、異動の有無を把握するために最新の公簿情報を都度請求している。 【支障事例】 （1）納税者からの申請受付時に本人確認を行う際、都道府県が把握している住所情報と異なる場合は、住所履歴を確認する等納税者・都道府県双方に手間が生じる。 （2）上記に関連して、納税者情報が最新のものでない場合、納税通知書の郵便返戻が多発し（都の固定資産税約1.4万件/年、自動車税（種別割）約1.2万件/年等）、住所調査業務等の負担が生じている。そのほかの滞納整理事務等と合わせて、都では年間数万件の住民票の公用請求を区市町村に対して行っており、都道府県・区市町村双方に作業負担が生じている。 （3）都道府県の税務システム等においては、納税者情報とマイナンバーの紐づけがなされず、住所等も自動では更新されないため、同一人物がシステム内で別人として扱われる結果、納税者は庁内の複数部署から、同一内容の書類（戸籍謄本、口座情報等）を提出するよう要求されるケースが発生している。 （4）市町村の固定資産税課税事務等においても、いわゆる「住登外」（納税義務のある自治体と住民登録のある自治体が異なるケース。）の納税者に対して、最新の公簿情報を取得できない点は都道府県と同様である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	69	12_その他	都道府県	東京都	法務省	B　地方に対する規制緩和	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	市町村長から登記所へ通知している情報を利用し、登録免許税の算定においてオンラインで通知している価格データの活用及び当該通知のオンライン化を促進すること	相続登記の申請義務化による登記申請数増加を見据え、地方税法第422条の3に基づき市町村長から登記所へ通知している価格データの活用により、データの提供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とするとともに、申請者の負担軽減と国・地方自治体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国的に促進すること	【現在の制度】 不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は登録免許税を算定・納付するために市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等の書類を登記所に提出する必要がある。 一方、登録免許税の算定に必要とされる情報は、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ通知することが求められており、通知に当たっては、令和2年1月から自治体と登記所との協議によりオンラインでの受渡しも可能となった。 また、不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることに伴い、国は「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」（令和5年3月22日）において国民の負担軽減のための環境整備を掲げているが、登記手続自体に対する負担軽減策は示されていない。 【支障事例】 都は所管の登記所と協議の上、登録免許税の算定に必要な価格データをオンラインにより提供しているが、申請者は引き続き証明等の提出を求められているため、行政手続のワンストップ化が実現できない。 都が発行する証明等のうち、登記申請を目的としたものが年間約30万件あり、これは全体の約6割に及ぶ。そのため、窓口・郵送請求対応に膨大な時間と労力を費やしているとともに、申請者にも負担を強いている状況である。 【制度改正の必要性】 今後は相続登記の申請義務化により、登記申請件数とともに証明等の発行件数の増加が見込まれる。確認書類として固定資産課税明細書の利用が促されてはいるが、相続登記に係る負担軽減策の整備が急務であることからも、全ての自治体の通知のオンライン化を待つことなく、データの通知を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とすることを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	70	03_医療・福祉	都道府県	千葉県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保基金管理運営要領第2（3）②、地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項第5 1及び2	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく基金の管理方法及び計画の策定方法の見直し	造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。	【現行制度について】 毎年度、都道府県は、計画を策定し国に提出することで、交付金の交付を受けて基金を造成している。 基金は造成年度ごとに管理する必要があり、令和4年度末現在、9年度分の基金（平成26年度造成分から令和4年度造成分まで）を管理している。 過年度に造成した基金（積立残）を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要があり。 【支障事例】 過年度に実施した貸付事業に係る返還金等が生じた場合は、該当する年度の基金に積み立てる必要がある。 また、過年度に造成した基金（積立残）を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要があり、令和4年度の事例では、事業の実施にあたり、当該年度の計画策定のほか、平成26年度計画から令和3年度計画の計8計画について、関係者の意見を聞いた上で修正を行っており、事務が複雑化し、業務負担が大きくなっている。 なお、毎年度、管理する基金・計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなることが見込まれる。 【支障の解決策】 基金を造成年度ごとに管理するのではなく、総額のみを管理する方法に改める。 また、基金造成年度ごとに計画を策定・修正するのではなく、毎年度、1つの計画に当該年度以降実施する事業をまとめ、まずは基金の積立残を活用し、不足が生じる場合は基金を積み増す方法に改める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	71	12_その他	都道府県	千葉県	総務省	B　地方に対する規制緩和	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令第2条第2項	年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること	お年玉付郵便葉書等の寄付金による助成を受ける団体が申請をする際の添付書類として提出が求められる都道府県知事等の意見書の提出を不要とする。	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令では、団体が助成申請をする際の添付書類として、都道府県知事等の意見書の提出が求められている。 ①意見書には、申請団体の事業内容が、法律に定める10の事業に該当する旨を記載することとなっているが、申請書類中の定款等を確認することで、日本郵便が判断できる内容であると考えられ、実際に日本郵便において適格性の審査を行っている。また、配分団体の決定等の認可をする総務省においても、法第11条に基づき事業を所管する大臣に協議を行うこととなっている。申請の適法性の確認を目的とした手続きが重複しており、都道府県知事等が意見する必要性に乏しい。 ②意見書には、申請団体の事業実施に関する経験や信頼度等に関する記載を求めているが、民間による自発的な社会貢献活動について、行政が評価することは難しい。 ③実情として、日ごろから県と関わりのない団体からの申請が多いため、団体からすると行政の窓口がどこかわかりづらい。また、各事業担当課において事業内容等の聴取に時間を要し、申請を断念する事例が発生している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	72	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、栃木県、東京都、長野県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添）	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく医療費助成制度における負担条件の見直し	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」における対象医療の要件である高額療養費の基準額を超える負担の条件について撤廃を求める。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和5年3月現在で当初見込み173人に対し、申請6件、認定6件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、地方公共団体、患者、医療機関それぞれにとって負担となっている。 【現行制度】 本事業への参加条件として、①所得要件②対象医療の入院または通院③肝がん・重度肝硬変に係る高額療養費の基準額を超える負担を1年間に3月以上という複数の条件がある。 このうち③の条件について、高額療養費算定基準額は肝がん事業以外の医療費を合算して算定されるため、指定難病等の医療費助成制度における自己負担上限額管理票での管理や、窓口での現物給付ができない場合がある。そのため、通院医療では条件に適合しているか確認した上での償還払いとならざるを得ない仕組みとなっており、患者に一時的な自己負担及び償還払いの請求を求める状況となっている。 【支障事例】 高額療養費の負担条件により、 償還払いの請求を行うことが患者の負担となっており、一度の償還払いにおいて複数月をまとめて請求する患者が多くなっている。令和5年度は8か月分（償還額215,310円）まとめて償還払いをした事例があり、患者に大きな負担を強いているほか、申請を受け付ける地方公共団体にとっても提出書類の確認や審査等による負担が生じている。 加えて、高額療養費の負担条件を満たす患者の抽出作業が医療機関にとって大きな負担であり、医療機関によっては、対象となり得る患者を特定することが困難であるため、制度周知が十分に行えない状況にあり、本制度の利用患者が一部の医療機関に偏ってしまい、公平性の観点からも支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	73	02_農業・農地	町	市貝町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第17～25条	農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置に係る是正について	農業委員会内の農地利用最適化推進委員の設置を市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年度の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられた。改正前は17人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は12人の農業委員と13人の農地利用最適化推進委員を設置。農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員の増加および2つの委員を設置したことにより、農業委員が許認可や審議をするにあたり、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ、審議ができない一方、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動の手が回らないため農業委員も従来どおりの現場活動を実施している。このことから、2つの委員の活動内容には大差がなく、農業委員会としては、2つの委員を設置し運用することが負担となっている。	—
R5	74	07_産業振興	中核市	豊田市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第10条の8第1項	森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全の観点によるものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 当市では、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。補助金交付申請書に添付される事業計画書において、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載されることから、市としては改めて伐採届を提出させて確認する事項はなく、森林所有者等に伐採届を提出させる必要性はない。 また、市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっているが、伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。 さらに、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合及び市の事業により間伐する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採届による監視よりも監視体制が強化されていると認識している。 【参考】 当市においては、令和3年度中の伐採届件数全263件のうち、間伐に係る伐採届は109件であり、全体の約4割を占め、さらに、この間伐のうち約半数は、市の補助又は事業により行われるものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—					
3【総務省】 （12）住民基本台帳法（昭42法81） （ⅰ）住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報（30条の6第1項）の提供については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、照会件数の上限に係る柔軟な対応について、地方公共団体に説明会を通じ令和6年中に周知する。	—	地方公共団体が住基ネットを活用し本人確認情報の提供を受ける際の照会件数の上限について、柔軟に対応できる可能性があるため総務省やJ-LISに相談を行うよう「令和6年度住基ネットセキュリティ担当者説明会」、「令和6年度「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」（都道府県職員向け）」及び「令和6年度「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」（市町村職員向け）」において周知した。	—		総務省自治行政局住民制度課
5【法務省】 （3）地方税法（昭25法226）及び登録免許税法（昭42法35） 不動産の登記申請に係る登録免許税の額の算定については、市町村から登記所への不動産の評価額に関する通知（地方税法422条の3）がオンラインで行われる場合には、当該評価額に関する情報を活用し、申請者による評価額証明書等の取得及び提出を不要とする方向で、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書により、オンラインでの通知機能が実装されることを踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 （27）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法64） 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。）及び地域医療介護総合確保基金（6条）については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 （42）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法64） 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。）及び地域医療介護総合確保基金（6条）については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 ［措置済み（令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知）］	都道府県計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律4条1項）及び地域医療介護総合確保基金（同法6条）については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。	【厚生労働省】「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_70	厚生労働省保険局医療介護連携政策課
5【総務省】 （5）お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭24法224） 年賀寄付金配分事業の申請に係る都道府県知事の意見書（施行令2条2項）については、その作成に係る都道府県の事務負担を軽減するための方策について整理するなど、運用を見直し、都道府県に令和5年度中に通知する。その上で、令和6年度の改善状況を検証し、必要に応じて、更なる見直しに向けた検討を行い、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	令和5年12月22日の閣議決定を受け、令和6年3月28日に、各都道府県宛てに事務連絡「年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について［令和5年地方分権改革提案事項］（周知）」を発出し、都道府県知事の意見書の作成に係る事務負担の軽減等を図る観点から都道府県知事の意見書（作成部署・記載事項）に関する運用の見直しを行うことについて周知を行った。	【総務省】「年賀寄付金配分事業の申請添付書類「都道府県知事の意見書」に関する運用の見直し等について［令和5年地方分権改革提案事項］（周知）」（令和6年3月28日付け総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_71	総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課
—					
—					
5【農林水産省】 （3）森林法（昭26法249） （ⅱ）森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。）については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを、令和5年度中に市町村に通知する。 ・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	伐採造林届出書については、森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを示すため、林野庁森林整備部計画課長通知を改正した（令和6年3月28日施行）。	【農林水産省】「「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について」（令和6年3月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_74	林野庁森林整備部計画課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	75	07_産業振興	中核市	豊田市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	森林法第10条の8第1項	施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要が生じた場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。 また、伐採届の提出を要していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。 他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。 なお、自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている（自然公園法第20条第9項第5号並びに同法施行規則第12条第11号及び第14号）。 【参考】 当市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採のケースは26件あり、全体の約1割を占めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	76	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医療法第6条の3、医療法施行令第4条・第4条の2、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、第10条	医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合は開設者としての変更届出があったものとみなすこと等	医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするなど、報告に係る手続きを簡素化すること。併せて、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届も同様に、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするとともに、添付書類を省略すること。さらに、医療情報ネット上の情報を国民側がオープンデータとして活用できるようにすること。	届出事項の一部について変更をする場合、法に基づく報告及び施行令等に基づく届出の2件の手続きが必要であり、事業者及び地方公共団体の負担となっている。また、一方の報告あるいは届出について失念されていることもあることから、国民が医療情報ネット上で最新の情報を閲覧できていない場合もある。また、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届の添付書類として、保健所の受付印のある変更届の写しが必要となっており、電子申請が進まないような状況となっている。 医療機能情報については国民が閲覧できるが、オープンデータとして活用できない状態となっているため、各自治体でオープンデータを作成したり、事業者からの求めに応じて情報提供をしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	77	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	身体障害者福祉法第15条第2項	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下、「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。	身体障害者手帳の交付申請に当たって添付することとされている診断書及び意見書を作成する医師を都道府県知事が指定する際には、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならないが、日程調整等、審議会開催の事務負担が大きい。また、医師の指定には申請から2～3か月程度の期間を要しているが、医師の異動等によって医療機関に指定医師が不在になった際に、新たな医師の指定申請をしてから認定されるまでの間は、診断書等を作成できる指定医師が当該医療機関に一時的にいなくなってしまい、他院で作成してもらう必要があるなど、市民にとっても不利益となる状況が発生している。 地方社会福祉審議会への意見聴取は指定医師の専門性を確保することが目的と考えられるが、医師の指定に当たっては、医師免許証や履歴書等から、障がいに関する診療科での経験年数等の形式的な要件の審査を行っているケースがほとんどであり、実際に専門的な知識が必要になるケースはほとんどない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	78	12_その他	都道府県	岩手県、宮城県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	①デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第10第1項 ②デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）Q&A集 2022年12月7日発行第2版　8ページ目Q1	デジタル田園都市国家構想交付金の交付期間の複数年度化	デジタル田園都市国家構想交付金について、長期的なデジタルサービスの運用を保証しつつ、自主財源などへのソフトランディングできるように財政力の弱い市町村に対しては、単年ではなく複数年継続での支援を可能とするよう見直しを求めるもの。	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の交付期間は“交付金の交付が開始される年度限り”とされている。また、デジタル実装タイプの交付対象経費のうち、実装の次年度以降のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（次年度以降のランニングコストは交付対象外）とされている。 市町村によっては、後年度のランニングコスト等の財政負担を理由に本交付金の活用を敬遠するケースがあり、本交付金デジタル実装タイプの目的である“デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上”に、積極的に取り組んでほしい小規模自治体において活用が進まない状況がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	79	12_その他	都道府県	岩手県、宮城県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPE1/2/3等制度概要　令和4年12月7日　24～31ページ	デジタル田園都市国家構想交付金における加点要素「地場スタートアップ活用」の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金の加点要素について、スタートアップ活用における“地場”を要件とした加点廃止を要望するもの。	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）の採択にあたって実施される事業性評価では、地場スタートアップを活用している事業に対して加点評価されるため、スタートアップ企業が多数存在する大都市圏が加点適用を受けやすくなっており、スタートアップ企業の立地が少ない大都市圏以外の地域との不均衡が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	80	06_環境・衛生	都道府県	岩手県、宮城県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5	生活衛生関係営業対策事業費補助金における交付額の下限の見直し	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5「交付額の下限」において、「人件費を除く事業費（国負担分）が150万円に満たない場合交付の決定を行わない」としていることに対し、金額の下限の撤廃または引き下げを要望するもの。	都道府県から都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県指導センター」という。）へ補助金（国庫負担1/2、県負担1/2）を交付するにあたり、県において予算を計上する際、人件費を除く事業費が300万円（国負担分＋県負担分）以上でなければ、要綱の規定により県が国からの補助を受けることができない。 都道府県指導センターでは、相談対応等のソフト事業が主な事業となっており、人件費と旅費等の事務費が必要経費となっている。 人件費を除く事業費は300万円を下回るが効果は見込める事業を計画している場合であっても当該要件が障害となり、補助金の交付を受けることができない状態となっている。 交付額の下限は、都道府県が都道府県指導センターへ補助する事業にのみ設定されており、全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国指導センター」という。）が行う事業や全国指導センターが補助する事業、あるいは生活衛生同業組合が行う事業については交付額の下限が設定されていない。 都道府県指導センターは、全国指導センターの事業も請け負っているが、全国指導センターの事業を実施する場合でも、人件費は都道府県からの補助金のみで賄っており、全国指導センターからの人件費は認められていない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	81	03_医療・福祉	都道府県	岩手県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	感染症法第53条の11	結核患者の入退院に係る届出の廃止	感染症法第53条の11に規定される結核患者の入退院に係る届出の廃止を求めるもの。	感染症法第53条の11に基づき病院管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは7日以内に保健所長あてに届け出なければならない。 一方で、結核患者は確実な服薬管理のため、DOTS(直接監視下短期化学療法)の手法を用い、定期的に対面・電話等による服薬確認の連絡を行っており、これにより、患者の受療状況が確認できる体制は整っている。 また、結核患者が発生した場合、感染症法第12条により医師は直ちに患者情報を保健所を経由して都道府県に届け出ることとなっており、保健所及び都道府県は結核患者の発生を随時把握可能である。 このため、感染症法第53条の11による届出は、結核患者の状況を把握する手段としての意義・必要性が低下しており、病院と自治体にとって負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	82	07_産業振興	一般市	藤枝市	内閣府、経済産業省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第2章3基本計画の認定基準①	中心市街地活性化基本計画の認定基準の緩和	中心市街地の活性化を図るための基本的な方針で定められている中心市街地活性化基本計画の認定基準のうち、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について、市町村総合計画等と整合が取れており、中心市街地活性化協議会等の同意を得る等した上で、地理的条件など中心市街地の活性化に影響がないものと市町村が総合的に判断する場合には当該制限を解除できることとする等、地域の実情に応じた制限の緩和を求める。	当市では、平成29年度に立地適正化計画を策定し、JR駅周辺の中心市街地と旧東海道宿場町を起源とする旧市街地の2拠点を都市機能誘導区域に設定し、コンパクト＋ネットワークによる拠点集約型のまちづくりを進めている。また、中心市街地においては、令和4年度に、市中心市街地活性化基本計画（第4期）の認定を内閣総理大臣より受け、更なる中心市街地の活性化に取り組んでいる。 これにより、コンパクトシティである中心市街地では人口の集中があるものの、それ以外の地域では、人口減少が著しく、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市としての地域の持続性確保は必須となっている。 現在、拠点集約型の都市構造への転換を進める中、地域拠点として、各地域の特性に応じた拠点づくり（食と農など）を進めており、これに呼応する個別的な商業立地の相談もあり、地域経済力の向上や雇用の場の確保に向けて有効な土地利用として大規模集客施設の立地を進めたいが、市街化調整区域への商業機能の誘導（市街化区域編入）は難しく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地制限を条件に基本計画の認定を行うこととされていることにより、立地誘導の足かせとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	83	02_農業・農地	一般市	藤枝市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農地法第5条第2項第3号、農地法施行規則第57条第5号、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可事務取扱要領（平成31年3月29日付30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙）3の⑴	住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買の締結を必要とする要件の廃止	建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙）を改正し、住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買契約の締結を必要とする要件を廃止することを求める。	【現行制度について】 農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、原則として、これを認めないとされ（農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第5号）、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領3の⑴において、例外的に宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うための一要件として、建築条件付売買契約の締結が定められている。 他方で、都市計画法上の開発許可制度においては、市街化調整区域内で開発行為の上で宅地分譲を行うには開発許可が必要であるところ、都市計画法では予定建築物を一戸建て専用住宅とする宅地分譲のための造成計画であっても特段、建築条件付売買契約の締結や配置図等の添付も求めておらず、造成計画のみをもって開発許可を行っている。 【支障事例・制度改正の必要性】 現行制度上、住宅の用に供される土地の造成について農地転用許可を受けるためには、建築条件付売買契約を締結していなければならないため、現行制度は次のような土地購入者と農地転用事業者との間におけるトラブルの発生を助長している。 フリープランと謳っていても建設会社側が示すプランの範囲内であることが前提となっており、買主の自由に決められる範囲がほとんどない。 建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変更は不可である。 建築条件付土地のほとんどが、土地売買契約をしてから3か月以内に建物請負契約を締結しなければならず、期間が短いため納得のいくプランとならない。 相見積りを取ることができないので、土地購入者は建築費用の妥当性が分かりにくく比較検討ができない。 建物の工事請負契約締結後の解除は土地の手付金の放棄が必要、また、設計料等の名目で多額の費用や違約金等を請求される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	84	09_土木・建築	一般市	藤枝市	農林水産省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の策定時と同様に都道府県知事との協議が義務付けられている。 当市においては、基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している（都道府県からの意見は形式修正のみである）。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	85	09_土木・建築	一般市	藤枝市	農林水産省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条、第2条	優良田園住宅に係る敷地面積並びに建ぺい率及び容積率要件の緩和を可能とすること	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条及び第2条を改正し、市町村の策定する優良田園住宅建設の促進に関する基本方針や条例 において、地域の実情に応じて優良田園住宅の要件の緩和を可能とすること。	優良田園住宅の要件である敷地面積や建ぺい率・容積率は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令により全国一律の基準が設けられているが、地域の実情に応じた緩和が必要である。特に敷地面積300平方メートル以上とされる基準については、比較的地価の高い地方部の場合、住宅建設ニーズの高い子育て世代等にとっては基準を満たす土地が手を出しづらい高額なものとなっており、優良田園住宅の建設が進まない状況にある。 地価や敷地面積の広さなどは、地域特性に大きく左右されるものであることから、地域の実情に応じ柔軟な対応が必要であり、必ずしも全国一律の基準である必要はないと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	86	12_その他	市区長会	中核市市長会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法、災害救助事務取扱要領	借家を災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の対象とする場合における資力の確認事務の簡略化	災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度における資力の有無の確認事務について、持家の場合は、平成28年に具体的な所得基準が撤廃された上、更なる弾力運用を図るために、資力有無の判断に当たっては「資力に関する申出書」を提出するだけでよいこととされているため、借家についても同様の取扱いを可能とすること等の事務負担軽減策を講じることを求める。	借家は基本的に本制度の対象外であるが、所有者が修理を行えない場合は資力の有無を確認した上で制度の対象とできることになっている。 この場合における資力の有無の確認については、災害救助事務取扱要領において、「単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、所得がなく、修理ができない資力状況、災害に伴う保険金・共済金の受領等がなく、所有者の資力では修理ができないことを確認」することが求められているため、制度の申請者である借主は所有者から所得証明等を入手しなければならず、また、市でも火災保険等の加入状況、銀行借入の状況等を確認をしなければならないことから、受付判断に時間と手間を要する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ⅱ)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (11)医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医療機能情報提供制度(医療法6条の3)、薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)及び病院等の開設許可(届出)事項の一部変更届の届出(医療法施行令4条1項、3項及び4条の2第2項)については、以下のとおりとする。 ・医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報をオープンデータとして活用可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・医療機能情報提供制度の報告については、項目が重複し、かつ、報告先が同一の場合に、地方公共団体の判断により、病院等の開設許可(届出)事項の一部変更届の届出に代えることができることについて検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (19)医療法(昭23法205)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医療機能情報提供制度(医療法6条の3)及び薬局機能情報提供制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律8条の2)については、両制度に係る情報をオープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。 [措置済み(厚生労働省ホームページ「医療情報ネットのオープンデータ」にて公表)]	医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度に係る情報については、オープンデータ化し、令和6年9月にホームページに公表した。	【厚生労働省】ホームページURL ＜医療情報ネットのオープンデータ＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/newpage_43373.html		厚生労働省医政局総務課
5【厚生労働省】 (13)身体障害者福祉法(昭24法283)及び社会福祉法(昭26法45) 都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行う地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地方社会福祉審議会を書面により開催することや身体障害者福祉専門分科会(社会福祉法11条1項)の下に少人数の専門部会を設置することなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	都道府県知事等が身体障害者福祉法15条1項に基づく医師を定めるに当たって行う地方社会福祉審議会への意見聴取(身体障害者福祉法15条2項)については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを都道府県、指定都市、中核市に通知した。	【厚生労働省】「身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会の運用に係る取組事例について(周知)」(令和6年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_77	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
—					
—					
—					
5【厚生労働省】 (31)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) (ⅰ)結核患者が入院又は退院したときの病院管理者の届出(53条の11)については、保健所が、病院の実施する院内DOTS(直接服薬確認療法)への参加等により、必要な患者情報を把握している場合における当該届出の簡素化について、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					
—					
5【農林水産省(9)】【国土交通省(15)】 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平10法41) 優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・建設計画の認定に係る都道府県知事との協議(同条4項)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開発許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可及び開発許可の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 併せて、農地転用等に関する調整を定めた通知において、市町村に作成を求めている様式の見直しを行い、簡素化を図った。	【農林水産省】【国土交通省】「「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」の一部改正について」(令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長、国土交通省都市局長、国土交通省住宅局長通知) 【農林水産省】「「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について」(令和6年3月27日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_84	農林水産省農村振興局農村計画課 国土交通省都市局都市計画課、住宅局住宅総合整備課
—					
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ⅰ)被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る借家の所有者の資力確認については、円滑な救助実施に資するよう、救助実施主体である地方公共団体が資力を確認するための具体的な書類の例を示しつつ、それら書類のうちいずれかにより確認すれば足りること等を明確化するため、「災害救助事務取扱要領」(令5内閣府政策統括官(防災担当)通知)を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。	—	—	—		内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	87	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】 (障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第46条第1項、第51条の2第3項 (相談支援事業者)第51条の25第1項及び第3項、第51条の31第3項 【児童福祉法】 (障害児通所支援事業者)第21条の5の20第3項、第21条の5の26第3項 (障害児相談支援事業者)第24条の32第1項、第24条の38第3項	業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。 一方で、指定障害福祉サービス事業者等の義務として、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。 なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度54件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	88	03_医療・福祉	中核市	越谷市、品川区、川崎市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で明記されている「高齢者等活躍促進加算」の対象施設について、幼稚園や地域型保育事業を含めること。	「高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等にふるさめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図る」ことを目的とする高齢者等活躍促進加算について、現行基準では保育所及び認定こども園(いずれも保育2・3号認定)が加算対象とされているが、幼稚園や地域型保育事業は加算対象外となっている。 幼稚園や地域型保育事業においても、保育補助や環境整備など高齢者等が担うことができる業務は多いものの、加算対象でないことから高齢者等の積極的な任用を促進できていない。また、高齢者等以外の者においても保育補助や環境整備等の担い手を確保することができず、保育士の業務負担が多くなっている事業所も多くある。 主提案市の市内地域型保育事業所(66事業所)に対して、「高齢者等活躍促進」に関する実態調査を独自に行ったところ、56事業所から「加算に該当・類似の取組を実施済」、「活用したい」、「検討したい」等の意欲的な回答があり、実施済の事業所からは「高齢者は人生経験が豊富で頼れる存在となっているほか、高齢者の活躍が保育士の活力にもつながっている」という声があがっている。 その他、「加算の積極的な活用により、園児見守りの目を増やし、余裕ある運営や安全面を向上できる」、「高齢者等ではないが保育配置基準以上に非常勤職員を配置しており、その業務内容は高齢者等でも実施可能」といった声が寄せられており、地域型保育事業等においても高齢者等活用のニーズは高い状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	89	03_医療・福祉	特別区	北区	こども家庭庁、文部科学省	A　権限移譲	児童福祉法第12条の3第1項 児童福祉法第29条 児童福祉法第33条第2項	児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること	①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。 ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。	当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。 近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。 一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	90	03_医療・福祉	一般市	天理市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条	介護福祉士による糖尿病患者等へのインスリン注射を可能とすること	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則で規定されている介護福祉士が行うことのできる医師の指示の下に行われる行為は、 ①口腔内の喀かく痰たん吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 に限られている。これらの行為に、糖尿病患者等へのインスリン注射を含めるよう、対象行為の緩和を求める。	障害者総合支援法第2条4項においては、市町村等の責務として、「必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めなければならない」とされています。また、第6期障害福祉計画に係る「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においても、地域における居住の場としてグループホーム等の充実を図り、地域生活への移行を進める等といった障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的考え方が示されているところです。このような施策の流れがあるにも関わらず、本市において、下記の通り医療的ケアの必要な知的障害者へのサービス提供体制に係る課題があり、地域移行を進める上で支障となっています。 具体的には、令和4年10月3日付で天理市手をつなぐ育成会より天理市長宛てに医療的ケア(糖尿病のインスリン注射)の必要な知的障害者が、親亡き後グループホーム(共同生活援助)での生活が可能となるように、市の理解と県への緩和の申し入れの要望がありました(別紙参照)。糖尿病のインスリン注射については、本人及び家族による実施は認められているものの、医療行為であるとして介護職員等が行うことは認められていません。グループホーム等障害施設の多くは、看護師は常駐しておらず、入居者の状態に応じて一日に複数回のインスリン注射を行うのは困難となっています。知的障害者のうち、インスリンの自己注射が困難な者が親亡き後においても、地域において安心して生活することができるよう、グループホーム等においてそういった課題に対応できる体制整備を強く求めます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	91	11_総務	指定都市	横浜市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第16条第4項、公告式条例準則及び地方自治法第一六条関係質疑応答集送付について(昭和25年7月14日自行発第129号 各都道府県総務部長あて地方自治庁行政課長通知)	条例公布時の長の署名について、地方議会における会議録の例と同様に、電子署名による方法も可能とするよう関係法令の改正を求める。	条例の公布の際の長の署名について、地方議会における会議録の例と同様に、電子署名による方法も可能とするよう関係法令の改正を求める。	【現行制度について】 地方自治法第16条第4項は「当該普通地方公共団体の長の署名(略)は、条例でこれを定めなければならない。」としており、条例公布時には長の署名が必要となるが、ここでいう「署名」とは自署をいうとされ、電子署名は認められていない。 なお、地方議会については、電磁的記録で作成された会議録への電子署名が既に認められている状況である(地方自治法第123条、地方自治法施行規則第12条の2の2)。 【支障事例】 当市では、原則として、文書事務を文書管理システムを用いて電子的に行っているが、条例公布に係る事務については、長の自署を要することから、紙を併用せざるを得ず、電子的に処理が完結できない状況である。(当市において、当該システム上で電子的に処理が完結できない唯一の事務手続となっている。) 地方公共団体には、デジタル社会形成基本法第14条において、「基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務」が課されているとともに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】総務省 令和4年9月2日」において、デジタル技術や AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められているところ、条例の公布に係る事務手続については、これらの責務や要請に十分応えることが困難な状況と考えられる。 【支障の解決策】 条例公布時の長の署名について、自署による方法だけでなく、電子署名による方法が認められれば、当市では、システム上で処理を完結することが可能となり、完全な電子化が行えることとなる。 【制度改正の必要性】 当市では、年間56件(令和3年度実績)の条例の制定改廃に係る公布を行っているが、条例の公布は、全国に約1,800ある地方公共団体全てで行われる手続であり、全国的な影響は大きいものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	92	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】	地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化	地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。	【現行制度】 地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育給付費については使途制限がなく、また保育に要した費用に地域型給付費等を支出するといった規定もない。一方で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その使途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」とある。 【支障事例】 地域型保育事業の指導監査において計算書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に使途制限がないために保育に関係ないと思われるものへの支出(高級外国車やリゾート会員権の購入、ゴルフ代の交際費計上)や本部への多額な繰り入れを行うなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、保育に要した費用に充てるよう法的根拠に基づいた指導を行うことができない。 【制度改正の必要性】 給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されるべきものであり、園の運営のために適正に支出するよう周知しているが、保育にまったく関係ないものへの支出や本部への多額の繰り入れを制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものがないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることが確認できる仕組みが講じられるべきである。幼保連携型認定こども園等についても同様と考えられる。 【支障の解決】 保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	93	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第2の116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条～第30条	子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続において、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分:同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。	保育料の決定(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)に関する事務手続きにおいて、対象者の住民税課税情報をマイナンバーによる情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトでは、「本人該当区分:同一生計配偶者」が取得できない。 市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、算定のため、被扶養者には、税申告や紙の課税証明書の提出を行ってもらう必要がある。算定のため課税証明書の提出がされない場合、技術的助言(自治体向けFAQ)のとおりいったん利用料を最高階層とするが、住民はマイナンバーの提出で税情報を提供している認識であり、住民の理解を得られない。 被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入100万円まで)もしくは収入100～103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、より実態に近い階層区分で利用料を決定することができる。(※技術的助言(自治体向けFAQ)では、推計による保育料決定が認められている)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【こども家庭庁（4）（ⅱ）】【厚生労働省（3）（ⅱ）】 児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項に変更があった際に行う届出の手続（児童福祉法21条の5の26第2項及び24条の38第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の2第2項及び51条の31第2項）については、指定障害福祉サービス事業者等において、その指定に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関（児童福祉法21条の5の20第3項及び24条の32第1項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律46条1項、51条の25第1項及び2項。以下この事項において「指定権者」という。）と、その業務管理体制の整備に関する事項の変更があった場合に届け出るべきとされている機関（以下この事項において「監督権者」という。）が同一であり、かつ、同一の届出事項の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって監督権者への変更の届出があったこととみなすことができるよう、令和5年度中に府令及び省令を改正する。	—	令和5年度末に、指定権者と監督権者が同一で、かつ、同一の届出事項（主たる事務所の所在地、その代表者の氏名等）の変更を届け出ようとする場合には、指定権者への変更の届出があったことをもって、監督権者への変更の届出があったこととみなす府令及び省令の改正を行った。	【こども家庭庁】【厚生労働省】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部改正について」（令和6年4月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_87	こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
—	—				
—	—				
5【厚生労働省】 （33）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） （ⅴ）障害者向けグループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平18厚生労働省令171）210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいう。）に居住する障害のある糖尿病患者を含む障害者に対する医療的ケアの提供の在り方については、令和6年度以降に行う検討の中で、当該者の生活実態や当該者に対する各種サービスの提供の実態等も踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—				
5【こども家庭庁】 （14）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅱ）施設型給付費（27条1項）及び地域型保育給付費（29条1項）（以下この事項において「給付費」という。）については、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、地方公共団体における教育・保育の質の向上を図る取組及び事業者の適正な施設運営に資するため、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。 [措置済み（令和5年12月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）]	—	地域型保育給付費について、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支出がなされないよう、給付費の本来の趣旨を明確化し、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】地域型保育給付費等に係る支出について（令和5年12月8日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_92	こども家庭庁成育局保育政策課
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	94	03_医療・福祉	一般市	苫小牧市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法第46条、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準	地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築（介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等・逓減制の緩和）	介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化・適切な報酬設定を行うとともに、指定介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援の利用者について取扱件数の算定から除くなどの居宅介護支援費の逓減制の見直しを行うなど、地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策の構築を求める。	【現状と課題】 地域包括支援センターの業務は、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防支援業務等、多岐にわたるが、高齢者人口の増加や専門職の確保が困難であることから業務負担が増大している。 介護予防支援業務については、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされている。 介護報酬において、居宅介護支援費の方が介護予防支援費より単価が高い状況であるが、委託者は受託者に対し、介護報酬の範囲内で委託料を支払うため、委託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況にある。 当市においても、介護認定要支援者数の増加により、居宅介護支援事業所への外部委託を希望するセンターも多いが、委託料等の経済的理由や従業者の報酬基準上における取扱件数の理由から、委託先が見つからず、地域包括支援センターの負担が増加し、他業務に影響を与えている。 なお、令和4年度提案を踏まえ、介護予防支援業務の実施主体を拡大する方向で検討が進められているが、介護報酬の逓減制がある限りは、抜本的な負担軽減は難しいものと考える。 同じようなケアプランを作成していても、介護予防支援と居宅介護支援で報酬に大きな差が出ていることについて理由を明確化の上、逓減制の見直しを含め、適切な報酬設定を行うなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	95	12_その他	都道府県	群馬県、新潟県	個人情報保護委員会	B　地方に対する規制緩和	個人情報の保護に関する法律第87条第3項、個人情報の保護に関する法律施行令第26条	保有個人情報の開示の実施の方法等の申出を口頭でも可能とすること	保有個人情報の開示の実施の方法その他の政令で定める事項の申出の方法について、文書の提出でなく口頭でも可能とする。	【現行制度について】 令和5年4月1日に全面施行された改正個人情報保護法は、地方公共団体にも適用されることとなる。同法及び同法施行令において、保有個人情報の開示の実施の方法等の申出は、書面により行わなければならないとされている。これにより、地方公共団体においても、開示の実施方法等申出書を文書で提出してもらうことが必要となる。 【支障事例・制度改正の必要性】 これまで当県では条例により個人情報開示制度を運用し、開示方法について文書提出を求めずとも適切に開示を行ってきた実績がある。文書提出が必要となれば、申出書類の提出方法等に係る請求者からの問合せ対応や提出された文書の収受手続等の事務が追加で発生することが想定される。 また、郵送で申出書を提出する場合、郵送により往復する日数や相手方の書面の確認が発生するため、開示までの期間が1週間程度遅くなることに加え、郵送料も発生し県民の利益を損なうことが想定される。 このほか、開示することが可能であると回答した期間において対応できるようスケジュールを確保しておく必要があり、相手から速やかに返信がなかった場合はスケジュールを確定できず通常業務への支障が大きくなることが想定される。 【支障の解決策】 開示の実施方法等の申出を文書の提出でなく口頭でも可能とすること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	96	06_環境・衛生	都道府県	群馬県、栃木県、川越市、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、高知県	経済産業省、環境省	B　地方に対する規制緩和	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条	PRTR制度における電子情報処理組織使用届出書に関する規制緩和	PRTR制度における電子届出について、電子情報処理組織使用届出書を廃止する。 その代替として、入力事項確認機能を新たに電子届出システムに付与した上で、使用届出提出に相当する手続をシステム上で行えるようにする。また、仮パスワードも直接事業者に送信される等、事業者が行う手続き全てオンラインで行うことができるようにする。	【現行制度について】 PRTR制度では、事業者が電子届出を開始する場合、あらかじめ電子情報処理組織使用届出書が都道府県知事に提出され、知事が形式確認を行った上で、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）による登録手続きが行われ、都道府県を経由して仮パスワードが発行される。 具体的な事務の流れは下記のとおり。 ①事業者が届出書を作成し、郵送又はメールで送付 ②届出書が都道府県に到着後、既にPRTR届出システムに登録済みの事業者でないかを確認（登録があれば⑥以降の事務） ③届出書の記載内容に不備等が無いかを確認（不備があれば職権訂正を行うか再提出を依頼） ④書面で提出された場合、都道府県で届出書を電子化後にNITEにメールで送信 ⑤NITEから登録完了通知を受信。疑義照会があった場合、事業者に電話で内容を確認し、システム上で職権訂正 ⑥仮パスワードが記載されている電子情報処理組織使用届出書登録内容（PDFファイル）を、システムからダウンロード ⑦PDFファイルを印刷後、事業者に郵送又はメールで送信 【支障事例・制度改正の必要性】 届出件数は年10～20件程度であり、上記②から④まで及び⑤から⑦にかかる時間は、それぞれ1件あたり20分程度で計40分程度となり、都道府県にとって事務負担となっている。また、⑦について、事業者に連絡する際、誤発送・誤送信のリスクがある。 当県では、令和2年度及び令和3年度に電子届出を開始した事業者に対するアンケート調査を実施し、今まで電子届出にしなかった理由を訊いたところ、「事前登録が面倒だった」という回答が最も多かった。手続きにかかる一連の事務に時間を要することが、電子届出を開始する際の支障となっていると考えられる。 【支障の解決策】 電子届出システム上で電子情報処理組織使用届出書を提出できることとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	97	06_環境・衛生	町	砥部町、松山市、八幡浜市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	狂犬病予防法施行規則第11条第1項、第12条第5項	狂犬病予防注射の実施時期等の見直しについて	狂犬病予防法施行規則における注射済票の交付について、毎年3月2日から同月31日までの間に実施する狂犬病予防注射で翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、4月1日を境に交付年度を分けるよう、見直しを求める。それに伴い、予防注射の時期について、「4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない」とするのではなく、通年接種できるよう、見直しを求める。	【3月2日で交付年度を分けることによって生じる支障】 ・（注射済票の交付について）3月2日以降、住民が窓口に持参する注射済証の注射年月日を確認し、注射済票の交付年度を判断しなければならない。この際、3月1日以前の注射済証を窓口に持参される方がおり、その場合は前年度の注射済票を交付しなければならない。現行の制度は飼い主にとって分かりにくいものであり、窓口での説明に時間を要する場合がある。 ・3月2日から3月31日に接種して翌年度の済票をすでに交付されているにも関わらず、現年度の済票を交付されていると勘違いし、翌年度（4月1日以降）に誤ってもう一度接種してしまう可能性がある。 【接種時期が限定されることによって生じる支障】 ・まず、犬の体調や飼い主の状況によっては、4月から6月の間に注射を受けさせることが困難な場合もある。 ・4月から6月に接種時期が限定されているため、予防注射の接種時期が自治体の繁忙期と重なる。なお、当町においては4月～6月の接種が約550件、7月～3月の接種が約210件となっている。これらについて、4月～6月の期間においては、平均して1件10～15分ほど処理（注射済証の確認・注射済票の交付、手数料納付書の作成、畜犬システムへの入力等）に時間を要しており、事務が特定の期間に集中することによる負担感が大きい。 1　集合注射に関する事務（111時間） 毎年4月の第2週目ごろに、役場職員3名と獣医師で、町内の集会所を3日間かけて回り、狂犬病の予防注射を行う。職員は、その場で住民に注射済票を交付する。 ・集合注射の段取り（日程決め・獣医師との連絡調整・集合注射委託契約など） 30時間 ・住民に送付する案内ハガキの作成・送付 10時間 ・広報活動（ホームページ・広報とべ・地区の放送等で周知） 5時間 ・つり銭等、当日の準備 1時間 ・集合注射当日の集金作業等 18時間×3人＝54時間 ・集合注射後に、受け取った済票交付手数料の確認をする 2時間×3日＝6時間 ・畜犬システム入力 集合注射時に交付した注射済票の番号を、一匹ずつシステムに入力する。 5時間 2　窓口での済票交付に関する事務（4.5時間） ※当町と狂犬病予防注射の業務委託契約を結んでいない病院で注射された場合、窓口に持参された注射済証を確認し、済票を交付する。 ・済証確認後、納付書を作成 1件につき、手数料の550円を、住民の方にお支払いいただく ・済票交付 ・システム入力 一連の作業にかかる時間：15分×18件（4月～6月の済票交付件数）＝4.5時間 （4月：4件、5月：5件、6月：9件） 3　病院での済票交付に関する事務（19.5時間） 当町と狂犬病予防注射の業務委託契約を結んでいる病院で注射された場合、それぞれの病院から届いた報告書を畜犬システムに入力し、手数料の納付書を発送。 ・狂犬病実施状況報告書の受付、畜犬システム入力 毎月、済票の交付件数についての報告書が各獣医師会から届いたら、畜犬システムに入力する。4月～6月は、件数がかなり多いので、入力作業の負担が大きい。3分×330件（4月～6月の病院での済票交付件数）＝16.5時間 ・納付書作成・発送業務 各獣医師会に、毎月、注射済票交付の手数料を後払いしていただくために納付書を発送する 20分×3病院×3か月分＝3時間	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅴ)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅱ)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 [措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))] ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))]	・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。	【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_94	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【個人情報保護委員会】 (1)個人情報の保護に関する法律(平15法57) 開示請求における開示の実施の方法等の書面による申出(87条3項及び施行令26条1項)については、開示請求者の利便性向上と地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、簡便な運用方法を検討し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」の事例追加により、開示請求における開示の実施の方法等の書面による申出の運用方法として、一定の場合において口頭で調整し申出書の提出を不要とすることは差し支えないことを明確化し、地方公共団体等に通知した。	【個人情報保護委員会】「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」(令和6年3月更新) 【個人情報保護委員会】「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)の更新について(通知)」(令和6年3月26日付け個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室参事官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_95	個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室
5【経済産業省(6)】【環境省(4)】 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86) 電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (15)狂犬病予防法(昭25法247) (ⅰ)狂犬病予防注射の時期(施行規則11条)については、通年での接種を可能とすることについて市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	98	03_医療・福祉	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第58条	医薬品等の国家検定について、都道府県経由事務を廃止し、検定申請等を事業者から直接、検定機関（国立感染症研究所）に提出する形とすることを求める。都道府県経由事務の完全な廃止が困難な場合は、手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県経由事務に限り廃止するなど、都道府県及び事業者の負担軽減に資する見直しを求める。	医薬品等の国家検定の申請を行う場合、現在は、事業者の製造所を所管する都道府県が試験検査検体を採取し、申請書とともに検定機関に送付している。また、検定後の結果の通知も検定機関より都道府県を経由して事業者に通知している。事業者は、その通知を受け取った後に、製品の包装等作業（検定合格表示を含む）を行い、最終製品化後に市場に出荷している。 【支障事例】 当府では、ほぼ毎週、申請及び検体採取が発生しており、それに係る業務時間、人件費等の負担が大きい（参考：令和4年度の申請数は99件）。 また、検定申請に関する試験検査検体の採取について、当府では抜き取った検体を保管する設備がなく、温度管理の観点から速やかに国立感染症研究所へ抜き取り品を送付する必要があり、検定申請書も併せて送付する必要があるため、検体採取（保健所）及び申請（本庁薬務課）の日程を併せるなどの調整状況によって、翌週に申請を繰り越すなどのタイムラグも発生している。また、合否通知についても現在は、合否の通知に先立ち、メールにて検定機関より都道府県へ送付され、都道府県もそのメールを踏まえて事業者あてに先行して合否の連絡をしているが、どちらか一方又は双方のメール連絡が遅れると、事業者が包装等作業に仕掛かるまでの時間についてタイムラグが発生してしまうケースもある。これにより、経由しない場合に比べて、最大数週間の製品の市場出荷のタイムラグが起きている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	99	09_土木・建築	都道府県	京都府	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。	【現行制度】 現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今般、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等（以下「業者名簿等」という。）の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から示されている。 【支障事例】 当府では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間900件程度、コロナ以降も600件程度あるところ、現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧させているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル（PDF形式等）に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。 また、業者名簿等には、個人のプライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点からも課題があるとともに、これらの情報をマスキングする事務負担も膨大となる恐れがある。 以上により、業者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	100	03_医療・福祉	一般市	我孫子市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第2項、第24条の2、介護保険法施行令第11条の2第2項、介護保険法施行規則第34条の2第2項第3号、第34条の3	介護保険法に基づく居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲の見直し	介護保険・要介護（要支援）認定調査における居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について、更新調査のみでなく新規の調査を可能とする方向見直しを求める。	要介護（要支援）認定調査においては、新規の認定調査については市町村が実施する（指定事務受託法人への委託は可能）こととされており、居宅介護支援事業所に所属する認定調査員への委託ができない。 申請者や家族の状況により、土日・祝祭日等の調査を希望されることがあるが、対応が困難な状況である。 また、市内及び近隣市の居宅介護支援事業所が指定事務受託法人として指定を受けることも難しく（事業所として指定事務受託法人の役割を担いきれず受け手がない）、市認定調査員の確保も難しい状況が続いており、申請者数の増加への対応が困難となっている。 新規調査件数は増加しており、現行制度では新規申請に係る認定調査の事務が追い付かず、利用者にも認定までの時間を要してしまい、すみやかなサービス提供が開始できないという形で影響が生じてしまっている。 さらに、今後団塊世代の高齢化が目前に迫っていることからさらなる急激な増加が確実に見込まれ、危惧される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	101	04_雇用・労働	都道府県	埼玉県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援恋口機能強化事業について」	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請を必須とせず、就業に関する要件についてもマッチングサイトに掲載している求人以外も対象とすることにより、マッチングサイト実施の実質的な義務付けを廃止すること。	デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請はできない。また、就業に関する要件として、対象地域で就職する場合には、就業先はマッチングサイトに掲載している求人のみが対象となっている。 【支障事例について】 ・本県では毎年、約7,500千円～8,500千円の経費をかけてマッチングサイトを運営している。また、マッチングサイト運営・管理に係る業務委託契約先の選定やその後の契約事務、マッチングサイトに求人掲載を希望する法人に対する掲載の承認（認定）事務、事業者への周知等に係る事務負担が発生してしている。（10時間／月程度） ・上記のように費用及び事務負担が発生しているにもかかわらず、令和3年度のマッチングサイトを活用した就業実績は1件であり、サイト運営に対する効果が低い。（1件／全体27件） ・全国的にも同様の傾向であり、マッチング件数の全国平均は6.6件、支給実績上位の県でも件数は少ない。（群馬県4件／全体79件（全国2位））、茨城県3件／全体74件（全国3位）） ・一方、テレワークによる移住前の業務継続は全国平均15.6件であり、マッチングサイトを活用した就業の約2.4倍となっている。（本県は23件で全国11位） 現行制度により、移住支援金制度を実施するためには、都道府県のマッチングサイトの構築・運営が実質的に義務付けされており、地域の実状に応じた施策の実施の提供が妨げられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	102	12_その他	都道府県	埼玉県	内閣府	B　地方に対する規制緩和	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項第6号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号	公益認定申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること	内閣府が構築している公益認定等総合情報システム（PICTIS）における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装すること（例：PICTISと既存システム（e-TaxやeLTAXなど）を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする）。 上記の早期実現が難しい場合、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となるまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制（納税情報のバックオフィス連携システム等）が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を公益認定法施行規則第5条第3項第6号に追加すること。	公益認定申請は、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁（知事又は内閣総理大臣）から認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となるための手続である。 公益認定申請書には国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付けられている（公益認定法施行規則第5条第3項第6号）が、内閣府が構築している公益認定等総合情報システム（PICTIS）で電子申請をする場合であっても、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書をPDFでシステムに登録する必要があり、申請法人は、納税証明書の取得手続の手間が生じている。 とりわけ都道府県税の納税情報については、自団体で有する情報であるにも関わらず、申請者が納税証明書を取得する必要があり、申請者にとっては、所轄の県税事務所まで赴いたうえ、証明書交付手数料を支払う負担、地方公共団体にとっては納税証明書発行にかかる事務負担が生じているところである。 【参考】当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	103	05_教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	事務連絡 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について 事務連絡 体罰に係る実態把握について 事務連絡 令和4年度特別支援教育に関する調査について 等	文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）での私立学校への調査にかかる都道府県経由事務の廃止	文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県経由事務（督促、回答確認等）を廃止すること	私立学校への調査等においては、令和4年度に文部科学省がWEB調査システム（EduSurvey。以下、「本システム」という。）の試行を開始し、約30件の調査が本システムにより行われた。令和5年度からは本格稼働の予定となっていると理解しているところ、本システムを使用すれば、学校・幼稚園が県を経由せずに文科省へ直接回答することが可能である。 ＜支障事例＞ 令和4年に行われた本システムを使用した試行調査においては、県に対して提出状況の確認や回答の督促等の依頼がされており、県経由の事務が発生している。 例として、令和4年7月25日に事務連絡を受けた「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について」に基づく調査では、文科省主導の調査で初めて各回答者から本システムに直接回答する方法がとられたが、学校・幼稚園の回答の有無や内容等について県が最終の確認をすることとされ、実際に督促等を行うなど負担が発生している。 また、試行期間中ではあるが、本システムを利用しないExcel形式の調査が複数回行われており、令和5年度の本格稼働後においても併用がされることになれば、都道府県の負担が生じ、本システム導入の趣旨から不合理である。 【参考】 下記調査については、本システムが使用されず、Excelファイルによる回答が求められており、県が全対象者宛に通知し、とりまとめを行って文科省に報告する方法で調査が実施された。 令和4年9月26日事務連絡「体罰に係る実態把握について」 同12月5日「令和4年度特別支援教育に関する調査について」 調査の督促等には多大な労力を要し、突発的調査（例として令和4年度では園バス事故を受けての実態調査等）や新規調査については通常業務のスケジュールを遅延させる要因となるため、大きな支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	104	12_その他	都道府県	埼玉県	環境省	B　地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項、第9条の3、第10条の4第2項、第10条の4の2、第10条の12第2項、第10条の12の2、第10条の16第2項、第10条の16の2、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル	バックオフィス連携（情報連携）を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付を省略可能とすること又は添付省略可能であることの明確化等	優良産廃処理業者認定にかかる申請手続きにおいて、バックオフィス連携（情報連携）により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）の添付を省略できるよう規制緩和を行うこと。 現行規定で添付省略が可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則上、当該書類の添付を義務付ける規定があることから、バックオフィス連携（情報連携）により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）の添付を省略できる旨を明確化すること。 さらに、将来的には産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向けた法整備を行い、国が国、都道府県、市町村の納税情報連携機能等、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築を含めた電子申請システムの構築を目指すこと。	優良産廃処理業者認定制度とは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事等が優良産廃処理業者として認定する制度である。 認定の申請に際して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」において、都道府県税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）の提出を求めている。 申請者は、県税に係る納税証明書の取得に当たり、所轄の県税事務所まで赴き、証明書交付手数料を支払うといった、手間及び負担が生じている。 当県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバックオフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に都道府県税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）の提出を求める手続があり、推進の支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145） 医薬品等の国家検定（43条）については、薬事制度全体の見直しの中で、都道府県の関与を不要とする方向で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (6)宅地建物取引業法（昭27法176） 宅地建物取引業者名簿等の閲覧（10条）については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に関し、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化する。	—	宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に関し、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化することを内容とする宅地建物取引業法改正を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第213回通常国会へ提出し、令和6年6月12日成立（令和6年法律第53号）。令和6年6月19日に公布。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法施行規則並びに宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について（令和6年6月28日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_99	国土交通省不動産・建設経済局不動産業課
5【厚生労働省】 (30)介護保険法（平9法123） (ⅶ)要介護認定及び要支援認定に係る調査（27条2項及び32条2項）の事務については、市町村（特別区を含む。）の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮を図るため、地方公共団体の事務の実態等に関するヒアリングを行い、地域の実情に応じた方策を検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					
5【内閣府】 (5)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平18法49） 公益社団法人及び公益財団法人（以下「公益法人」という。）が毎事業年度に行政庁（3条。以下この事項において同じ。）に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書（22条1項及び施行規則38条1項1号）については、その提出を一部不要とするなど、公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減する方法について検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【内閣府】 (3)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平18法49） 公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「公益法人」という。）又は公益認定（4条）を申請する一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この事項において「一般社団法人等」という。）が行政庁（3条。以下この事項において同じ。）に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書については、公益法人、一般社団法人等、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減するため、府令を改正し、以下のとおりとする。 ・公益認定の申請において一般社団法人等が行政庁に提出する地方税の納税証明書（7条2項6号及び施行規則5条3項6号）及び公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する地方税の納税証明書（22条1項及び施行規則38条1項1号）については、これらの法人が納付すべき地方税に係るものに限定した。 ・公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する国税及び地方税の納税証明書については、行政庁において当該公益法人が滞納処分を受けたことがないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認める場合には、その旨を説明した書類を添付することで足りることとした。 ［措置済み（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第68号））］	公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「公益法人」という。）又は公益認定（4条）を申請する一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この事項において「一般社団法人等」という。）が行政庁（3条。以下この事項において同じ。）に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書については、公益法人、一般社団法人等、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減するため、府令を改正し、以下のとおりとした。 ・公益認定の申請において一般社団法人等が行政庁に提出する地方税の納税証明書（7条2項6号及び施行規則5条3項6号）及び公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する地方税の納税証明書（22条1項及び施行規則38条1項1号）については、これらの法人が納付すべき地方税に係るものに限定した。 ・公益法人が毎事業年度経過後に行政庁に提出する国税及び地方税の納税証明書については、行政庁において当該公益法人が滞納処分を受けたことがないことが確認できる場合であって、行政庁が不要と認める場合には、その旨を説明した書類を添付することで足りることとした。	—		内閣府公益認定等委員会事務局総務課
5【文部科学省】 (24)都道府県知事が所轄する私立学校への調査 都道府県知事が所轄する私立学校への調査については、「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey）」の更なる活用を促進するなど、都道府県の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） （ⅱ）産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下この事項において「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類（施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項）については、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。 ［措置済み（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年環境省令第12号））］	—	産業廃棄物処理業者が優良認定を申請する際に添付する住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下この事項において「地方税」という。）を滞納していないことを証する書類（施行規則9条の2第2項15号、10条の4第2項9号、10条の12第2項及び10条の16第2項）について、省令を改正し、申請先の都道府県、指定都市又は中核市が情報連携システム等により、地方税を滞納していないことを確認できるときは、当該書類の添付を省略することを可能とした。	【環境省】「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年7月27日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_104	環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	105	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、栃木県、さいたま市、川越市、越谷市、神奈川県、新潟県、山梨県	経済産業省、環境省	B　地方に対する規制緩和	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務の廃止	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手続における都道府県経由事務を廃止すること。	【現行制度】 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は電子情報処理組織（以下「PRTR届出システム」という。）を使用して届出をすることができる。 PRTR届出システムを初めて利用を開始する際や、届け出た事項に変更があったときには、事業者は事業所が所在する都道府県（事務移譲市を含む）ごとに、所管する各地方公共団体に対して届出が必要である。 【支障事例について】 地方公共団体は事業者からの申請を受け、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という。）に進達（メール又はFAXで送付）し、NITEが交付したID等を再度都道府県経由で事業者に転送している。 本手続は、事前に地方公共団体が審査を要する項目がない事務的なものである。 開始手続に加えて、ID紛失等による軽微な変更の際も都道府県を経由しなければならず、変更だけでも年間100件を超える届出がされているなど、地方公共団体に対しての負担が大きく、通常業務の進捗に支障をきたしていることから、制度の改正を望むものである。 （令和4年度） 　利用開始届25件、変更届128件、再発行手続10件 （令和3年度） 　利用開始届19件、変更届118件、再発行手続14件 　※1件当たりの事務作業時間　利用開始届：60分、変更届・再発行手続き：30分 なお、本来電子申請を行うことによる事業者のメリットは、申請等の手間が省かれることにあるが、当該制度は電子申請を始める前に必要とする手間が多く、負担感が強いものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	106	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	健康保険法第73条・78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条・45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条・72条、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について（平成7年12月22日付保発第117号）	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることを通知等の明確化	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることを通知等（通知、指導大綱・監査要綱など）で明確化すること。	県及び管轄の地方厚生局では、指導については、健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づいて、監査については健康保険法第78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第72条の規定に基づいて、保険医療機関等に対して診療報酬の請求について共同で指導及び監査を行っている。 それらについて、「指導大綱・監査要綱」に沿った業務を行う場合、診療報酬明細書を収集する必要がある。 患者の診療報酬明細書は、市町村及び後期高齢者医療広域連合から収集している。その診療報酬明細書には、療養の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名、診療内容等の個人情報が記載されているところ、保険医療機関等に対し指導及び監査を行うに当たり被保険者の情報を厚生労働大臣又は都道府県知事が収集することができる旨が明確化されていない。そのため、市町村及び後期高齢者医療広域連合から診療報酬明細書提出の根拠に関する問い合わせがあるものの明確に回答することができず、対応に時間が割かれ、市町村及び後期高齢者医療広域連合においても提供の判断を下すのに時間を要している。 なお、指導をする際は、医療機関が保険者に提出した診療報酬明細書と患者の診療録を突き合わせて指導を行う。そのため、個人が特定ができない場合、指導対象患者を指定することができなくなってしまうことから、匿名化した情報により指導を行うとはできない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	107	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	建設業法第6条第1項第6号、第11条第2項 建設業法施行規則第4条第1項第15号、同条第3項、第10条第1項第4号 電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件（令和4年12月28日付け国土交通省告示第1302号） 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項	建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること	①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。 ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携体制が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請等に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とする。	【現状】 建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。 申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっておらず、納税証明書の提出が必要となっている。 【支障事例】 当県における納税証明書の提出が必要な建設業許可に係る申請件数（令和4年度中）は1,001件となっており、毎事業年度経過後の書類提出の件数は21,685件となっている。その都度納税証明書の提出が必要となっているため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等 を行うこととなり、負担となっている。また、当県にとっては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。 また、県税納税情報に係る当県独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等 がなく、納税証明書の添付を不要とすることができない。 【参考】 当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	108	09_土木・建築	都道府県	埼玉県、新潟県、岐阜県、沖縄県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	令和4年度施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について(依頼)（令和4年4月8日国総公第4号国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長通知）	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査のオンライン化	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査において、オンライン調査を導入すること。	調査対象の工種で実際に使用する機械、材料、施工状況の写真及び作業日報等を回答するためには、施工業者への確認が必要であることから、当該調査の一部は、施工業者に回答の作成を依頼（委託）しているところ、国が配布するエクセル様式等に度々修正が発生する場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール（データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム）により施工業者に連絡しなければならないため、回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率な事務を強いられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	109	05_教育・文化	都道府県	埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領及び各国庫補助要項 令和4年10 月14 日付け事務連絡「令和5年度文化財補助事業計画について（照会）」	文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化	文化財関係国庫補助金の手続において、現状の紙媒体での提出方法を早急に見直すこと。 ①見直しに当たっては、手続に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手続を同システム内で完結できることが望ましい。 ②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX（クラウドストレージ）での提出を可とすること。	【現行制度】 文化財保護法に基づく文化庁への文化財関係国庫補助金申請手続については、文化庁文化財補助金交付規則や文化財保存事業費関係国庫補助実施要領にて紙媒体での提出が前提と思われる記載（「提出部数1部」）がある。また、申請時期に文化庁から発出される申請案内にて紙での提出が指定されている。 申請に先立つ事業計画照会の回答方法が、提出時期に文化庁から発出される提出案内にて紙での提出が指定されている。 【支障事例】 市町村から提出された書類を県で取りまとめているが、様式誤りや計算ミス等が散見されるため、確認に多大な事務負担が発生している（1件当たり20分×年間100件程度）。例えば市町村職員がシステム入力する形式での申請が可能となれば、ミスを検出し訂正を促すこと自動化でき、事務負担が軽減される。 申請や実績報告時に大量の書類を紙で提出しており、事務処理に時間を要している。 書類の並び順にも指定があるため揃えるだけで時間がかかり、業務時間の圧迫や紙の使用量に影響が出ている。 全て紙媒体での提出のため、執務室内や書庫での文書保管スペースの確保に苦慮している。 修正等が必要となった場合に、紙媒体で再度作成し、再提出するための事務と期間を要する。 現在の紙媒体による提出方法においても書類の枚数が相当数に上ることから、メール等での提出では、データの送信（データ量）に当たり支障が生じることが想定される。補助金申請ではないが、一部の調査票はBOXでの提出が認められている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	110	08_消防・防災・安全	都道府県	埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市	警察庁	B　地方に対する規制緩和	「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取り扱いについて」の手続について（通達）　令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号	青色回転灯等装備車の証明等手続のオンライン化等	①青色回転灯等装備車の証明等の申請手続における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。 ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。 ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。	青色回転灯等装備車の証明等については、警察庁から各都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。 証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受理し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等をすることとなっており、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。 また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があり、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。 加えて、適切なパトロールの継続性を確保するために申請団体に対する講習の受講が規定されているが、オンラインによる講習が可能となるための具体的な実施方法や条件が不明であるため、対面で実施せざるを得ず、効率的な講習実施を図る上で支障が生じている。 当県内の市町村が、県内企業から青色防犯パトロールの実施を検討しているとの相談を受けたが、申請手続の煩雑性や対面講習の時間拘束が負担となり、検討を取りやめてしまうケースが発生してしまっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	111	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31 条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	112	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日（いわゆる学年）」であるのか「誕生日（いわゆる満年齢）」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	113	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法第59条の2の4 児童福祉法施行規則第49条の6第2号	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則（以下「省令」という。）第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【経済産業省(6)】【環境省(4)】 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平11法86) 電子情報処理組織使用届出書(施行規則12条1項)等に関する手続については、オンライン化を含め、都道府県の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ⅱ)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ⅰ)都道府県及び地方厚生(支)局における円滑な事務の実施に資するよう、保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項)に必要となる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化し、都道府県及び地方厚生(支)局に令和6年度中に通知する。	指導監査業務における診療報酬明細書等の収集の根拠を明確化する通知を都道府県及び地方厚生局に令和7年3月28日付けで発出した。	【厚生労働省】診療報酬明細書(写)等の提供について(令和7年3月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知) 【厚生労働省】「診療報酬明細書(写)等の提供について」の一部訂正について(令和7年4月1日付け厚生労働省保険局医療課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_106	厚生労働省保険局医療課
5【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう都道府県の納税情報との連携を検討し、令和6年中に結論を得る。また、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【国土交通省】 (1)建設業法(昭24法100) 建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、令和6年度中に省令を改正し、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略を可能とする。	建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可の申請等において求めている事業税の納税証明書の添付について、建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和7年国土交通省令第38号)により省令を改正するとともに、当該申請等を受ける都道府県の納税部局と建設業許可部局との間に納税情報を共有・確認できる体制が構築されており、当該申請等を行う者から、当該者の納税情報を都道府県内部で使用することについての同意がある場合は、納税証明書の添付を省略させることができることを、令和7年3月31日付けで地方公共団体に通知した。	【国土交通省】建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて(令和7年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_107	国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室
5【国土交通省】 (20)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査については、施工業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン調査の導入の可否も含め、調査の運用の改善を図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【国土交通省】 (21)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、ホームページから取得するよう配布方法を変更し、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年5月13日付け国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)通知)]	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査表の配布について、専用ホームページからダウンロードするよう配布方法を変更し、地方公共団体へ通知した。	【国土交通省】「令和6年度 施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について」(令和6年5月13日付け国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_108	国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)グループ施工企画室
5【文部科学省】 (6)文化財保護法(昭25法214)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 文化財保存事業費関係国庫補助金の申請等の手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【警察庁】 (1)道路運送車両法(昭26法185) (ⅰ)自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 [措置済み(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)] (ⅱ)青色防犯パトロール講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【警察庁】 (1)道路運送車両法(昭26法185) 青色防犯パトロール講習については、オンライン実施が可能であることを明確化し、講習の効果検証等に係る留意点及びオンライン実施の事例と併せて、都道府県警察に通知した。 [措置済み(令和6年2月27 日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)]	自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。 青色防犯パトロール講習については、効果検証等に係る留意点と共に、オンラインによる実施が可能であることを明確化し、参考事例と併せて、都道府県警察に通知した。	【警察庁】「青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール」に関するオンライン申請手続の取扱いについて(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡) 【警察庁】オンラインによる青色防犯パトロール講習の実施について(令和6年2月27日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_110	警察庁生活安全局生活安全企画課
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅳ)特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に対して行う申請(32条1項及び44条1項)については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ⅴ)市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁】 (12)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅲ)市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出(32条3項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する。	市町村長(特別区の長を含む。)が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。	【こども家庭庁】(官報)子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第5号) 【こども家庭庁】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_111	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁(5)(ⅰ)】【文部科学省(3)(ⅰ)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)]	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】【文部科学省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における園庭 及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児 及び幼児の年齢の基準日について(令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_112	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ⅳ)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭 22法164) (ⅰ)認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項(59条の2の4及び施行規則49条の6)のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。 [措置済み(児童福祉法施行規則の一部を改正する府令(令和6年内閣府令第28号))]	認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。	【こども家庭庁】認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_113	こども家庭庁成育局保育政策課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	114	03_医療・福祉	指定都市	浜松市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の12第1項 児童福祉法施行規則第36条の33各項	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めていないため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款については、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	115	02_農業・農地	指定都市	浜松市	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	土地改良法第85条の3第2項 土地改良法施行令第48条の2、第50条の2の3 土地改良法施行規則第38条の2の2 平成18年農林水産省告示第1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるもの）	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。	土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たっての受益者の同意徴集を省略できる要件の緩和	【現行制度】 施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該当する場合は要しないものとされている。 土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件として、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とするものであること、重要な部分（管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であって農林水産大臣が定めるもの）の変更を要することとならないこと等が定められている。 【支障事例】 当市は、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、当該水利施設は、農業者だけでなく不特定多数の住民が受ける利益に関与し、公共的機能を有するため、当施設更新事業における市の役割は大きく、事業費負担は生じないよう市が負担するものとしている。 この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えるとともに、施設の種類・管理方法等の「重要な部分」の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。当市における同意徴集に当たっては、約1万人が対象となり、準備期間含め約4年を要し、1000万円以上の費用負担が発生する等多大な業務・費用負担を生じる見込みである。 当施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものである。このような基本的な受益の態様が変動しないものと認められる場合については、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であって農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	116	02_農業・農地	町	茂木町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第17～25条	農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること。	農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員も設置することが義務付けられた。改正前は18人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は10人の農業委員と12人の農地利用最適化推進委員を設置した。しかし、4名が農地利用最適化推進委員として増員となった以外は、前任として農業委員を務めていた者が、農地利用最適化推進委員に代わっただけであった。改正法の中で、農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員が変わらない中で、2つの委員を設置したことにより、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動に手が回らず、農業委員も従来通り現場活動を実施している現状となっている。許認可に係る現地調査は農地利用最適化推進委員だけでは対応できず、農業委員も加わり2名体制で行っている。農地パトロールも同様の状況である。この上に活動内容に差がないにもかかわらず、小さな市町村の農業委員会においては、議決権の有無によって立場に差がつくことが、人間関係の溝を生じ、議事運営などに悪影響を及ぼし、円滑な事務局運営の支障となっている。すでに、農地利用最適化推進委員からは、2つの委員を設置し運用することで立場に差が出てしまったことによる、不満の声がある。この状況は、将来、農業委員や農地利用最適化推進委員の確保を困難にし、担い手不足に拍車をかけるものと危惧している。	—
R5	117	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針（6－(1)－1）において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とすること	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針（6－(1)－1）において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とすること	【現行の取り扱いについて】 公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針（6－(1)－1）において、国庫債務負担行為に係る事業は、認定申請の翌年度内までに事業が完了するものについて、交付の対象とすることとされている。 【支障事例】 財政法上では、5年まで認められている国庫債務負担について、公立学校施設整備費負担金においては、2か年までしか認められていないことから、3か年以上の負担金事業について、地方自治体の単独の負担により実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 学校規模の適正化を図る統合事業や義務教育学校の新築のような、規模が大きく、全額負担金の対象となる工事が増加していることに加え、令和6年度から、工事の完全週休2日制が導入されることや建設資材の高騰・品不足、人材不足の影響等もあり、2か年の工期で収まらない負担金事業が生じることが明らかな状況。 なお、令和元年に成立した新・担い手三法のうち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、工期の平準化の取組が地方公共団体の努力義務とされ、その具体的な取組として、債務負担行為の活用が関係省庁から示されているところ。 【支障の解決策】 公立学校施設整備費負担金において、2か年を超える国庫債務負担の設定が可能となれば、地方自治体の負担が減り、学校施設整備を円滑に推進できると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	118	07_産業振興	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第2条第3項 住宅宿泊事業法施行令 住宅宿泊事業法施行規則 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン） 住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について（平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知）	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法は、制定時の附則第4条において「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、法施行後4年が経過した現在でも、法律の施行状況の検討に関する情報が発せられていない。 また、住宅宿泊事業法では、人を宿泊させる日数は年間で180日が上限となっている。この日数の算定に関する考え方について、予約当初の宿泊予定日数よりも実際の宿泊日数が短かったにもかかわらず短縮分の返金がなされなかったケースにおいて、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）では、「人が実際に宿泊した日数」と「宿泊料を受けた日数」とのどちらを基準として宿泊日数としてみなすのか不明確である。 この点に限らず、ガイドライン等の更新が令和3年9月を最後に行われていないため、不明点が生じる度に国に確認する必要があり、業務が煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	119	12_その他	市区長会	指定都市市長会	総務省、外務省	B　地方に対する規制緩和	政府調達に関する協定（WTO政府調達協定） 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し（再エネ電力の調達契約の適用除外化）	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の範囲の見直し（再エネ電力の調達契約の適用除外化）	資源エネルギー庁など国も呼びかけている再エネ電力の地産地消を進めるため、当市の公共施設に市内産の再エネ電力を導入しようとしているが、「政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）」では産地の指定を禁じていることが障害となっている。そのため、再エネ電力の調達について適用除外化を求める。 ※なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」においては、中核市の経営する電力事業に係る調達契約のみWTO特定調達の適用除外とされている。 第五次環境基本計画（平成30年4月17日策定）の「重点戦略設定の考え方」においては、持続可能な地域づくりとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すとしており、例えば、地域におけるバイオマスを活用した発電・熱利用は、化石資源の代替と長距離輸送の削減によって低炭素・省資源を実現しつつ、地域雇用の創出、災害時のエネルギー確保に上るレジリエンスの強化といった経済・社会的な効用をも生み出すとされている。 また、同計画において、環境保全に係る各種施策の基盤となる施策としても、持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進に向け、自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めるとされている。 第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会（第3回：令和5年2月13日）においても、第五次環境基本計画の中で謳われていた「地域循環共生圏」の考え方を引き継ぎ、エネルギーの地産地消やレジリエンスの強化などの検討を行っているところと聞いている。 「地方公共団体における分散型エネルギーインフラ事業の実現に向けたハンドブック（令和2年11月）」においても、分散型の地域エネルギーシステムを構築することで、持続可能な地域社会を目指すとされている。 都道府県財政課長・市町村担当課長会議（令和5年1月23日開催）で総務省自治財政局長が、「自治体のエネルギー、今、エネルギーが高くなっているので、自分たちでつくり、省エネ、なるべく自分たちで地産地消で賄うという方向にかじを切ってもらいたいというのがわれわれの意図だ。」とも発言されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	120	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	国民健康保険法第41条、国民健康保険法第45条の2、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和4年3月4日保医発0304第3号）」、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について（平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知）」、指導大綱・監査要綱、適時調査実施要領	国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化	保険医療機関等への国または都道府県の指導、監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善を求める。	【現行制度について】 国民健康保険法第41条に基づく指導、同法第45条の2に基づく監査及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和4年3月4日保医発0304第3号）」第3の2に記載される適時調査の結果、保険医療機関の診療報酬について不正・不当請求が判明した場合は、国が保険医療機関等から返還同意書等を提出させ、それらの内容を国および都道府県にてそれぞれ確認し、最終的に国民健康保険の保険者である市町村が確認し、保険医療機関等に返還請求等を行っている。 【支障事例】 現状、国が保険医療機関等に返還同意書等を紙資料で提出するよう求めており、保険医療機関等は、膨大な量の資料を手作業にて作成しているため、記載事項の誤りが多く発生している。 さらに、保険者においてはこれらの紙資料とシステム上のレセプトデータについて全件確認・修正作業等を行っている。 また、保険者と同様に確認作業の必要な国・都道府県でも大きな事務負担となっているため、返還同意書等を国で受け付けてから保険者が受領するまでに1年以上の期間がかかる場合もある。そのため、事務が長期化することで保険者から保険医療機関等への返還請求時にはすでに廃院しているなど徴収困難となるケースがある。なお当市における令和4年度の事務量は紙枚数で約5,900枚、レセプトに概算すると約50,000件におよんでいる。 【改善の必要性】 電子システムを活用することで、紙資料を削減し事務を効率化することは自治体DXを推進する観点からも必要と考える。 【支障の解決策】 保険医療機関等からの診療報酬請求は、国が仕様を決定している「レセプトコンピューター」を使用して電子システムで行っている。レセプト情報も電子システムで管理されているため、経済上の措置事務をシステム上で行えるようにすることで課題解決につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	121	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	総務省、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5	地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること	学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大	学校給食費（以下、給食費）については、学校ではなく地方自治体が徴収・管理を行うことによる教職員の負担軽減などを目的として、文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が通知されている。同通知では、給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金（以下、学校徴収金）についても徴収・管理などを地方自治体の業務とすることなどを求められているが、全国の地方自治体では、給食費については公会計化を行うことで地方自治体による管理・徴収が進んでいるものの、学校徴収金については地方自治体による徴収・管理の事例は多くなく、公会計化を行った事例はほとんどない。 そのような状況の中、当市では、学校現場の負担軽減や会計の透明性向上、市民サービスの向上などを目的に、令和7年度の給食費の公会計化を目指して検討を進めているが、一方、学校徴収金については、公会計化等の検討は様々な課題があり、他都市と同様に進んでいない。 給食費の公会計化の制度設計を進める中で、これまでと同様に給食費とあわせて学校徴収金を保護者から地方自治体の口座へ一旦入金してもらうことを想定していたが、地方自治法第235条の4の規定に基づくと、学校徴収金については地方自治体が保管することができず（地方自治体の口座へ入金できない）、給食費とは別に保護者が学校長口座へ直接入金する仕組みとせざるを得ないことが課題として指摘されたところである。このままでは給食費の公会計化により、給食費と学校徴収金それぞれについて保護者に口座振替の手続きを二重で求める仕組みとせざるを得ず、また、これまで行っていた一括での口座振替・入金ができなくなるなど、市民サービスの低下につながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【こども家庭庁(1)(ⅲ)】【文部科学省(2)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項(34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項)のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—		—
5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。 [措置済み(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)]	—	土地改良施設の施設更新事業(85 条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。	【農林水産省】「国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業について」(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知) 【農林水産省】「国営土地改良事業における同意徴集手続の省略が可能となる施設更新事業の適切な運用について」(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_115	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
—	—				
5【文部科学省】 (10)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81) (ⅱ)公立学校施設整備費国庫負担事業(3条)については、3か年の国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)を令和7年度から可能とする。	—	公立学校施設整備費国庫負担事業(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律3条)については、令和7年度から3か年の国庫債務負担行為が可能となるよう、法律改正及び省令改正を行った。 引き続き、各種通知の見直し等を行い、令和7年4月1日より3か年度の国庫債務負担行為を可能とする。	【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正について(通知)(令和6年6月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知) 【文部科学省】義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(通知)(令和6年9月19日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_117	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】 住宅宿泊事業法(平29法65) 「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。	—	「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため改正し通知した。	【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正について(令和6年12月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知) 【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_118	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室
—	—				
5【厚生労働省】 (22)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ⅰ)保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項に基づく指導及び報告等をいう。以下この事項において同じ。)並びに施設基準等に係る適時調査における経済上の措置に関する事務のうち返還金同意書等については、当該事務の負担軽減及び効率化に資するよう、電磁的記録の提供等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) (ⅱ)以下に掲げる措置に関する事務のうち、返還金同意書等については、都道府県及び地方厚生(支)局の円滑な事務の実施に資するよう、電磁的記録の提供を可能とし、地方厚生(支)局に令和6年度中に通知する。 ・保険医療機関等に対する療養の給付等に係る診療の内容及び診療報酬の請求に関する指導、報告等(国民健康保険法41条1項及び45条の2第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律66条1項及び72条1項) ・施設基準等に係る適時調査	返還金処理支援ツールを自治体へも提供するよう、地方厚生局へ令和7年3月31日付けで通知した。	【厚生労働省】診療(調剤)報酬の返還に係るデータの提供について(令和7年3月31日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_120	厚生労働省保険局医療課
5【総務省(23)】【文部科学省(23)】 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務 学校給食費以外の学校徴収金の徴収等に関する事務については、地方公共団体や学校における実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	122	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条	災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」に関する救助対象等の緩和 ①対象物 　現在：土石、竹木等 →被災家屋の家財を追加 ②対象場所 　現在：居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関 →対象範囲を住居と敷地内のすべてに拡充	水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石等には、被災家屋の家財が混入している場合が多い。また、土砂を搬出する際に、畳ごと撤去する方が効率的であるが、家財は救助の対象外であるため、その処分費は別途対応が必要となる。 また、救助の対象場所が「生活に欠くことのできない場所」に限定されており、押入れや庭の土砂等は対象外となっているが、一部の土砂等を残して作業を終了することは、被災者の理解を得にくい上、衛生的ではない。また、建物の外部については玄関回りのみが対象となっているが、被災者は家財の買い替え（断水の場合は水の確保）等のため、自家用車を利用する機会が多いため、駐車スペースも必要となることが多い。 上記の状況により、令和4年台風第15号では本制度を適用せず、住居内はすべてボランティア、敷地内（建物外部）はすべて市費により土砂等の除去を実施することとなった。（計236件、3ヶ月程度） また、ボランティア及び市費による対応範囲の決定及び各被災場所での調整に時間を要し、救助の開始に遅れが生じた。 大規模な水害により広範囲で土砂災害が引き起こされた場合には、土砂の流入により被災する宅地が多数発生することが想定されるため、日常生活に支障を及ぼす住居と敷地内のすべての土砂及び家財について、同時に対応することに上る早期の救助が必要となると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	123	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条 災害救助事務取扱要領（令和4年7月）第4	災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」における期間延長の運用について、災害救助法施行令1条第1項第4号が適用される等大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に時間を要することが明らかで、障害物の除去に要する期間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めるなど、被災状況に即した運用とすること。	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、災害救助法の救助の期間の延長については、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に周知する、とされたところ、災害救助事務取扱要領を補完する資料である「災害救助法の制度概要」において、その延長理由については、「被災地域、被災世帯数、実施業者との契約終了日（業務完了日）」等を含めた具体的な説明を求められており、「多数の世帯に土砂が堆積しているが、業者・人手不足により障害物の除去に長期間を要すると見込まれる」等の理由は認められないとされている。また、その申請は、基準告示に定める救助の期間内に行うことが原則とされている。 しかし、令和4年台風第15号では、被災地域が市域の広範囲に渡り、住居だけでなく、道路、河川等にも多くの被害が出たため、市内の被害（道路、河川）の状況把握に10日を要し、市民から受けた土砂等撤去に関する相談約580件の被災状況調査だけでも1ヶ月以上の時間を要した。 また、道路啓開等の対応は障害物の除去と同種の業者が実施することとなったが、救出・救助にも関わる道路啓開等を優先せざるを得ず、土木業者が障害物の除去に直ちに対応することは困難であった。 このため、具体的な被災場所及び全数を正確に把握し、対応業者と完了の日程について現法の10日以内に調整し、具体的な延長理由を期間内に示すことは困難な状況であった。 また、発災直後に宅地内の土砂等撤去に関する申請ができる状況ではなかった被災者（一人暮らしの高齢者等）も多く、申請自体も発災から2ヶ月程度続いた。（除去完了までに3ヶ月程度の日数を要した。）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	124	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条 災害救助法の制度概要（令和4年7月版）	災害救助法に基づく障害物の除去における対象物の明確化	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去」における対象物の明確化	災害救助法施行令第2条第2号では、その対象物を「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」と規定しており、対象が明確化されていない。 例えば、水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石等には、他者の家財が混入している場合が多い。そのような家財の混入している土石等を搬出する場合、災害救助法による救助の対象外となり得るものを被災場所にて分別し、その搬出及び処分は別途対応となるが、救助の対象が明確でなかったため、分別の判断に時間を要するなど、事務及び現場での対応が煩雑となり、救助が遅れる支障が生じた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	125	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31 条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	126	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日（いわゆる学年）」であるのか「誕生日（いわゆる満年齢）」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	127	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法第59条の2の4 児童福祉法施行規則第49条の6第2号	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則（以下「省令」という。）第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	128	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の12第1項 児童福祉法施行規則第36条の33各項	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めていないため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	129	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第1項、第32条第1項、第37条第3項、介護保険法施行規則第33条第2項、第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項第59条第1項、第77条第1項、第83条の6、第95条の2第1項	介護保険制度に係る申請に添付する被保険者証等について電子での提出を可能とすること	介護保険制度の申請における被保険者証等の添付に関して電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続きのオンライン化の促進を求める。	介護保険制度において、主に下記の申請に被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の原本提出が求められるため、手続きをオンライン化しても郵送または来庁が必要となり、オンライン申請の促進を阻害する要因となっている。 【例1】 要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更・サービス種類変更）において、被保険者証の添付が義務付け （介護保険法第27条第1項、第32条第1項、第37条第3項、介護保険法施行規則第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項、第59条第1項） 【例2】 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の代理受領の手続きにおいて、被保険者証の添付が義務付け （介護保険法施行規則第77条第1項、第95条の2第1項） 【例3】 被保険者の氏名変更、住所変更、世帯変更、資格喪失の届出等において、被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証の添付が義務付け （介護保険法施行規則第33条第2項、第83条の6） 当市では令和5年3月15日より例2の手続きについてオンライン申請の受付を開始したが、3月15日～31日の実績は2件（全体の0.1%）に留まり、今後もオンライン申請の増加は期待できない。 窓口職員においては対面手続きの業務フローと並行してわずかな件数のオンライン申請のための業務フローにも万全の対応をしなければならず、オンライン化の目的である申請者の利便性の向上や行政機関の効率化につながっていない。 一方で総務省の作成した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」では、例1をはじめとする手続きについて優先的にオンライン化を推進すべきとしており、非効率的なオンライン運用を積み重ねていかなければならない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	130	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第95条第1項、同法施行令　第44条第3項第1号イ、障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱（別表1）	障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直し	①障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とすること。 ②介護保険対象者の重度訪問介護について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。	①障害福祉サービス利用者は、65歳以上になった場合、介護保険サービスを優先利用することとされているが、介護保険サービスのみによって必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用できることが厚生労働省事務連絡により通知されている。しかし、介護保険対象者の居宅介護は国庫負担金の支給対象外となっており、全額が市町村負担となっている。 ②障害者総合支援法九十五条及び同法施行令第四十四条において、障害福祉サービス費用は「厚生労働大臣が定める基準に基づき（略）算定した額」又は「当該介護給付費等の支給に要した費用の額」のいずれか低い額に百分の五十を乗じた額により国庫負担額が決定されている。 障害福祉サービスは、利用者の増加や障害の重度化、家族の高齢化による必要なサービス量の増加が進展している中、自治体においては個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っているが、現行の国庫負担基準との間には大きな乖離が生じているため、自治体に多額の超過負担が生じている。 また、介護保険対象者に係る重度訪問介護については、国庫負担基準では2／3相当が介護保険で賄える前提で設定されているところ、当市において実際に介護保険で賄えている訪問介護の割合は1／10ほどと非常に低くなっており、多額の超過負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年における。の）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—				
5【内閣府】 （1）災害救助法（昭22法118） （ⅲ）救助の期間（4条4項及び施行令3条2項）については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。	—	—	—		内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付
5【内閣府】 （1）災害救助法（昭22法118） （ⅱ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（以下この事項において「土砂等」という。）で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（4条1項10号及び施行令2条2号）については、車両、建具、植物、フェンス、道路構造物及び農地構造物等が土砂等に含まれることや、床上の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化するため、「災害救助事務取扱要領」（令5内閣府政策統括官（防災担当）通知）を改正し、地方公共団体に令和6年中に通知する。	—	—	—		内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付
5【こども家庭庁】 （14）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅳ）特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際に市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に対して行う申請（32条1項及び44条1項）については、事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項として施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を求めることの必要性について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （ⅴ）市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁】 （12）子ども・子育て支援法（平24法 65） （ⅲ）市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出（32条3項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和6年度中に府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除する。	市町村長（特別区の長を含む。）が特定教育・保育施設の利用定員を変更した際に都道府県知事に対して行う届出については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、府令を改正し、届出事項から施設の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名を削除した。	【こども家庭庁】（官報）子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第5号） 【こども家庭庁】子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（令和7年1月28日付けこども家庭庁成育局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_125	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁（5）（ⅰ）】【文部科学省（3）（ⅰ）】 児童福祉法（昭22法164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。 ［措置済み（令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）］	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）における屋外遊戯場及び園庭の面積算定に係る児童の年齢の基準日については、年度初日の前日であることを、地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】【文部科学省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における園庭 及び屋外遊戯場の面積算定に係る園児 及び幼児の年齢の基準日について（令和5年12月7日付けこども家庭庁成育局保育政策課・文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_126	こども家庭庁成育局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
5【こども家庭庁】 （1）児童福祉法（昭22法164） （ⅳ）認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項（59条の2の4及び施行規則49条の6）のうち、施設の管理者の住所については、必要性等に関する地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁】 （1）児童福祉法（昭22法164） （ⅰ）認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項（59条の2の4及び施行規則49条の6）のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。 ［措置済み（児童福祉法施行規則の一部を改正する府令（令和6年内閣府令第28号））］	認可外保育施設の設置者から利用者へ交付する書面の記載事項のうち、施設の管理者の住所については、府令を改正し、削除した。	【こども家庭庁】認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_127	こども家庭庁成育局保育政策課
5【こども家庭庁（1）（ⅲ）】【文部科学省（2）】 児童福祉法（昭22法164） 一時預かり事業を行う際に届出が必要な事項（34条の12第1項及び施行規則36条の33第1項）のうち、インターネットを利用してその内容を閲覧することができるものについては、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減するため、届出を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—		—
5【厚生労働省】 （30）介護保険法（平9法123） （ⅵ）介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村（特別区を含む。）の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 （45）介護保険法（平9法123） （ⅴ）介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。 ［措置済み（令和6年3月 29 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡）］	介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めていた手続の一部について、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行うこととし、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護ワンストップサービスにおける事務の運用についての一部改正について（令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_129	厚生労働省老健局介護保険計画課
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	131	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会、大治町	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	雇用保険法第61条の7第1項 雇用保険法施行規則第101条の25第1号 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」（平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）「育児休業給付の内容と支給申請手続」（厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク））	育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し	「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。 （例） ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる　等	現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。 保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口に、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。 また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。 さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	132	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年内閣府告示第27号） 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」（平成29年1月27日内閣府通知） 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日内閣府通知）	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。	市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）量の見込みと大きく乖離している場合、（中略）計画の見直しが必要となる。」とされている。 さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値（幼稚園及び保育園等の入園児童数）と教育・保育の量の見込み（幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数）が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。 こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考える。 ところで、当市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。 このような状況の下で、第1期計画（平成27年度～平成31年度）については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。 法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている当市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。 以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画（令和2年度～令和6年度）の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	133	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項	民生委員・児童委員の選任要件の緩和等	民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。	【現行制度】 民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。 【支障事例】 当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。 【支障の解決策】 民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局（主に地方公共団体）の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	134	11_総務	市区長会	特別区長会、郡山市、高知県	デジタル庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条、第15条	署名用電子証明書の失効要件の緩和等	現行制度では、住所異動等に伴い住民票の内容に変更があった場合、署名用電子証明書が失効するが、署名用電子証明書に住民票変更内容を自動的に反映すること等により、当該証明書に最新の住所等の情報が書き込まれている状態を担保しつつ、失効せずに引き続き利用することができるよう、失効要件の緩和及び住民票と署名用電子証明書を連動するためのシステム改修等必要な措置を講じていただきたい。 なお、昨年度において、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能となるよう、他団体より提案があったところだが、当該議論に本件も併せて検討していただき、必要な措置を講じていただきたい。	マイナンバーカードの普及により、住民の異動に伴う券面更新や券面満欄による再交付、暗証番号の再設定、電子証明書の更新など、マイナンバーカードに関する手続数が増加しており、今後も増加していくことが想定される。この内、住所異動等に伴い、住民票の内容に変更があった場合は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条及び第15条の規定により、署名用電子証明書は失効することとなっている。署名用電子証明書が失効となった対象者については、再度窓口にて手続を行わなければならず、手続に係る負担が大きい。※当区では、住民票の内容変更に係る令和4年度窓口受付件数（署名用電子証明書失効対象）は、約48,000件である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	135	03_医療・福祉	指定都市	名古屋市	厚生労働省	A　権限移譲	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条、医療法第30条の4	地域医療介護総合確保基金について、指定都市に設置ができること	地域医療介護総合確保基金について、指定都市において設置ができるようにすること（指定都市において、主体的に施策を推進できるよう、都道府県からの税源配分を伴う形での指定都市における基金の設置）。 また、将来的には都道府県が定めることとなっている地域医療構想を含む医療計画についても、地域の実情を把握し、医療政策の実績を有している指定都市が直接的に関わることできるよう、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること また、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること	医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度愛知県事業計画では、基金を財源として、2025年に向けた医療・介護のサービス提供体制の改革を推進するため、医療分として医療従事者の確保に関する事業を中心に28.1億、介護分として75.3億を活用し事業が実施されている。 これは県域としての課題解決を図るものであるが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築といった本市が抱える将来的な課題解決のための事業には基金が活用できておらず、特に医療分野でのさらなる基金の活用が必要である。地域住民に直結する基礎自治体である市町村の取り組み等を積極的に県計画に取り入れていくことが、地域医療構想の達成には不可欠であると考える。 ※愛知県医療介護総合確保基金 　令和4年度造成額　10,335,574千円 　（医療分2,809,443千円、介護分7,526,131千円） 　基金残高(R5/3/30現在)28,141,862,254円	—
R5	136	05_教育・文化	指定都市	名古屋市	文部科学省	A　権限移譲	教育職員免許法第4条及び第5条	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲すること	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する	市教育委員会は、特別免許状を授与する権限がないため、優れた知識経験等を有する社会人を任用したい場合に、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。このことにより、優秀な人材を確保したいときに適切なタイミングで免許状を授与することができない。 特別免許状を授与する権限がないため、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認めたとしても、県教育委員会における優秀な人材の捉え方が異なる場合、その者に対して実際に免許状を授与できない場合がある。 各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決のため、自治体内でのみ効力を有する特別免許の授与に係る事務の権限移譲は必要不可欠である。 柔軟な特別免許の授与の実施にあたっては、構造改革特別区域法第19条の規定や自治体間での調整ではなく、権限移譲により各自治体で主体的に授与の基準を設定する必要があると考える。 令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の担い手確保に向けた取組を加速すべき。」との意見が出されており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となっており、特別免許状の活用促進に向けた権限移譲はその解決の一助となると考える。	—
R5	137	03_医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	地方税法第22条、児童福祉法第10条	課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること	地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。	当県では、令和元年度から、こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「こどもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。 本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	138	11_総務	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	総務省	B　地方に対する規制緩和	—	一斉調査（調査・照会）システムによる国から地方公共団体への通知方法の見直し	一斉調査システムによって国から都道府県・市区町村に直接発出される通知については、別途都道府県から市区町村へ通知することは不要であることを明示するよう求める。 また、都道府県から市区町村への通知が必要とされる通知については、原則として、一斉調査システムを使用せずに、国から都道府県へ個別にメール等で通知する方法に改めることを求める。	一斉調査システムにおいて、一斉調査システムを通して都道府県及び市区町村に一斉に通知が届いた後、別途国から都道府県に市区町村への通知依頼がメール（鑑文がPDFにより添付されているもの）により届き、その鑑文の中で改めて市区町村への通知を依頼されることがある。 国からの各種通知において、都道府県内の市区町村及び市区町村議会への通知を必要とする内容が含まれると、システム上既に市区町村に届いているにもかかわらず、都道府県で改めて同内容の市区町村に対する通知を作成・起案・施行（合計30分程）することとなる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【こども家庭庁(3)】【厚生労働省(2)】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】【厚生労働省】 児童福祉法(昭22法164)及び雇用保険法(昭49法116) 育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。 [措置済み(雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第47号)、令和6年4月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡、令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知)]	育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、省令を改正し、公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」の一部改正について(令和6年4月5日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡) 【厚生労働省】「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について(令和6年6月28日付け厚生労働省職業安定局長通知) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について(育児休業給付関係)(令和6年3月25日付け厚生労働省職業安定局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_131	こども家庭庁成育局保育政策課 厚生労働省職業安定局雇用保険課
5【こども家庭庁】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅲ)市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)の中間年の見直しについては、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の判断で、計画の趣旨を踏まえつつ、地域の実情に応じて見直しを不要とすることも可能であることを明確化し、市町村に次期計画期間の中間年の前年度である令和8年度に通知する。	—				
5【こども家庭庁(2)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164)及び民生委員法(昭23法198) 民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【デジタル庁(7)】【総務省(16)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153) 個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和6年度までに省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とする。	—	個人番号カードに搭載される署名用電子証明書(3条1項。以下この事項において同じ。)が住民票の異動等により失効した場合(15条1項2号)の再発行の手続については、申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担の軽減に資するよう、令和5年度に省令を改正し、転入又は転居に伴う署名用電子証明書の再発行の手続を法定代理人又は同一世帯人が行う場合には、照会書兼回答書の提出を不要とした。	—		デジタル庁デジタル社会共通機能グループ番号法制班 総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
—	—				
—	—				
—	—				
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	139	01_土地利用（農地除く）	都道府県	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B　地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第1項	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。	【現行制度について】 離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。 なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない（社会資本整備交付金）又は補助金が交付されない（離島活性化交付金）ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。 【支障事例・制度改正の必要性】 当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。 当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し（個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した）、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	140	07_産業振興	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	内閣府、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し	地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。 また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。	【事務主体について】 地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。 例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうちDMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。 【更新手続きについて】 地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の議決が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	141	05_教育・文化	都道府県	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し	小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。	現行制度では、小学校の教科担任制加配について、加配教員が受け持つ授業時間数に下限があるが、中山間地域・離島の小規模校では、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、当該地域の小規模校に対する加配教員の配置が困難となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	142	05_教育・文化	都道府県	愛知県、福島県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要項、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱、文化資源活用事業費（観光拠点整備事業）交付要綱、文化資源活用事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱、平成十二年四月二日文部省告示第五十七号	補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業（国指定等）に限る）及び文化資源活用事業費補助金（文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る）の補助金交付に係る事務の都道府県知事、都道府県教育委員会への委任を廃止し、文化庁が設置した事務局等により事務を行う。	上記補助金の申請については、文部科学大臣から交付に係る事務（交付申請の受理、交付決定の通知、実績報告の受理、額の確定及び通知など）の事務委任を受けている。当県では、交付件数が年間70件を超えていることに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出までの期間も短いため、県における書類確認業務及び書類作成業務は短期間で膨大となっている。また、県での書類確認期間を少しでも確保するために書類を取りまとめる市町村への提出期限を短くせざるを得ず、市町村及び補助事業者の負担となって、さらに誤りが増える悪循環となっている。 都道府県における確認作業は、文化庁が作成する要綱や実務手引き等を参照し、記載漏れや誤りがないか確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は、文化庁において文化財調査官が全国的な視点のもと、採択を行っていることから必ずしも都道府県が確認する必要性はない。 また、国庫補助事業に係る補助事業の進捗等については文化財調査官の現地調査随行等により国、県、市、文化財所有者等で情報共有を密に行っており、補助金経由事務がなくても都道府県は状況を把握することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	143	05_教育・文化	都道府県	愛知県、福島県、静岡県、長崎県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）、文化資源活用事業費補助金（先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業）及び伝統文化親子教室事業（教室実施型）の補助金等の交付要望、交付申請及び応募等における都道府県経由事務を廃止し、文化庁が事務委託により設置する事務局等により事務を行う。	補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止	各種補助金等の交付要望、交付申請及び応募等の手続きについては、文化庁の依頼により、県内事業者（市町村または市町村を事務局とする実行委員会等）の要望書及び申請書その他応募書類等を県でとりまとめて文化庁（事業によっては文化庁が事務委託をしている事務局）へ提出することなっているが、件数が多い（令和4年度は約240件）ことに加え、補助事業者が作成した書類の誤りの修正作業も非常に多く、文化庁への提出期限も短いため、県の書類確認業務が短期間で膨大なものとなっている。 さらに、県における書類確認期間を少しでも確保するため、市町村を始めとする県内事業者に対する書類提出期限を文化庁への提出期限よりも短くせざるを得ず、県内事業者にとっても、十分な書類作成時間が確保できず、さらに誤りが増える悪循環となっている。 都道府県における確認作業は、文化庁が作成する募集案内や記入例等を参照し、記載漏れや誤りがないかを確認する形式的な書類チェックであり、内容の審査は全て、国において全国的な視点のもと、外部有識者による審査を経て採択を行っていることから、必ずしも都道府県が確認する必要はない。 また、文化財は国指定（登録）文化財、県指定（登録）文化財、市町村指定文化財、未指定文化財に大別され、県として特に把握すべき事項は国・県指定（登録）文化財の修理・新調及び補助事業に伴う所在地の移動等に関するものであるが、こうした事項については補助金の有無に関わらず市町村を通じて県は報告等を受けることとなっており、経由事務がなくても県は状況を把握することができる。その他の文化財の状況についても、必要に応じて市町村を通じ状況を確認することができる。 なお、当該補助金の交付決定は国から事業者に直接行われ（通知文のみ都道府県経由）、事業者が行う変更交付申請、実績報告（伝統文化親子教室事業にあっては2次審査以降）等に関しては、県を介さず直接文化庁等に書類が提出されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	144	10_運輸・交通	都道府県	愛知県、美浜町、知多市、秋田県、高知県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業実施要領2．(1)⑵ 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット	地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との連動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。	地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との連動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。	【現行制度について】 地域公共交通確保維持事業費補助金については、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）がなされた。 複数市町村に跨がる運行系統について、原則都道府県又は当該系統が跨る全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付ける必要があるが、例外として一部沿線市町村の地域公共交通計画に位置付けない合理的理由がある場合には位置付けることを要しない。 この例外について、解説パンフレットにおいて、「当該市町村の区間が補助対象外となっている場合、当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合、当該市町村の住民の利用実態がない場合」等の例示があるが、その適用について都道府県や市町村が明確に判断できるものではない。 【支障事例】 「合理的理由」としてどのようなものが認められるのかが事前に都道府県や市町村が明確に判断できないため、自らが多額の経費と労力を費やして地域公共交通計画に位置付けたとしても他の沿線市町村が計画に位置付けていない場合、最終的に補助事業として認められるか見通しが立たず、地域公共交通計画への位置付けを躊躇し、補助対象から外れた路線が廃止されるといった事態を招くおそれがある。 当県において多いケースとしては、幹線系統であるコミュニティバスに係るもので、「一部沿線市町村において費用負担がなく、当該市町村住民の利用が少ないために計画未策定である場合」や、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあるが少額であり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」、計画未策定市町村の区域分も含む全区間が補助対象となるかが不明確である。両方のケースが補助対象と認められることを都道府県や市町村が事前に判断できるよう、例外となる要件の明確化を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	145	05_教育・文化	都道府県	愛知県、福島県、新潟県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	スポーツ基本法第10条	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。	地方スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第 10 条において「スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされ、策定は努力義務となっているものの、国において地方公共団体の策定状況を調査し公表するとともに、その後、都道府県が未策定の市町村に対して積極的な対応を促すことを求めるなど、地方公共団体に対して積極的な対応を求めているところ。 あくまでも本計画は地方が主体的に作成し、進捗管理を行う計画であることが前提は理解している一方で、計画の作成・進捗管理に当たっては、地域の実態を把握するための調査について、国と都道府県で内容が重複した調査を行っているような状況が生じており、非効率な状態にある。こういった、支障を踏まえ、国・地方において、よりいっそうのスポーツ施策の推進を図るためにも、文科省と都道府県が情報共有・連携を図り、計画作成・進捗管理が効率的に行えるような仕組みを講じていただきたい。 【具体の支障】 計画の作成にあたっては、法に基づき国のスポーツ基本計画を参酌して作成していることから、本県においては「週1回のスポーツ実施率」（成人・障害者）をスポーツ基本計画と同様の数値目標として位置づけている。 こうした数値目標の設定や進捗管理に当たり、国は全国を対象としたアンケート調査を毎年実施し、数値目標等の状況を確認しているが、その結果を都道府県ごとに公表していないため、同内容のアンケート調査を団体ごとに実施している。計画策定・進捗管理における各地域の実態把握の必要性は承知しているものの、調査実施に係る負担が大きいため、国調査において、例えば都道府県ごとの人口比に準拠したサンプル割付とするなどにより、都道府県ごとの数値を参照できるようにしていただく等、国と地方公共団体とが連携し、地方の計画策定・進捗管理における負担軽減及び肝心な施策の実施に注力できるような方策を検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	146	03_医療・福祉	都道府県	愛知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱	補助金における仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化	地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）における、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化を図ること。	地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）については、補助事業完了後に間接補助事業者から消費税及び地方消費税仕入控除税額を都道府県に報告・返還すること及び都道府県はその報告を受けて厚生労働省に報告・返還することが交付要綱上規定されている。 　しかし、当該事務の実施は、事業翌年度以降とならざるを得ず、その上、事業自体は前年度に終了していることから、事業に対して地方自治体が事務費を支出することに積極的な理由がない。さらに、計算及び会計事務が繁雑であり、補助額に対して少額を返還するために、都道府県さらには間接補助事業者が行う事務作業の負担が非常に大きくなる。また、標記の事業については、返還額が50円の場合であっても報告を求めていることから、民間事業者への補助金交付を行っていない市町村など、消費税の課税対象ではないため交付申請時点で返還が発生し得ないことがわかっている間接補助事業者などに対しても報告を求める必要があり、明らかに不要な事務が求められている。 一方で、他府省補助金においては、間接補助事業者の仕入控除税額報告・返還を省略できる取扱いで実施している事業もあり、当該事業においても、事務負担の軽減を図っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	離島振興計画について、都道府県の他の計画が一定の条件を満たす場合に、離島振興計画としての提出が可能である旨を明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、関係都道府県に通知した。	【国土交通省】「離島振興計画の効果的・効率的な作成について」(令和6年3月25日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_139	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官付政策第三班 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興課 環境省自然環境局総務課
5【内閣府】 (4)地域再生法(平17法24) (ⅱ)地域再生エリアマネジメント負担金制度(5条4項6号。以下この事項において「制度」という。)については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連坦した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、市区町村に令和5年度中にホームページで周知する。	—	地域再生エリアマネジメント負担金制度については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連坦した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、ホームページで周知した。	【内閣官房・内閣府総合サイト】地方創生ホームページ https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html	—	内閣府地方創生推進事務局
5【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「教職員定数に関する令和6年度概算要求について」(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_141	文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係
5【文部科学省】 (20)国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金及び文化資源活用事業費補助金 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち「地域のシンボル整備等」及び「地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)」に限る。)及び文化資源活用事業費補助金(「文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業」及び「文化財多言語解説整備事業」に限る。)の交付に係る事務については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県への委任事項の縮減や申請様式の簡素化、申請手続が類似する補助金の手引の一元化など必要な方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【文部科学省】 (17)地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業 地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業については、都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【文部科学省】 (23)地域文化財総合活用推進事業及び伝統文化親子教室事業 地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業については、応募書類の取りまとめに係る事務負担を軽減するため、都道府県による応募書類の不備の確認や修正が不要である旨を明確化し、都道府県に通知した。 [措置済み(令和5年10月16日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)事務連絡、令和5年11月29日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)付伝統行事振興担当事務連絡、令和6年4月16日付け文化庁参事官(文化拠点担当)通知)]	地域文化財総合活用推進事業(「地域文化遺産・地域計画等」、「地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業」及び「日本遺産等」)及び伝統文化親子教室事業については、応募書類の取りまとめに係る事務負担を軽減するため、都道府県による応募書類の不備の確認や修正が不要である旨を明確化し、都道府県に通知した。	【文部科学省】令和6年度「伝統文化親子教室事業」の募集に係る協力について(依頼)(令和5年10月16日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)事務連絡) 【文部科学省】令和6年度地域文化財総合活用推進事業の募集について(依頼)(令和5年11月29日付け文化庁参事官(生活文化創造担当)付伝統行事振興担当事務連絡) 【文部科学省】「令和6年度文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)」の要望書について(依頼)(令和6年4月16日付け文化庁参事官(文化拠点担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_143	文化庁参事官(生活文化創造担当)付 文化庁参事官(文化拠点担当)付
5【国土交通省】 (16)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画(5条)に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)において具体的に明記し、令和6年中に地方公共団体に周知する。	—	地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例を「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)に明記し、令和6年6月14日に地方公共団体へ周知した。	【国土交通省】地域公共交通確保維持改善事業実施要領(令和6年6月14日付改訂)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_144	国土交通省総合政策局地域交通課
5【文部科学省】 (13)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査における調査項目の見直し等について検討し、その結果に基づいて令和6年度調査において必要な措置を講ずる。	—	地方公共団体が行う策定に係る調査の負担軽減等を図る観点から、文部科学省が行うスポーツの実施状況等に関する世論調査の実施にあたり検討を行った結果、令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の報道発表において、都道府県別の結果を公表した。 具体的には、令和4年度から令和6年度までの3年分を合わせた20歳以上の週1日以上のスポーツ実施率を都道府県別に算出し、各都道府県の結果(都道府県全体や性年代別のスポーツ実施率、人数)を視覚的に理解しやすい形で公表した。	【文部科学省】令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年11月調査)(令和7年3月11日スポーツ庁健康スポーツ課) ・報道発表資料 ・別紙 ・都道府県別実施率(令和4年度～令和6年度)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_145	スポーツ庁健康スポーツ課
5【厚生労働省】 (34)自殺対策基本法(平18法85) (ⅱ)地域自殺対策強化交付金の交付申請手続等については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、仕入控除税額報告及び返還における事務手続の簡素化について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (50)自殺対策基本法(平18法85) 地域自殺対策強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱」(令元厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。 [措置済み(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知)]	「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱」(令元厚生労働事務次官通知別紙)を改正し、仕入控除税額報告及び返還に係る事務手続を簡素化した。	【厚生労働省】地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)の交付について(令和6年3月29日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_146	厚生労働省社会・援護局総務課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	147	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	B　地方に対する規制緩和	砂利採取業者の登録等に関する規則第8条	砂利採取業務主任者試験に係る公告方法の例示化	都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等の公告については、砂利採取業者の登録等に関する規則第8条の規定により、都道府県の公報で公告しなければならないこととされている。 この公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、砂利採取業者の登録等に関する規則の改正により措置することを求める。 また、公告の方法を例示化する場合は、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【支障事例】 都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 また、公報登載に当たっては、編集、印刷、配付などの事務及びこれらの事務処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用が生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 なお、紙の印刷物ではなく、電磁的方法により公報を発行する場合においても、公報発行には相応の時間、事務作業及び費用を要し、レイアウト上の制約も受けることから、公報より都道府県のホームページに優位性が認められる。 当県では、これらの状況を踏まえ、県のホームページ上に当該試験実施案内のページを設けて周知を行っているが、砂利採取業者の登録等に関する規則（以下「省令」という。）第8条の規定により公報登載も行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】 公報は、文書をもって一定の事実を広く一般の人に知らせるという公告の目的を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。 また、自治事務である砂利採取法の規定に基づく都道府県の事務に関し、公告の方法を公報と義務付けている省令第8条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることを妨げている。 【支障の解決策】 公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、省令の改正を行うことで、支障が解決される。 公告の方法を例示化する場合は、近年のインターネットの普及を踏まえ、他法令を参考とし、インターネットの利用を例示として挙げることが適当と考える。 条例等に係る適用除外を可能とする場合は、省令第17条において列挙する規定に省令第8条を追加することが適当と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	148	05_教育・文化	都道府県	神奈川県、高知県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担金に係る交付申請等の手続について（2文科初第1740号令和3年3月2日通知）	義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略	義務教育費国庫負担金に係る交付決定の際における実支出額と最高限度額算出の一部省略	義務教育費国庫負担金については、対象経費の実支出額又は最高限度額のいずれか低い額が交付されるため、交付を受ける自治体では実支出額と最高限度額の2つの金額を算定しています。 しかし、例年当県では実支出額が最高限度額を大きく上回っており、最高限度額による交付決定がほぼ確定的です。こうした状況においても、実支出額と最高限度額の比較のため、実支出額については年間見込み額を年3回、実績額を年1回と計4回も算定作業を行っていますが、年3回の年間見込み額は最高限度額を上回っていることの確認にしか過ぎず、これは算定するまでもなく予想ができる結果です。 1度目の実支出額見込みの算定には意味合いを見出せるものの、2度目、3度目に算定する見込み額については、その事務負担に見合った意味を見出すのは困難です。 こうしたことから、実支出額の年間見込みの算定作業のうち2回目3回目については省略できるようにし、見込み額と実績額の算定をそれぞれ1度ずつのみとすることを提案します。 なお、現在の当県とは逆に、実支出額が最高限度額を下回ることが予想される場合には、最高限度額の算定を省略することができるようにすることも併せて提案します。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	149	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第1条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要綱について（昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知） 生活福祉資金貸付制度要綱第16条	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止	民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。 また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。	法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。 また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。 民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、事務負担が大きくなっている。 こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	150	11_総務	指定都市	神戸市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方公務員法第24条第4項、人事院規則15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（特別休暇）第22条第4号イ、ロ、ハ	地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化	地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないことはすでに若しくは明確化することを求める。	当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に従事することを事由とする特別休暇の創設を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは必ずしも明確ではない。 国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動休暇（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条、人事院規則15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第4号）は、被災地支援や介護施設等における活動への参加を要件としている。一方、（自治的・自主的な動機による活動であるとはいえ）地域社会への貢献として日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内会活動が対象範囲となっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	151	03_医療・福祉	町	大治町	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則	特別児童扶養手当関係書類における公印の廃止	特別児童扶養手当関係書類のうち、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号（第一条関係））、特別児童扶養手当所得状況届（様式第六号（第四条関係））について公印廃止を求める。	特に現況届において件数が多いため、公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、 ・特別児童扶養手当認定請求書20件（申請がある度、随時進達） ・特別児童扶養手当所得状況届80件（年1回全受給者から一斉に提出されたものを取りまとめて提出するため、時期が非常に集中する） 進達先の県福祉相談センターより「公印の押印が必要」と通知があるほか、県福祉相談センターにて毎年行われる事務担当者会議でも毎年注意点として挙げられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	152	03_医療・福祉	町	大治町	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則	児童扶養手当関係書類における公印の廃止	児童扶養手当関係書類のうち、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届について公印廃止を求める。	特に現況届においては、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費やしている。 左記で挙げた関係書類の年間件数は、 ・児童扶養手当認定請求書は約60件 ・児童扶養手当所得状況届は約10件 ・児童扶養手当現況届は約300件 特に、現況届については時期が集中しており負担となっている。提出期間は8月に1か月間であり、8月に提出された現況届を9月10日前後に県に提出しなければならず、全て公印押印が必要とされるほか、記載ミスは全て公印での訂正印も求められている。 県福祉センターにも問い合わせたものの「児童扶養手当施行規則で様式に『印』があるということは、規則で決まっているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印』がないので省略可能であり、公印がなくても違反ではないが、当県では押印を全市町村にお願いしているため、大治町にも押印をして提出してもらいたい」と回答があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	153	09_土木・建築	都道府県	福島県、栃木県、川崎市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	建築基準法第4条、第5条第3項	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準法における建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、「一級建築士試験に合格した者」ではなく、「一級建築士試験の学科の試験に合格した者」とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 建築基準法において、建築確認等の事務を司るため県等に建築主事を置く必要があり、建築主事は、建築基準適合判定資格者の登録を受けた者のうちから県知事等が命じることとなっている。 建築基準適合判定資格者の受検資格に「一級建築士試験に合格した者」と規定されている。 【支障事例】 一級建築士試験の合格者が年々減少していることから、建築基準適合判定資格者検定の受検者も減少しており、将来的に建築主事に従事する有資格者が不足し、建築行政に必要な建築主事数が確保できなくなるおそれがある。 資格所有者の減少に伴い、特定の人物を建築主事として任命せざるを得なくなり、結果として資格所有者が、その他の部署に異動し難くなっている。 【制度改正の必要性】 一級建築士試験は、合格率10％程度と難関であり、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を得ることが、高いハードルとなっていることから、受検資格の見直しが必要である。 【支障の解決策】 一級建築士試験は、1次試験が建築全般の知識が求められる学科試験、2次試験が設計製図能力が求められる製図試験となっている。 建築基準適合判定資格者に求められる能力として、製図能力は必要不可欠なものではないことから、検定の受検資格を「一級建築士試験の学科試験の合格者」に緩和することで支障が解決すると考える。	—
R5	154	05_教育・文化	指定都市	岡山市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の二	義務教育における「都道府県教育委員会の指導、助言及び援助」の規定並びに関係条文の対象からの指定都市の除外	市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。加えて、指定都市は、学級編制基準・教職員定数・教職員の任免・給与の決定等の事務を執行しており、義務教育の実施に係る権限及び組織体制等は都道府県と同等である。 よって、義務教育においては、事務の適正な処理を図るための指定都市への必要な指導・助言・援助等について、道府県教育委員会ではなく、文部科学大臣によるものが適当であることから、「都道府県委員会の指導、助言及び援助」の規定及び関係条文の対象から指定都市を除外すべきである。	当市は独自の目標・指標を定めているにもかかわらず、県が各種計画等において、当市の数値を含んだ目標・指標を設定したことにより、市民にとってダブルスタンダードとなっている。なお、当市の数値を含んだ目標・指標を設定していることについて、県知事からは、地教行法第48条を根拠とする旨の発言があった。 上記のことから、次のような不要な調整業務が発生している。 ①学力や問題行動等に関する全国調査結果の公表時に、市民の誤解を招かないよう、「当市分は除く」ことを明記するなど、当市から県に要請する必要が生じている。 ②県が実施する調査について、調査の法的根拠などを毎回確認する必要が生じている。	—
R5	155	08_消防・防災・安全	都道府県	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、土佐町、大川村、いの町、越知町、日高村、大月町	内閣府	B　地方に対する規制緩和	災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第2項、第4条第2項	災害救助法における準前適用における対象経費の拡大	災害救助法第2条第2項に規定する災害発生前の事前適用が対象となる食品の給与や毛布のクリーニングを加えることを求める。	令和3年5月に災害救助法が改正され、災害発生前の事前適用が可能となった（同法第2条第2項）。しかしながら、事前適用の場合、救助対象が避難所設置における建物の使用謝金や光熱水費等に限られており、通常適用の対象である食品の給与や毛布のクリーニングは対象外とされている。 内閣府防災による災害救助法の説明会等では、食品の給与については、発災前なので、物資の流通に支障がないためとの説明であったが、交通機関の計画運休や小売店の早期閉店、郡部での移動販売の中止等が発生し、食品が得られないため、備蓄食料等の給与が必要になると想定される。 また、毛布についても、自宅から持参可能との見解であるが、実際に市町村から毛布持参を呼びかけることは現実的ではなく、また避難者の負担も大きいため、避難の疎躇につながると考えられる。 令和4年台風第14号災害のように、結果として大きな被害が生じず、同法第2条第1項の適用に至らなかった（同条第2項の適用にとどまった）場合に、早期避難者へ供給した備蓄食料等が災害救助法の対象外となるため、市町村の積極的かつ迅速な避難所設置に対する支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【経済産業省】 (3)砂利採取法(昭43法74) 砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭43通商産業省令80)８条)については、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 5【経済産業省】 (4)砂利採取法(昭43法74) 砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭 43 通商産業省令 80)８条)については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。 [措置済み(砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令(令和6年経済産業省令第 38 号))]	砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告については、省令を改正し、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とした。	【経済産業省】砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令(令和6年6月28日付け経済産業省令第38号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_147	経済産業省製造産業局素材産業課
5【文部科学省】 (8)義務教育費国庫負担法(昭27法303) 教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担(2条及び3条)に係る実支出見込額の算定事務については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、実支出額の見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に令和5年度中に通知する。	—	対応方針を踏まえ、実支出見込額の算定事務について、その見込み方法を簡便な算定方法とすることが可能である旨を、都道府県及び指定都市に通知した。	【文部科学省】「令和6年度義務教育費国庫負担金の交付申請書の提出について(事前依頼)」(令和6年1月22日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_148	文部科学省初等中等教育局財務課給与予算・総括係
5【こども家庭庁(19)】【厚生労働省(45)】 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁(13)】【厚生労働省(55)】 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領」(平21厚生労働省社会・援護局長通知)を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。 [措置済み(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)]	1ポツ目 【証明事務について】 証明事務については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化した。 2ポツ目 【調査事務について】 調査事務については、民生委員等による調査書作成が必要な場合を重点化、柔軟化するなど、見直しの具体的な内容について地方公共団体に周知した。	【こども家庭庁】【厚生労働省】「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡) 【厚生労働省】「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」の一部改正について(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】生活福祉資金貸付制度に係る民生委員調査書の様式例の修正について(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡) 【厚生労働省】「生活福祉資金貸付制度の見直しに関する質疑応答集について」(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_149	こども家庭庁支援局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
5【総務省】 (8)地方公務員法(昭25法261) 地方公務員の特別休暇については、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	地方公務員の特別休暇について、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方公共団体が独自に設けようとする場合の考え方を明確化する通知を、地方公共団体へ発出した(令和5年12月25日付け総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)。	【総務省】「「令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について」(令和5年12月25日付け総務省自治行政局公務員課長、安全厚生推進室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_150	総務省自治行政局公務員部公務員課
5【厚生労働省】 (24)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134) (ⅱ)特別児童扶養手当認定請求書(施行規則1条1項)及び特別児童扶養手当所得状況届(施行規則4条)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。	—	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第54号)により、施行規則様式第一号、第三号及び第六号における公印の押印を求める記載を削除した。	【厚生労働省】「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和6年厚生労働省令第54号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_151	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【こども家庭庁】 (7)児童扶養手当法(昭36法238) (ⅰ)児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、令和5年度中に省令を改正し、公印の押印を不要とする。 また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	児童扶養手当認定請求書(施行規則1条の様式第1号)及び児童扶養手当所得状況届(施行規則3条の5の様式第5号の5)については、省令を改正し、公印の押印を不要とした。 また、児童扶養手当現況届(施行規則4条の様式第6号)については、公印の押印が不要である旨を地方公共団体に通知した。	【こども家庭庁】児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令及び児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について(令和6年3月29日付けこども家庭庁支援局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_152	こども家庭庁支援局家庭福祉課
—	—				
—	—				
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	156	08_消防・防災・安全	都道府県	高知県、静岡県、徳島県、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、大月町	こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第3条	防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和	社会福祉施設等を単独での高台移転でも土地の確保に活用できるよう、防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和を求める。	津波浸水区域に所在する社会福祉施設等の高台移転については、特に費用面が課題となり進んでいない。 中でも移転先の用地造成等土地の確保に要する経費が大きいため、土地が対象経費となっている防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業を有効に活用したいところだが、以下の要件のとおり活用には社会福祉施設等の取組以外の要素が必要とされている。 このため、社会福祉施設等の単独での移転でも交付対象となるよう、制度の拡充をお願いしたい。 ＜要件＞ ○防災集団移転促進事業 ・移転促進区域内であること。 ・住宅5戸以上かつ移転しようとする住居の数の半数以上であること。 ○津波防災拠点整備事業 ・国が指定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であること。 ・県が指定する津波災害特別警戒区域を有する市町村であること。 ・市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められていること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	157	03_医療・福祉	都道府県	高知県、宮城県、広島県、香川県、須崎市、土佐清水市、大豊町、土佐町、大川村、日高村、大月町	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	地域子育て支援拠点実施要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	地域子育て支援拠点事業の実施施設及び実施方法の要件緩和	地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく「連携型」の地域子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる図書館や公民館、当県が独自に設置している小規模多機能支援拠点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。	連携型の地域子育て支援拠点事業に関しては、地域子育て支援拠点実施要綱において、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設であること、実施方法については、連携施設に勤務する職員によるバックアップ体制があることが、それぞれ要件として定められている。 しかしながら、当県は年間の出生数が20人未満の小規模自治体が4割以上もあり、平均の延べ利用者数が5人未満の市町村が7市町村あるなど利用者が少ない拠点も多く、また、小規模自治体の中には、そもそも児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設を持たないところもある。このため、特に小規模自治体においては、地域子育て支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。 また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設等の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能かつ、実施要綱から読み取ることが困難であると感じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	158	02_農業・農地	都道府県	高知県、富山県、香川県、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、越知町、日高村、大月町	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法第4条 野菜生産出荷安定法施行規則第1条、第2条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10 月1日付け51 食流第5508 号農林事務次官依命通知） 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて（平成20年2月29日付け19生産第8620号農林水産省生産局園芸課長通知）	野菜価格安定対策事業の見直し	野菜価格安定対策事業において、県域で統一された規格基準により共同出荷・共同販売されている品目については、県域を1産地とすることが可能となるよう区域条件の見直しをすること。	野菜価格安定制度は、国民消費生活上重要な野菜の価格が天候による豊凶などで低落した場合に販売収入を補てんし、生産者の経営安定と次期作の安定を図る制度である。野菜価格安定制度における指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を活用するためには、指定野菜を毎年栽培する規模の大きな産地を国が指定する指定産地、または都道府県知事が地方農政局長と協議して選定する特定産地である必要がある。 当県西部の指定野菜（なす）の1産地は、面積条件が未達となり、指定産地から解除となっており、同じ品目を栽培する他市町村と接していなかったことと、市町村ごとの面積条件（1ha以上）が未達であったことから、複数の市町村を特定産地としても選定できない状況となり、県内統一の産地指導や共同計算という生産体制・集出荷体制の一体性が担保されているにも関わらず、制度に加入できず、農業者のセーフティネットが失われる事態となっている。 ※野菜価格安定対策事業では、対象となる野菜産地の基準として、産地としての栽培面積及び共販等率に加え、指定基準等において、複数の市町村を区域として指定する場合は、①「互いに境界線を接しており、かつ複数の市町村にまたがる共同出荷体制が整っていること」、また、一定の生産地域であって集団産地を形成することが必要と認められるものを指定するという観点から、②「原則として産地を構成する市町村（市町村の区域を分けてその一部を指定する場合は、その区域）それぞれが1ha 以上の当該種別の作付面積を有すること」という条件がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	159	07_産業振興	指定都市	川崎市、仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市	厚生労働省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	住宅宿泊事業法第3条 住宅宿泊事業法施行令 住宅宿泊事業法施行規則 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン） 住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について（平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知）	住宅宿泊事業法に係る届出等の運用の見直し	住宅宿泊事業法における、住宅宿泊事業を営むにあたっての事業者の届出等の運用を見直すこと	住宅宿泊事業法第3条に基づく届出について、現行規定では「事業者が届出を行った日」を届出日とするか、「欠格事由に該当しないことが判明し、届出が適式であることが確認された日」を届出日とするか不明確である。この点、次長通知において、行政手続法上の届出と同視していると解されているところであるが、届出を受けてから届出番号を通知するまでに暴力団に該当していないかの警察への確認等に時間を要するため、事業者等から、届出をしたにもかかわらず、すぐに営業が開始できないといったクレームが生じ得る。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	160	05_教育・文化	指定都市	川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市	こども家庭庁、文部科学省	A　権限移譲	学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条　等	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市への移譲	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること	私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監査は、認可基準の観点から行う施設監査は都道府県が、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る指導監査は市区町村が監査を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続や子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。 幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。 [事務調整等の具体例] ・国の宿舎借り上げ支援事業は 市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれどの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。 ・国が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらかがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。 ・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について（令和4年9月9日付け事務連絡）」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園（全類型）」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短い中、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	161	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同法施行令、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	地域生活支援事業費補助金の都道府県への配分にかかる内示時期の見直し	地域生活支援事業費等補助金における都道府県への地域生活支援事業分の配分額内示時期を「地域生活支援促進事業」と同様に、各都道府県から要望額を調査したうえで、早期（4月）に要望額に対する配分額の内示を行うこと。また、4月の内示額が要望額に満たない場合には、改めて要望調査を行ったうえで、下半期（10月）に追加配分額の内示を行うこと。	国の統合補助金である地域生活支援事業費補助金は、交付要綱案は4月に発出されているものの、配分額内示が12月上旬、交付決定が3月中旬、支払いが3月末と遅い時期に行われている。 また、国から都道府県への所要見込額調査や内示時期の事前提示もなされておらず、地方公共団体の財政事情や予算措置状況が考慮されていない状況にある。 このため、都道府県では、内示額が当該年度補助金として見込んでいた額を下回る可能性があるという不透明な状況で業務の遂行を強いられている状況となっている。 令和4年度においては、明確な理由も説明されないまま前年度内示額を大きく割り込む内示額が12月に示されたことから、年明けからは財政当局への説明や事業の執行停止等の見直し、関係団体への説明に追われるなど、現在の交付スケジュールは適正かつ円滑な予算執行の障害となっているだけでなく、委託業務の契約相手方である障がい者支援団体等に多大な迷惑をかけ、県への不信感を招く要因となっている。 令和5年度の予算執行に当たっても、交付金額の減額が12月に示される可能性があるという不安定な状況で、委託業務内容の規模縮小などの見直しの検討を強いられている状況。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	162	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、久万高原町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	—	社会福祉施設等施設整備事業の採択に係る審査において国と都道府県との協議の場を設けること	社会福祉施設等施設整備事業における国と都道府県との協議の場を設ける。	厚生労働省から社会福祉施設等施設整備費補助金交付内示があったが、都市部に偏った状況となっており、また、各都道府県に対して明確な理由が提示されることなく、不採択とされた。 各都道府県では協議段階で予算措置が前提とされており、不採択とされた場合、予算編成に係る業務が徒労に終わるのみならず、知事や財政当局、要望団体等に対して不採択理由等の説明を行うなど、大きな負担が生じているうえ、採択方針や不採択理由が示されないため、説明にも窮している状況にある。 整備施設の協議の際には、書類審査だけではなく、本省や各支局において、各都道府県に対してヒアリングを実施するなど、「オープンな協議の場」を設けていただき、各都道府県の現場の声を踏まえて採択を行うことを検討されたい。 【参考】 令和5年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費補助金（一般整備分）の二次内示について記者発表があり、全都道府県で41箇所、1,397,287千円の内示があったことが公表された。 採択の内訳では、中国、四国、九州地方の中で採択されたのは岡山県1件のみであった一方、人口の多い東京都は7件、茨城県は5件、愛知県は5件であるなど、一部の都道府県に大きく偏った採択状況であった。	—

対応方針（閣議決定）記載内容 （推案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—				
—	—				
—	—				
5【厚生労働省（39）】【国土交通省（17）】 住宅宿泊事業法（平29法65） 「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁）については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。	—	「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁）については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため改正し通知した。	【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について（令和6年12月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知） 【厚生労働省】【国土交通省】住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_159	厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室
—	—				
—	—				
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	163	06_環境・衛生	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	環境省	B　地方に対する規制緩和	特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条、令和5年度特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き	特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し	特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただきたい。	「特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き」に記載のスケジュールにおいては、4月前半に環境省からの採択内示通知を受けて地方公共団体から交付申請を行う流れとなっている。また、「交付申請書が到達してから、当該申請に係る交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内」（特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条）となっており、年度当初より事業を実施できない現状となっている。 例外的に緊急的な対応を要する場合は交付決定前着手が認められているが、それも内示後しか行えず、多くの特定外来生物が春季に活動が活発になることから交付決定に至るまでのスケジュール自体を前倒しいただきたい。 なお、以下に示すとおり、手引きに記載のスケジュールより例年遅れたスケジュールとなっている。内示が遅れており、4月から5月の時期は、交付決定前着手によっても対応できない状況にある。これにより事業の効率的・効果的な実施が妨げられている。 【春季に活動が活発になる特定外来生物の例】 クビアカツヤカミキリ：幼虫が3月から活動開始。サクラの咲く3月下旬からは県民からの防除問合せも増えるが交付決定まで対応できない。 アルゼンチンアリ：年中活動しており、3月以降活動が活発になる。個体群の小さい春先の防除が効果的だが実施できない。 【過去のスケジュール】 令和4年度 内示日：令和4年6月16日 交付決定前着手届提出日：令和4年6月17日 事業開始日：令和4年6月17日 交付決定日：令和4年7月29日 令和3年度 内示日：令和3年6月10日 交付決定前着手届提出日：令和3年6月10日 事業開始日：令和3年6月11日 交付決定日：令和3年7月27日	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	164	02_農業・農地	都道府県	奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第3条の2、第6条 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第3－2	特定された抗体陽性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陽性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認めること。	【現行制度】 豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種は、国の防疫指針に沿って、農家毎の免疫付与状況の確認を行いつつ、接種適期を調整している状況である。 指針では、農場の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚舎又は接種群（以下「豚舎群」という。）が確認された場合のみ、国と協議の上、当該豚舎群への追加接種を行うこととされており、抗体陽性率が80%以上の豚舎群については繁殖豚等の一部を除き追加接種の必要がないとされている。 【支障事例】 農場の抗体陽性率が80%以上かつ豚舎群の抗体陽性率が80%以上であった場合、当該豚舎群の中で抗体陽性豚が特定されていたとしても、当該豚には追加接種をすることができない。農場内で1頭でも感染が判明すれば、ワクチン接種豚も含む全ての豚の殺処分が必要とされている一方で、抗体価が低く感染可能性の高い豚が特定されている場合でも追加接種が認められず、有効な対策を行うことができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	165	03_医療・福祉	都道府県	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	令和5年度当初予算（案）等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設等整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、必要に応じて国庫補助金の交付決定（支出負担行為）で債務負担を行うなど、複数年度にわたる施設整備計画を認めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、国交付決定においては単年度事業しか認められていない。 【支障事例】 障害者支援施設は、相対的に大規模施設であり、また本県では築30～40年を経過する施設も多く、今後全面改築や大規模修繕を予定されている。この改築または移転改築に当たっては、グループホーム等その他施設との一体的な整備を含めた中長期的な視点が、国通知（R5.3.27事務連絡「令和5年度当初予算（案）等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」3（2）ツ）において示されており、工事規模が大きくなることから本県においても、複数年度にわたることが既に見込まれているところ。加えて、昨今の建設資材の高騰、品不足の影響も相まって、工期が大幅に遅延している事例もある。 こういった状況下において、地域における必要性が高い施設整備計画であっても、性質上複数年度にわたる計画を対象とすることが出来ない。 【制度改正の必要性】 複数年度にわたる施設整備計画を対象とすることができないことから、地域のニーズに応えることが出来ず苦慮している。 【支障の解決策】 複数年度にわたる施設整備計画について、国交付決定において債務負担を行うことなどで解決できると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	166	12_その他	指定都市	千葉市、横浜市、静岡市、熊本市	内閣府	B　地方に対する規制緩和	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改訂版）、PPP/PFI手法導入優先的規程策定の手引、PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（令和3年6月21日付府政経シ第401号、総行地第92号）	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化	一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。	【現行制度】 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（以下「指針」という。）」において、概ね以下のような内容が規定されている。 「公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体は、指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、次に掲げる公共施設整備事業の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行うに当たっては、優先的検討規程に従って、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型方式に優先して検討することが行われるべきである」 ・事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。） ・単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。） 【指針の位置付け】 「よくあるお問い合わせと回答」では、指針の位置付けについて、優先検討を求める通知（平成27年12月17日付府政経シ第886号総行地第154号）は、地方公共団体に対して検討を要請するものとの回答であるが、現行指針では、優先的検討規程を定める場合による べき準則となっている。 また、国は、地方公共団体等における優先的検討の状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとしていることからも、当該指針は、実態上、地方公共団体が従うべき基準であるかのような位置付けとなっていると思料する。 【支障事例】 上記の事業費基準が定められた平成27年以降、建設費等の高騰により、施設整備等における事業費が上昇し、従来は対象外であったと想定される事業が基準額に達する事例が増加傾向にある。 特にそのような事例において、PPP/PFI手法導入の検討を行うための事務手続きが必要となり、地方自治体の負担が増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	167	05_教育・文化	都道府県	岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、高知県	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第10条	養護教諭配置基準の見直し	子どもたちのけがや病気の対応、健康診断などの保健管理、健康相談といった従来からの業務にとどまらず、学業や学校生活、こころの健康など生活全般に悩みを抱える子、保健室登校の子への対応など、社会の変化に伴い複雑化・多様化する課題に対し、養護教諭による臨機応変かつ的確な対応が以前にも増して必要となっている。 そうした状況下で、学校現場で児童生徒に適切に対応していくため、養護教諭の配置基準を見直す（引き下げる）とともに、児童生徒数や学校数・学級数に応じた配置基準のみならず、適時適切な養護教諭の配置が可能となるよう適切な措置を講じること。	義務標準法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い複雑化・多様化するとともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未満だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 文部科学省では、令和5年度予算において新規に「学校保健推進体制支援事業」を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に絞って、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。	—
R5	168	03_医療・福祉	都道府県	長野県、須坂市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条	保育所において子育て支援員研修修了者等を保育士に代えて配置可能にする規制緩和	年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業等による欠員など、やむを得ず保育士確保ができない場合において、子育て支援員研修修了者等、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を自治体の判断により保育士に代わって保育所に配置できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法では、保育所を含む児童福祉施設に配置する従業者及びその員数は、国が定める人員配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条）に従うこととされている。 令和5年3月31日に政府が公表した「次元の異なる少子化対策」のたたき台（「こども・子育て政策の強化について（試案）」）では、1歳児及び4・5歳児に対する人員配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ改善するとともに、保育士等の更なる処遇改善を検討するとされており、これによって保育士の負担軽減や保育の質向上が期待できるが、一方で、保育士の絶対数が限られている小規模自治体等においては、保育士の確保が課題となる。 特に年度途中における産前産後休業や育児休業、退職等による欠員の発生や、保育需要の増加等によって迅速に保育士の確保が求められるケースにおいては、人員配置基準に従った体制を確保することがより困難となり、待機児童の増加に繋がる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	169	04_雇用・労働	都道府県	長野県	総務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。 派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。 ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所にはあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。 このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	170	04_雇用・労働	都道府県	長野県	総務省、経済産業省	B　地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法第9条の2第3項	特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。 派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。 ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所にはあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。 このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (5)特定外来生物防除等対策事業交付金 特定外来生物防除等対策事業交付金については、以下のとおりとする。 ・交付申請期間については、年度当初からの事業着手を可能とすることも含め、申請等のスケジュールの前倒しについて、特定外来生物の防除に関する科学的及び実務的な観点から検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・令和6年度の当該交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、交付決定前着手届に係る手続を可能な限り早期に行う。	＜令6＞ 4【環境省】 (13)特定外来生物防除等対策事業交付金 特定外来生物防除等対策事業交付金については、事業の早期着手に資するため、申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弾力的運用、交付対象事業の審査基準の公表、審査体制の充実等の運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 ［措置済み(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡)］	申請スケジュールの前倒し、交付決定前着手の弾力的運用、交付対象事業の審査基準の公表について、地方公共団体に通知した。	【環境省】令和7年度以降における特定外来生物防除等対策事業(交付金)について(令和6年11月28日付け環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室事務連絡) 【環境省】令和7年度特定外来生物防除等対策事業(交付金)の申請スケジュールについて(別紙1) 【環境省】特定外来生物防除等対策事業における交付決定前着手届の弾力的運用に係る補足について(別紙2) 【環境省】交付対象事業の審査基準の公表について(別紙3)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_163	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
—	—				
—	—				
5【内閣府】 (3)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平11法117) 地方公共団体が公共施設等の整備等を行う際に優先してPPP/PFI手法を検討するための手続及び基準等(以下この事項において「優先的検討規程」という。)の策定については、地方公共団体がその実情に応じて優先的検討規程の策定及び運用の判断が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。	—	「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月21日付府政経シ第401号、総行地第92号)」のほか「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和5年7月24日付府政経シ第419号、総行地第119号)」において、地方自治法に基づく技術的な助言に留まる旨を示した。 また、令和6年6月27日開催の「第1回　全国都道府県・指定都市PFI担当者会議」において、都道府県・指定都市のPPP/PFI担当部局の課長級職員を対象に、優先的検討規程の趣旨・位置付けについて改めて説明した。	—		内閣府民間資金等活用事業推進室
—	—				
—	—				
5【総務省(20)】【厚生労働省(40)】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・職業能力開発の一環として行う在籍型出向により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を、都道府県労働局及び都道府県に令和5年度中に通知する。	—	特定地域づくり事業協同組合制度において、特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向により建設業に従事する場合における留意点等を都道府県労働局及び都道府県宛に通知した。	【厚生労働省】【総務省】特定地域づくり事業協同組合の職員が在籍型出向によって建設業務に従事する場合の留意点等について(令和6年3月29日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長、総務省地域力創造グループ地域振興室長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_169	総務省自治行政局地域力創造グループ地域振興室 厚生労働省職業安定局需給調整事業課
5【総務省(20)】【経済産業省(8)】 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・組合の職員を組合員以外の者へ派遣する際の員外利用規制の組合制度への適用の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個要等）
R5	171	04_雇用・労働	都道府県	長野県	総務省	B　地方に対する規制緩和	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条	特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されていない組合が位置する市町村の区域外への事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。	特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合において、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、無期雇用職員に限り、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にする制度であり、当制度では派遣職員の通年雇用が想定されている。総務省が定めたガイドラインに記された認定基準においても「派遣先を確保できる見込みがあるか」を確認することとなっており、組合運営費の一部に充当される特定地域づくり事業推進交付金においても派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされている。 派遣職員の派遣先は組合の属する市町村の区域内の事業所に限定されており、実際に制度の活用を模索していた市町村は、どうしても冬季の派遣先が確保できなかったため活用に至らず、主に農業に対し派遣を行っている組合は、設立当初から農閑期である冬季の派遣先を確保するのが難しいなど、人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期である冬季に派遣可能な仕事がなく、派遣職員の稼働率を維持するために市町村の業務等にも従事させる必要があるのが現状である。 ただ、市町村は事業協同組合の組合員になることができず、組合員以外による組合事業の利用は年間の組合員の総利用分量の20%以下に制限されているために、今以上に拡充することができない。また、隣接する市町村においても状況は同じで隣接する市町村を含めた組合を設立しても、農閑期の仕事が補完できない。さらに、こうした地域にも建設業などの事業所にはあるが労働者派遣法により労働者の派遣が禁止されている。 このような農山村地域の実態に即し、当制度を利用する事業協同組合の職員派遣先に関する要件の見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	172	03_医療・福祉	都道府県	長野県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	令和4年度医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）の内示について（令和4年8月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・医事課事務連絡） 令和5年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方針及び調査票等の作成について（令和5年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・医事課事務連絡）	地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（医療事業分））について、年度当初から実施される事業もあることから都道府県への交付金の内示時期を早くし、年度当初の早期に配分額を示すこと。交付金は、「① 1 病床機能分化・連携推進事業」、「① 2 病床機能再編支援事業」、「②在宅医療推進事業」、「③医療従事者確保事業」、「④勤務医労働時間短縮事業」の5つの事業区分ごとに配分されているが、都道府県が必要な事業を実施できるよう、特に「②在宅医療推進事業」、「③医療従事者 確保事業」の配分方針については県予算編成作業に関わることから、これを早期に示すこと 。	都道府県への交付金の内示時期が遅く（R4:8月5日）、事業の円滑な執行に支障があるほか、要望額全額が交付される保証がない状態で事業を実施する必要があることから事業者に多大な負担をかける状況が続いており、事務負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	173	01_土地利用（農地除く）	都道府県	長野県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	国土利用計画法第24条	国土利用計画法第24条の規定による勧告を行う場合の土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要な土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止を求める。	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告は、土地利用審査会の意見を聴取した上で、原則3週間以内（最長6週間以内）にしなければならないこととなっている。しかし、当県では勧告しない場合に行う不勧告通知の発出までにほぼ3週間を要しており、その上で勧告する場合に必要となる審査期間の延長、現地調査、審査会への意見聴取、勧告の判断等の事務に一定の時間を要することから、実態として期限までに勧告を行うことが困難である。このため、勧告は全国的にも実績がほとんどない。 当県では、国土利用計画法第27条の2の規定による助言では、従わない場合の担保が国土利用計画法上ないため実効性が不足する場合があると考えており、従わない場合には公表という担保を残している勧告を積極的に利用していきたいと考えているが、土地利用審査会への意見聴取を含めて原則3週間以内（最長6週間以内）という期間の短さから、実質的に勧告制度が利用できず、やむなく助言にとどまっている。 当県において、勧告により対応すべきと考えたが助言にとどまった事例としては、以下がある。 【具体事例】 届出に係る土地は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条）において農用地区域に含まれている土地であったが、当該届出に係る土地利用目的（太陽光パネルの設置）は当該計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められた。一方、まだ契約段階で事業の初期段階であったことから、市町村においては当該土地について、その時点では農振除外するか不明とのことであり、当県としては勧告も含めて検討したが、時間的な制約等により助言にとどまった。 勧告は、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合に限られているため、勧告要件に該当するかの判断は土地利用審査会の意見を聴くまでもなく都道府県自ら判断が可能であり、かつ当該都道府県による判断で足りると考えている。したがって、国土利用計画法第24条第1項の規定により勧告前に必須とされている土地利用審査会の意見聴取の義務付けを廃止すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	174	01_土地利用（農地除く）	都道府県	長野県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	昭和54年6月25日付54国土利第243号・54国土地第265号「土地取引規制実態統計の電子計算機による処理について」	国土利用計画法の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実態統計処理システムの入力の簡素化	国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況についての国土交通省への報告に当たって利用する土地取引規制実態統計処理システムについて、データを入力したEXCELファイルをシステムに取り込めるようにするなど、入力を容易にする機能の追加を求める。	国土交通省は、国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況を把握するために、毎月都道府県に対して、土地取引規制実態統計処理システムにより出力したデータの提出による報告を求めている。当該システムは、国土利用計画法の事後届出1件毎に入力することを求めており、当県では1件当たり15分程度の時間を要していることから、年間400件のデータ入力に100時間もの時間を要している。当県の認識では、当該システムが稼働されてから、入力の労力を軽減するためのシステム改良はなされておらず、データの入力に長年苦慮してきた。現状はシステムに直接手入力しているが、特に項目名「受理台帳コード」について、入力誤りを誘発するエリア配置により、入力したデータを一から入力しなおすこともしばしば起こるなど、業務の効率化を図ることができない状況となっている。 国は事後届出の状況を把握する必要があり、都道府県が毎月の報告を行うこと自体は必要なものと理解しているが、システムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステム改修を推進すべきであると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	175	03_医療・福祉	都道府県	長野県、須坂市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	こども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示）第32条など	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	県内市町村によっては、保育所入所を希望する保護者が多く、既存の施設の居室面積では入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難な状況が生じている	—
R5	176	01_土地利用（農地除く）	都道府県	長野県	内閣府、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の申出対象となる区域の追加	公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することを求める。	現行制度では都市計画区域外が申出の対象とならないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れが出ている。 ①都市計画区域を持たない市町村や合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらの事業に協力しても、公拡法に基づいて都市計画区域内の地権者が受けられる税制上の特例を受けることができない。 ②都市計画区域でない区域における公有地取得の交渉において、金額面で折り合わないときは、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる税制上の特例を活用することになるが、事業認定の申請には、作成する書類が多いこと、手数料がかかること、認定に一定の時間を要すること等、市町村の負担が大きい。また、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となるなど事務量が多く、負担が大きい。 地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とすることができることから、これらの支障は解決するものと考えられる。	—
R5	177	05_教育・文化	都道府県	福岡県、宮城県、福島県、九州地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条（公益事業その他の事業）、同法第14条（規則の認証）、同法第22条（役員の欠格）、同法28条（規則変更の認証）、同法第81条（解散命令）、同法第87条の2（事務の区分）（別添8）	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。（以下同じ。））を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として （1）役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの （2）暴力団員等がその事業活動を支配するもの を規定すること。（※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容 ） 【改正案2】 （1）宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団員等」を追加すること （2）宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること	【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対しての対応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対しての対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができる一方で、「単に暴力団等が関与しているという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。 【具体的な支障事例】 （1）宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している（別添1、2、3、4）。 （2）宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。 別添5に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、県警察に照会する権限がなく、認証拒否することができなかった。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている限りは、特段の対応ができない状況である。なお、県警察への照会により暴力団関係者の関与が明らかになったとしても、直接的な反社会的行為がなければ、役員の欠格事項の規定がない現状では、認証拒否することはできなかったと思われる。 その他別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があったが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかった。 なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行うなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあった場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求は行うことができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行う等しない限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。 （3）法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。 【新たな社会情勢の変化等】 当該事案がマスコミや国会にて取り上げられた （1）令和5年2月6日の産経新聞・朝刊（2面及び22面）において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設ける方向で検討しているが、国が認めていない」旨の記事が掲載される（別添7） （2）同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるかとの立憲民主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行ったことにより、本提案に対する所管府省の考え方が明らかになった。この答弁を受けて同議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある」旨を指摘した上で、上記（1）の件を取り上げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言（別添10）	—
R5	178	03_医療・福祉	都道府県	福岡県、高知県、沖縄県、九州地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条第1項、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	「医療介護提供体制改革推進交付金」について、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画に、積立年度ベースではなく、事業の実施年度ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。	「医療介護提供体制改革推進交付金」について、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画に、積立年度ベースではなく、事業の実施年度ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。	「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」（令和3年11月4日付厚生労働省発医政1104第1号・厚生労働省発老1104第1号・厚生労働省発保1104第1号）の別紙「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」において、医療介護提供体制改革推進交付金の交付申請にあたっては、別に指示する期日までに交付申請書に添えて、都道府県計画（写）及び関係書類の提出を求められているところである。 現行制度では、地域医療介護総合確保基金管理運営要領第5の（1）～（4）に規定のとおり、当該年度に実施する事業の財源として、過年度積立残を活用する場合、当該年度の計画を策定するとともに、過年度の計画を遡及して変更する必要があり、大きな事務負担となっている。 令和4年度において、変更が必要な年度の計画を25ページにわたり修正し、同様の作業を5か年分行ったため（計画及び事後評価合わせて10資料分の修正）、事務作業と決裁過程を含めると1か月程度時間を要した。また計画変更は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領第5（2）に基づき、関係団体・学識経験者等で構成する会議において意見を諮っているが、その際、「過年度の計画変更は、計画策定当時から状況が変わっていることに加え、現在に至るまで複数回の変更を行っているため、計画資料を見ても内容が分かりにくい」等の意見をいただいている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (20)地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令元法64) 特定地域づくり事業協同組合(2条3項。以下この事項において「組合」という。)については、以下の措置を講ずる。 ・区域外派遣(19条)の在り方については、関係する都道府県、市町村、組合の需要調査等を踏まえ、附則2条に基づき、施行後5年を目途として、必要があると認めるときに行われる検討の際に併せて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【厚生労働省】 (28)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金 以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 ・医療介護提供体制改革推進交付金(6条) ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金	—	医療介護提供体制改革推進交付金について、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年度から可能な限り早期に内示を行った。	—		厚生労働省医政局地域医療計画課
5【国土交通省】 (13)国土利用計画法(昭49法92) (ⅰ)土地の利用目的に関する勧告(24条)については、その必要性の判断が円滑に行えるよう、都道府県及び指定都市における優良な取組事例を把握し、都道府県及び指定都市に令和5年度中に周知する。	—	令和5年10月に実施した「国土利用計画法に基づく勧告及び助言の実施に係る効率化等のためのアンケート調査」の結果に基づき、 令和6年3月6日付け事務連絡「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」にて、勧告に係る事務の円滑化のための優良事例を都道府県及び指定都市に周知した。	【国土交通省】「国土利用計画法第24条に基づく勧告に係る事務の円滑化に資する取組について(周知)」(令和6年3月6日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_173	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課
5【国土交通省】 (13)国土利用計画法(昭49法92) (ⅱ)土地売買等の事後届出(23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、その際に使用する土地取引規制実態統計処理システムの改修など、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—				
—	—				
—	—				
5【厚生労働省】 (27)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (42)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。 [措置済み(令和6年10月8日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知)]	都道府県計画(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律4条1項)及び地域医療介護総合確保基金(同法6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当する場合は、過年度の都道府県計画の変更は不要とした。	【厚生労働省】「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について(令和6年10月８日付け厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_178	厚生労働省保険局医療介護連携政策課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	179	09_土木・建築	指定都市	仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、東松島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	総務省、国土交通省	B　地方に対する規制緩和	地方税法附則第15条の7第3項、第15条の9の3第2項	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅（マンション等）の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。 また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。	長期優良住宅の認定は、管理組合の管理者等が一括して申請のうえ住棟単位での認定を受ける仕組みに変更された。 一方で、当該住宅に係る固定資産税の減額の申告においては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所有者が行う必要がある。 そのため、マンション一棟で長期優良住宅の認定を受け、区分所有者全員が固定資産税の減額の対象となることが判明しているにも関わらず、申告書を提出した区分所有者しか減額の適用を受けられない。 当市における、区分所有住宅に係る長期優良住宅の認定実績、及び固定資産税の減額申告の有無は以下のとおり。 令和3年度は1件（棟）99戸（申告80戸、未申告19戸） 令和4年度は1件（棟）258戸（申告212戸、未申告46戸） これにより、平成29年に新築した長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の場合、新築住宅の申告不要な5年間の減額措置が令和4年に終了するため、令和5年分の減額適用がないことへの問合せが未申告者から必ずと言ってよいほど寄せられている。建物の要件は満たしているにもかかわらず、未申告というだけで減額措置が終了することに納得が得られず、加えて隣戸の申告者は減額措置が続いていることに対する不満も大きい。 さらに、長期優良住宅の認定自体が令和4年に住棟認定へと変更されたことで、その声は益々大きくなるものと予想される。 また、固定資産税担当部署においても制度の広報作業に100時間、住戸毎の申告受理及び審査作業に7時間、区分所有者への案内作業に4時間、決定通知発送作業に18時間を要して負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	180	03_医療・福祉	指定都市	仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条～第61条 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年告示第159号） 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）	市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」（子ども・子育て支援法第61条第2項第2号）に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとすること。	現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。 「幼児期の教育・保育」（手引き図表1の対象事業1～3）や「放課後児童健全育成事業」（手引き図表1の対象事業5）といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業（手引き図表1の対象事業4，6～11）は、個人の利用意向等に左右される部分が大きいため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。 実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されていると言えない状況である。 地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	181	10_運輸・交通	指定都市	仙台市、宮城県、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、北九州市、熊本市	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第16条第1項に関連する別表6	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算定に係る地域区分の見直し	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の算定に扱う地域キロ当たり標準経常費用で用いられる東北ブロックの地域区分を宮城県単独へ見直すことを求める。 また、宮城県だけでなく他の地方公共団体においても、同様の支障が生じているため、地域の実情に応じた地域区分の見直しを求める。	【現行制度について】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という）における赤字路線への運行経費に対する補助である「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助対象経常費用算定に扱う東北ブロック単価の適用地域は、要綱第16条第1項に関連する別表6（補助ブロック一覧表）の通り、適用地域が青森県、岩手県、宮城県及び福島県で構成される東北ブロックと位置づけられている。 【支障事例】 東北ブロック単価は、適用地域の各県における民間バス事業者の実車走行キロあたりの標準経常費用の平均額から算出されており、宮城県は都心部の交通渋滞による走行速度の低下等の理由から、バス事業者の自社単価が東北ブロックの他県に比べ高くなっている。 そのため、東北ブロック単価により補助対象経常費用の算定をした場合、実際の経常費用と大幅な乖離により、バス事業者の実際の収支では赤字となる系統が、算定上は黒字となるため、殆どの系統が補助対象とならない。 【制度改正の必要性】 現時点で、当該補助金の対象となるバス事業者の系統のうち、14系統が、実際の収支では赤字だが、算定上は黒字となり補助対象とならず、移動手段の確保に向けた路線維持に苦慮しているという実態がある。 【支障の解決策】 東北ブロックの地域区分を、地域の実情に応じた宮城県単独単価へ見直しを行うことで、持続可能な移動手段の確保に向けた支障の解決につながると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	182	11_総務	指定都市	仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、角田市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	デジタル庁、総務省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第1条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第25条、別記様式（第25条関係）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第5条、第24条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること	マイナンバーカードについて、ハードウェアトークンとして使用できるよう、より利用者の利便性向上を考慮した制度設計にすることを求める。 具体的には、カード券面への氏名や住所、本人写真の表示等の記載を不要とし、情報は全てICチップに格納する。併せてカード交付時に生体要素として指静脈を追加するような制度設計に改めていただきたい。また、不正読取などのセキュリティ確保を施したうえで、電子証明書の有効期間をカード有効期間と同一としていただきたい。	住所変更や婚姻による氏変更等のマイナンバーカード（以下「カード」という。）の券面事項変更の際、自治体はサインパネルに追記を行っているが、サインパネルに余白が無い場合、有効期限到来前でも再度カードを申請する必要があり、自治体窓口では説明に苦慮している。 また、カードに顔写真が印刷されているが、申請時の顔写真を利用した2Dデータのためカード交付時の顔認証システムでは比較するが、本人拒否率が高く、職員による目視で本人確認を行っており基準が統一できない。よって、カード交付後に医療機関で保険証として利用する際も病院で使えないという苦情が寄せられているところである。 本人の真正性は所有、知識、生体を組み合わせた多要素認証を経て担保されるものと思われるが、カードリーダで読み込むことを前提とすれば、既に医療機関においてもカードを読み取ることで保険証を確認しているところであり、カードの券面における住所等の表記省略も可能と考える。 また、電子証明書の有効期限については、カード本体の有効期限より短いことから電子証明書の更新の度に再度来庁する必要があるが、再度カードを申請する必要があるか等の問い合わせが相当数寄せられており、対応に苦慮しているところである。暗号はいずれ危殆化するものだが、現状ではRSA鍵長2048bit以上であることを鑑みれば、カード本体の有効期限と合わせることが可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	183	05_教育・文化	指定都市	仙台市、宮城県、東松島市、蔵王町、利府町、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大阪市、北九州市、福岡市、熊本市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第13条、第14条	教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること	教科書採択及び無償給与事務は、いずれも都道府県を通して国に報告することが定められているが、この制度を見直し、政令指定都市に関しては都道府県から独立して給与事務が行えるよう改正を望む。	【現行制度について】 義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第13条、14条の規定により、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに国に報告するというのが法の趣旨である。 【支障事例】 教科書採択並びに需要数報告に関わる事務日程の支障はかねてよりあり、特に教科書改訂に係る採択年度はそれが顕著となる。 当市における教科書採択の事務を進めるに当たっては、県の審議会結果や採択方針が決定するのを待って、6月以降に調査研究や選定協議等を本格実施する。5月頃から7月末までに調査研究、協議会、教育委員会を複数回開催して公正な教科書採択を行うとともに、その間に教科書展示会や市民・保護者意見の集約等も行っており、教育委員会の事務は逼迫する。 県への需要数報告締切上、採択は最長でも7月末までに終わらせる必要があることに加え、学校が採択結果を確認し需要数報告の事務作業を行う期間は、県への報告締め切り上3～4営業日となるため教員の業務も圧迫している。 さらに当市では需要数報告に当たって、小・中学校・特別支援学校など190校もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、特に確認作業については内容に誤りがないか十分に確認する必要があり、多くの時間を要する。実態としては補正作業を教育委員会が丁寧に行っており、県への報告期限である8月上旬までに遺漏なく事務処理を行うことは大変な労力を要する。 【制度改正の必要性】 学校数の多い市町村は同様の課題を抱えていると考えられ、特に当市をはじめ全国の政令指定都市等は、結果的に9月16日の報告期限よりも相当早く報告する必要に迫られることになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	184	12_その他	中核市	八王子市	総務省	B　地方に対する規制緩和	システム構築手引書 導入手引書（本編）CS／統合端末用［第4．4版］［令和5年3月］（地方公共団体情報システム機構策定）	住民基本台帳ネットワーク利用端末へのリモート接続を可能とすること	住民基本台帳ネットワークの端末等の運用において、端末の個別設定作業、障害時の対処などは端末設置場所まで行って操作しないと対応できない状況である。適切なセキュリティ対策を講じたうえで、端末を管理するためのActiveDirectoryの導入やリモート接続を認めてもらいたい。	住民基本台帳ネットワークはマイナンバーカード交付業務において重要な役割を担っている。操作する端末に突発的な障害が発生した場合、当市に複数ある支所に設置された端末については、本庁舎のデジタル担当職員が現地で復旧対応する必要がある。現地までの移動時間によっては半日程度端末が利用できないケースも生じており、マイナンバーカード交付業務に大きな影響を与えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	185	12_その他	中核市	八王子市	総務省	B　地方に対する規制緩和	地方財政法第7条	決算上剰余金が生じた場合に積み立て等に充てなければならない金額に係る規定の見直し	地方財政法第7条において、決算上生じた剰余金については、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額を積み立て、又は繰上償還の財源に充てなければならないとされている。この積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額について、剰余金が生じた翌年度に支払う国・都返還金を除いた額の二分の一とするよう要件の見直しを求める。	＜背景＞ 地方財政法第7条では、「各会計年度において決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、剰余金が生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない」とされている。しかし、近年は国の給付金事業等の影響により、国庫支出金等の超過収入による翌年度返還金が多額となっていることから、地方財政法第7条における積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額は、国・都返還金を除いた二分の一としてもらいたい。 ＜実績＞ 令和3年度（2021年度）決算 実質収支（剰余金）　7,518,095千円 令和4年度（2022年度）に必要となる額 【1／2の額】　3,759,048千円 【国・都返還金】　3,998,545千円 【繰越金として使える額】　△239,498千円 ＜支障＞ 地方財政法第7条への対応と、前年度に超過収入となった国や都からの支出金に対する返還金に対応する財源として、前年度の剰余金だけで賄えきれない状況は、持続可能な財政運営に支障をきたす。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 （7）地方税法（昭25法226） （ⅲ）新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置（附則15条の7）については、申告の在り方について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【総務省】 （8）地方税法（昭25法226） （ⅰ）新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置（附則15条の7）については、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした。 ［措置済み（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号））］	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるよう、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）により地方税法を改正した（令和6年3月30日公布、令和6年4月1日施行）。	【総務省】（官報）地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_179	総務省自治税務局固定資産税課
5【こども家庭庁】 （14）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅰ）市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出については、市町村（特別区を含む。）の判断により、利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であること及び個別の事業ごとの具体的な代替手法の例を通知した。 ［措置済み（令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）］	—	市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出については、市町村（特別区を含む。）の判断により利用希望把握調査以外の手法を用いることも可能であることを周知するとともに、個別の事業ごとの具体的な代替手法を例示した。	【こども家庭庁】「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_180	こども家庭庁成育局総務課
—	—				
5【デジタル庁（8）（ⅱ）】【総務省（17）（ⅱ）】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 個人番号カードの記載事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律2条7項及び同法施行令1条）の見直しや同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間の延長については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づいて設置された「次期個人番号カードタスクフォース」において検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて~~き~~必要な措置を講ずる。	—				
5【文部科学省】 （4）教科書の発行に関する臨時措置法（昭23法132） 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減及び作業時間を確保する観点から、以下のとおりとする。 ・地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 ［措置済み（令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）］ ・需要数報告に係る事務の効率化による負担軽減を図るため、当該事務に係る新たなシステムを令和7年度からの運用に向けて構築する。 ・当面の措置として、市区町村教育委員会における当該事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に令和5年度中に要請する。	—	1ポツ目について、地方公共団体に対して、毎年度発出している教科書採択事務に係る事務連絡について、複数の事務連絡を集約し、早期に発出した。 2ポツ目について、当該事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のための新たなシステムを構築した。 3ポツ目について、市区町村教育委員会における教科書の採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮するよう、都道府県教育委員会に通知した。	【文部科学省】令和6年度使用教科書の採択事務処理について（通知）（令和5年3月31日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知） 【文部科学省】教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）（令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知） 【文部科学省】令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）（令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課長通知） 【文部科学省】教科書需要票及び教科書需要集計一覧表等の様式の一部改正について（通知）（令和7年3月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_183	文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
5【総務省】 （12）住民基本台帳法（昭42法81） （ⅱ）住民基本台帳ネットワークシステム利用端末については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、障害発生時に、現場に行かずとも手元の機器から障害解析用のログを取得できる機能の実装等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
—	—				

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	186	12_その他	中核市	八王子市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第45条第1項、第49条の5	訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車の許可に係る制度の見直し	訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車の都度の許可申請ではなく、一度の許可で一定の期間駐車できるよう制度改正を求める。	訪問型サービスを行う民間事業者や当市では、事業実施にあたり市民宅の訪問等を行っているが、車両の駐車に苦慮している実態がある。市民宅等の周辺にコインパーキングや公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。当市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。 現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回の駐車について1件の申請が必要であり、業務の実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）」が通知されているが、これまでのところ、駐車許可申請の負担軽減にはつながっていない。 【参考　当市における概算数値】 高齢者への訪問事業者数：300者超 高齢者への延べ訪問件数：12万件超／月（全事業者） 高齢者への虐待対応件数：約80件／年 障害者等への訪問事業者数：100者超 障害者等のサービス利用者数：1100人超 障害者等への虐待対応件数：約60件／年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	187	06_環境・衛生	中核市	八王子市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業法第2条第1項第5号ロ、電気事業法施行規則第2条、第13条第1項、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）、自己託送に係る指針（令和5年4月1日経済産業省）、地方自治法第284条	一部事務組合が発電した再生可能エネルギーを構成する地方公共団体へ自己託送可能とすること	地方公共団体が自己託送を活用する場合における電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に、地方自治法第284条に規定する一部事務組合を含めるものとする。	当市及び近隣2市内で発生した一般廃棄物は、当該3市で設置した一部事務組合の清掃工場で共同処理を行っている。現在、当該工場では焼却時の余熱利用で発電を行い、売電を行っているが、共同処理によって創出された電力のため、各構成団体の公共施設での活用を考えている。しかし、「電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」に該当しないとの解釈を理由に、自己託送が認められていない。 その理由としては、「生産工程」「資本関係」「人的関係」のいずれかの関係が必要とされており、一部事務組合は該当しないとされている。しかし、一部事務組合は市区町村議会の議決並びに都道府県知事の許可の基に設置している密接な関係であるともに、正・副管理者も構成団体の首長を配置するなど人的関係についても条件を充足している。 さらに各構成団体から排出された一般廃棄物を一部事務組合の清掃工場で共同処理を行うため、生産工程という条件面においても同質的である。そのため、一部事務組合と各構成団体は「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」における密接な関係に該当すると考える。 また、環循通発第1903293号平成31年3月29日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化について（通知）」では、施設広域化・集約化が地方公共団体に求められ、その手法に一部事務組合による共同処理がある。今後、清掃施設での電力の自己託送が利用できない場合、広域化・集約化への足かせとなることが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	188	09_土木・建築	中核市	八王子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第16項 建築基準法施行令第130条各項	農林漁業を営むために必要となる農業用施設を一部の用途地域内において建築する場合における特例許可の手続の見直し	建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農林漁業を営むために必要となる農業用施設を第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域において建築する場合における建築基準法第48条第1項～第3項ただし書に基づく特例許可に当たっては、公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととすることを求める。 また、同特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示するなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。	生産緑地法では、原則として生産緑地地区内において建築物を建築する場合には市町村長の許可が必要だが、農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90平方メートル以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設（以下「農業用施設」という。）については、市町村長の許可なく建築することが可能である。しかし、建築基準法第48条第1項～第3項本文の規定により、農業用施設を建築しようとする地域が生産緑地地区内であっても、それが第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域（以下「本件用途地域」という。）内でもある場合は原則建築することができず、同項ただし書に基づく特例許可により建築することが適当とされている。 当市においては、農業用施設を生産緑地地区内に設置したいという相談を現在5件受けているところ、その建築を希望する生産緑地地区が本件用途地域内に所在することから、建築基準法第48条第1項～第3項の規定が適用され、農業用施設を特例許可により建築する必要があるが、特例許可はその手続に時間がかかることや許可基準が不明確であることなどから負担が大きく、農業従事者から農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、当市としてもその対応に苦慮している。 生産緑地法上では市町村長の許可など農業用施設を建築することが可能であることも踏まえ、建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととしたり、農業用施設の建築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりするなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	189	11_総務	中核市	八王子市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるよう緩和を求める。	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和	【現行制度について】 当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う出納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。 地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。 一般会計及び各特別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。 【支障事例】 担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関から、収納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。 よって、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31件であるが、下水道事業においては23件であり、8件少ない。（令和5年4月現在） 【規制緩和の必要性】 近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。 当該規定を理由として収納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。 【支障の解決策】 そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関側との契約により決定するようにすができれば、収納取扱金融機関の負担が減らすことができるため、契約に向けた交渉が進めやすくなると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	190	03_医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第45条第2項、第55条第7項、第58条の2第5項、第59条の2、第60条の3第5項および第61条の3	医療法人の設立の認可等に係る都道府県医療審議会の意見聴取を不要とすること等	医療法において、都道府県知事が医療法人の設立、解散、吸収合併、新設合併、吸収分割および新設分割の認可をし、または認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会に意見を聴くよう義務付けていることについて、当該義務付けを廃止する。 都道府県医療審議会に意見を聴くことについては、各都道府県知事の裁量に委ねることとする措置を求める。	医療法人の設立、解散、吸収合併、新設合併、吸収分割および新設分割（以下「設立等」という。）の認可は、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省発出の関連通知などに示されている基準等に基づき客観的な審査を行っている。 実際に医療審議会において、設立等の認可について諮問をしても、法令等に基づいて客観的な審査を行ったものについて、意見が出されることはない。 医療法人の設立等の場合においては、その認可に当たり病院・診療所の管理者や診療行為の内容に変更がないケースが多く、地域の医療提供体制に影響を与えることはないことから、医療審議会において審議する内容がない。 また、医療法人の設立等に当たり、医療審議会において地域の医療提供体制に与える影響を審査するのであれば、医療機関の開設を目的とする一般社団法人なども設立時等に医療審議会への諮問が必要と考えられるが、医療法上はそうなっておらず、医療法人だけがその設立等に当たり医療審議会への諮問が必要とする医療法上の規定はそもそも不合理であり、なぜ医療法人だけが厳しい審査を受けなければならないのかという申請者の主張に回答ができない支障も生じている。 これらのことから、設立等の認可について、一律に医療審議会への意見聴取を義務付けるのではなく、医療提供体制確保の観点から都道府県が影響ありと判断した案件については、その裁量により医療審議会に諮問することが適当である。	—
R5	191	02_農業・農地	都道府県	岡山県、福島県、広島県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、同法施行令第8条第2項、同法施行規則第4条の5第1項 農地法第4条第6項、同法施行令第4条第1項第2号ヘ、同法施行規則第37条	農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における特定流通業務施設及び同施設の用に供する土地の位置付けの見直し	農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する土地」を追加する。 農地法における農地転用不許可の例外に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する施設を整備するために行われるもの」を追加する。	流通業務総合効率化事業の用に供する施設である特定流通業務施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第2条第1項）が立地可能な場所は高速自動車国道や鉄道の貨物駅等の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に限定されているが、当該近傍地域の多くは市街化調整区域となっており、開発行為には原則として都道府県知事等による許可が必要になる。そして、物流総合効率化法の配慮規定の効果として、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として許可して差し支えないもの」（開発許可制度運用指針Ⅰ－7－1）とされている。 一方、上記特定流通業務施設の用に供する土地が、農用地区域内の農地である場合には、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）上の農振除外手続が、農用地区域内農地ではなくても農地である場合には、農地法上の農地転用許可手続が必要になる。現在の法制度上、特定流通業務施設は農振法及び農地法上の配慮対象施設ではないため、農振除外や農地転用許可の手続は容易ではない。このため、農村産業法や地域未来投資促進法等、他法令の規定に基づく手続を踏むことにより農振除外や農地転用許可を可能とする運用をしているが、計画策定等の負担が大きく、開発を開始するまでに長期間を要することとなっている。例えば、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成をしており、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の変更（地域未来投資促進法第4条、第5条）や土地利用調整計画（同法第11条第1項）の作成等の手続が多く、事業者及び地方公共団体に多大な時間と労力を使わせている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	192	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、栃木県、長野県、岐阜県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	感染症法施行規則第27条の5第1項	結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直し	感染症法施行規則における事業者等が行う結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について、同法施行規則第27条の5第1項中「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」を「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで」とするなど年1回の報告に改めるよう求める。	【現行制度について】 感染症法における事業者等が行う結核定期健康診断は、毎年度実施が義務付けられており、その実施状況については、同法施行規則第27条の5第1項において「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」に保健所を経由して都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 定期健康診断について、分散型や人間ドックにより複数月にまたがって実施している事業者等も多く、毎月の報告では、事業者等の報告業務及び保健所での集計業務が非効率な状況となっている。 一つの事業所等が行う結核定期健康診断について、当該年度の実施状況（対象者のうち何人に実施したか）を把握するためには、1年分全ての実施内容を確認する必要があることから、全体像を把握しづらい月ごとの報告よりも、年1回の調査の方がより適切である。また、結核患者の発生動向についても、医療機関からの発生届により遺漏なく把握可能であることから、月ごとの報告までは必要がないものと考える。 【支障の解決策】 当該報告の頻度及び期限を「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」ではなく、「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日（従来の3月実施分の報告期限）まで」とするなど、年1回の報告とすることで支障が解決するものと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	193	08_消防・防災・安全	都道府県	岡山県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	全国交通安全運動推進要綱	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこと又は要綱決定時期を前倒しすること。	【現行制度について】 全国交通安全運動推進要綱（以下「国要綱」）は、春は2月1日、秋は7月1日に中央交通安全対策会議交通対策本部において決定されており、県では本要綱をもとに県の要綱を県交通安全対策協議会において策定し、交通安全運動を実施している。 【支障事例】 例年の運動期間は、春は4月6日から15日、秋は9月21日から30日だが、地方独自の施策を実施する場合、国要綱の決定後に、その内容を踏まえて準備作業を行う必要があり、広報資材の作成や関係団体との調整などの一定期間を要する作業の時間的余裕がなく、担当職員の事務負担が大きい。 また、国要綱は毎年、全国的な交通事故情勢等を踏まえて運動重点等が変更されており、仮に都道府県において先行的に準備した場合も、後々になって国要綱の内容を踏まえた修正等の手戻りが発生する可能性があるなど、要綱発出前に準備を整えていくことは困難である。 【支障の解決策】 自治体担当者限りで現行よりも2週間程度早期に国要綱を案段階で提供する。又は国要綱の決定時期を前倒していただきたい。特に春は新年度の人事異動直後に交通安全運動を実施することとなり、関係機関との協議・調整が可能な期間が限られていることから、運動の準備と円滑な実施に向けて1月中旬までの情報提供を希望する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【警察庁】 (2)道路交通法（昭35法105） 駐車許可（45条1項ただし書）の手続の簡素合理化については、以下のとおりとする。 ・申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（平31警察庁交通局交通規制課長通達）を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な疎明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に対して通知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。 ・駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	新通達の発出を行い、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両に訪問介護車両等が含まれることを明確にするとともに、提出が不要な疎明書類を更に明確化して都道府県警察に対して通知した。また、厚生労働省の協力を得て、新通達の趣旨につき、関係団体等への周知を行った。 また、駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、令和7年中の運用開始を目指して整備を進めている新たなシステムにおいて申請が可能となるよう、現在検討を進めている。	【警察庁】訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）（令和6年3月22日付け警察庁交通局交通規制課長通達）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_186	警察庁交通局交通規制課
—	—				
5【国土交通省】 (4)建築基準法（昭25法201） （ⅰ）第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可（48条1項から3項）については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に令和5年度中に通知する。	—	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可（48条1項から3項）については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に通知した。	【国土交通省】「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域における農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫の立地に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（令和6年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_188	国土交通省住宅局市街地建築課
5【総務省】 (9)地方公営企業法（昭27法292） 収納取扱金融機関の担保提供義務（施行令22条の3第2項）については、令和6年中に政令を改正し、これを廃止する。	—	令和6年12月6日に政令（地方公営企業法施行令）を改正し、収納取扱金融機関の担保提供義務（施行令22条の3第2項）を廃止した。	【総務省】地方公営企業法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_189	総務省自治財政局公営企業課
—	—				
—	—				
5【厚生労働省】 (31)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114） （ⅱ）結核に係る定期の健康診断の通報又は報告（53条の7）の頻度（施行規則27条の5第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【内閣府】 (2)交通安全対策基本法（昭45法110） 春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しする。	—	春の全国交通安全運動については、地方公共団体の負担軽減を図るため、令和6年から実施要綱の決定及び通知を可能な限り前倒しした。	【内閣府】令和6年春の全国交通安全運動推進要綱（令和6年1月18日中央交通安全対策会議交通対策本部決定） 【内閣府】令和7年春の全国交通安全運動推進要綱（令和7年1月17日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_193	内閣府政策統括官（共生・共助担当）付交通安全啓発担当

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	194	09_土木・建築	都道府県	岡山県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	道路メンテナンス事業補助制度要綱 道路局所管補助金等交付申請について（平成13年3月30日付け国道総第589号国土交通省道路局長通知） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第1項 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）第5条第1項	道路メンテナンス事業補助制度における変更交付申請手続の簡素化	道路メンテナンス事業補助制度の橋梁・トンネル・道路附属物等の交付決定単位間の流用を軽微な変更とするなど，迅速な国費の流用を可能とすること。 また、交付申請時に個別の施設名を記載した事業内訳調書（様式3の6（別紙内訳））及び道路メンテナンス事業実施計画（別紙様式）の提出を不要とし、補助金を充てて修繕を実施する施設に変更がある場合でも、変更交付申請によらず、当該変更を実績報告書により報告することで足りるとするなど、変更を含む交付申請手続を簡素化し、年度内の修繕対象施設の変更に迅速に対応可能とすること。	交付決定単位（現行は橋梁・トンネル・道路附属物等の各計画ごと）間で国費を流用するには変更交付申請が必要であるが、変更交付決定まで約2か月を要することから、資機材等の価格高騰や修繕範囲の大幅な増といった事業実施中の状況の変化に迅速に対応することができない。 また、年度当初に提出を要する事業内訳調書等に記載した施設の追加又は削除をするには変更交付申請が必要であるが、これも同様に変更交付決定まで約2か月を要することから、年度内の点検・修繕状況の変化（年度中に緊急的な対応が必要である施設が判明した場合等）に迅速に対応することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	195	09_土木・建築	都道府県	岡山県、中国地方知事会	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	道路メンテナンス事業補助制度要綱 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の6 シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成31年2月国土交通省道路局） 溝橋（カルバート）の取り扱いについて（平成26年12月3日付け国土交通省道路局事務連絡）	道路メンテナンス事業補助制度における補助対象構造物の見直し	道路メンテナンス事業補助制度要綱に定義される「構造物」に該当しない、橋長2m以上かつ土被り1m以上の規模の溝橋（カルバート）についても、補助の対象とすること。	「道路メンテナンス事業補助制度要綱」によると、道路メンテナンス事業の補助対象となる構造物は「地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）の道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設」と限定列挙されており、道路法施行規則第4条の5の6第1項第1号に規定される点検対象施設は「トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」とされている。 また、「溝橋（カルバート）の取り扱いについて」（平成26年12月3日国土交通省道路局事務連絡）では、カルバートのうち、「橋長2m以上かつ土被り1m未満の溝橋（カルバート）は、橋梁として取扱う」とされている。 さらに、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」（平成31年2月国土交通省道路局）では、「大型カルバートとは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートを想定している」とされている。 以上により、土被り1m以上での内空が2車線未満の規模のボックスカルバートのうち、内空を車両や人が利用するものは、施設の劣化等により交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設に該当し得ると判断できる一方で、あくまで現行ではそれらは「橋梁」にも「大型カルバート」にも該当しないことから、道路メンテナンス事業補助制度要綱に定義される「構造物」に該当せず、補助対象とはならないため、その管理について財政的な負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	196	02_農業・農地	都道府県	岡山県、広島県	農林水産省	B　地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）　別記4第2の2(2)	鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務における捕獲確認業務の効率化	鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に係る捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（以下「実施要領」という。）上明確化する。また、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とする。	【現行制度について】 野生鳥獣による農作物被害の一層の軽減のため、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）」を活用し鳥獣の捕獲強化に努めているところである。 当該事業に係る捕獲確認の方法は、捕獲現場において捕獲個体を実際に確認する「現地確認」又は処理加工施設において捕獲個体を確認する「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合、写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行うとされている。また、捕獲確認を行った市町村等の職員は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害鳥獣捕獲確認書」（以下「捕獲確認書」という。）を作成することとされている。 【支障事例】 県下の市町村では、3種類全ての方法で捕獲確認を行っているが、市町村によっては、捕獲確認の件数が4,000件／年を超える場合がある。捕獲活動経費を交付するための証拠書類として捕獲確認書を作成する必要があり、市町村の職員にとって書類作成業務が負担となっている。 なお、捕獲確認アプリを用いて捕獲確認業務を行いたいと考えている市町村はあるが、実施要領上、可能であるか不明確なため、導入推進の支障となっている。 【支障の解決策】 捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを実施要領上明確化するとともに、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とすることで、事務に係る時間を短縮することができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	197	05_教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	地方教育費調査要綱第5	地方教育費調査の隔年化及び説明書の記載内容の明確化	地方教育費調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査）における教育費調査及び生涯学習関連費調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。 また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。	本調査への報告にあたっては、都道府県及び市町村教育委員会、都道府県立学校それぞれにおいて、資料の収集や項目別数値の振分・集計、エラーチェック対応など、膨大な事務処理が必要であり、毎年、相当な時間と労力を要している。本調査は、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的としているが、毎年実施することの有用性と事務負担とを改めて比較考量いただきたい。 また、調査票作成にあたっては、学校教育費調査票「A-1人件費」において給与をa～dの四項目に分類するが、教職員の定義については、現行の説明書に明確な記載がなく、別紙「質疑応答集」に「教職員の定義について、本調査と学校基本調査の定義はおおむね同じであるが、例えば本調査の対象である学校給食センターの職員を、学校基本調査では対象としないなど、異なる取扱いをする場合がある。」と記載されているにとどまり、本調査と学校基本調査の担当者が異なれば整合性を取るのが困難である。恒常的に誤計上が生じており、分類の判断が難しく、非効率な事務処理につながっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	198	05_教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9	子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し	子供の学習費調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査）について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査系統を変更すること。 また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。	学校教育費調査（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査）について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。 また、現在、当県の公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。	例年、文部科学省の定めた調査実施学校数に基づき無作為に選定した学校に、調査協力への理解を得ることに苦慮している。調査開始後も、都道府県では回答内容の審査をほとんど行わない紙の調査票を集約し、文科省に提出しているが、この過程が無ければ保護者の提出締切を最大1か月ほど延ばすことができる。また、国から都道府県を経由して学校にオンライン回答状況が提供されるため、学校がタイムリーに回答状況を確認できず、学校が効率的に調査票を回収できなかったりするなど、都道府県を経由することによって、調査対象保護者、調査実施校、都道府県それぞれに負担や時間の無駄が生じている現状があるため、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査事務を行うことを検討いただきたい。 また、現在、当県の公立幼稚園数・園児数は減少傾向にあり、調査実施学校において調査対象園児数を満たさない園が多く、安定的な統計データの収集が難しくなっている。今後も幼児がいる家庭の教育費負担を調査するには、代わりに近年増加傾向にある幼保連携型認定こども園を調査対象に加えるなど、調査対象の変更を検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	199	05_教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	—	学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し	学校教員統計調査（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査）について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。	令和4年度調査において、マクロ付き調査票（Excelデータ）を使って回答することになっていたが、パソコンやネットワーク環境の設定によっては、調査票をダウンロードする際マクロ機能が破損したり、クリックすればシステムへ直接回答送信できる仕様が上手く機能しないなどの不具合により、学校からの問い合わせが多発し、その対応に時間と労力を非常に要した。特に幼稚園やこども園など、パソコン操作に不慣れな学校も多くあり、学校基本調査や地方教育費調査、社会教育調査など他の統計調査と同様に、システムへの直接入力による回答とするなど、分かりやすく簡単な回答方法への変更を検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	200	05_教育・文化	都道府県	岡山県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。	状況報告書（第7号様式別紙1、別紙4（2））と変更交付申請時に提出する事業計画書（第2号様式の4）は記入内容がほぼ同一であるにも関わらず、前者は令和4年度では令和4年12月2日、後者は令和5年2月3日をそれぞれ締め切りとして市町村が作成し、国に提出しており、状況報告書提出時から変更交付申請時までに状況の変更が無い場合、ほぼ同一の様式を二度作成することになり、事務作業が重複している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	201	05_教育・文化	都道府県	岡山県、宮城県、中国地方知事会	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。	【必要書類の明示】 年度当初に年間の事務処理についての連絡が文部科学省からあり、その際事業担当（市町村）・とりまとめ担当（県）が提出する書類を一覧にしているが、要綱第4条第1項により実際に事業計画書を提出する際には一覧にない資料を事業計画書提出後に別途求められ、何度も国→県→市町村の間で照会や確認を行っている。 （例）市町村における補助の交付要綱、児童の名簿、バス運行の契約書等 長年の実務において、必要となる書類の傾向は国で十分把握していると思われるので、補助の可否を審査する過程で必要な資料や確認事項があるのであれば、事前に明示してもらいたい。もしくは、明示しないのであれば、追加の書類提出を最低限のものに留めてもらいたい。 【変更交付申請事務の簡素化について】 事業状況の確認後、差額が生じる事業については変更交付申請（交付決定）を受けているが、変更交付決定をしない事業（補助対象経費の変動があったとしても補助額に影響を及ぼさないもの）においても「変更後の事業計画書」や「事業内容の内訳書」を求められ、県や市町村において書類作成等の事務が発生している。事業状況報告の趣旨は文科省も示していると思うが、「全体として予算残額が生じた場合に要望に基づき増額の変更交付決定等を行い」効率的な予算執行に努めるためのものと思われるので、変更交付決定をしない事業における書類提出は不要だと思われる。一律に事務処理を行うのではなく、全国の予算の執行状況を踏まえたうえでより効率的で効果的な予算配分となるよう、事務を内部で取捨選択してから県や市町村に依頼願いたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	202	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	H4.3.13 指第17号厚生省健康政策局指導課長通知	救急救命士が行う救急救命処置の範囲の見直し	救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置の具体的範囲について、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を追加するよう見直しを求める。	【現行制度について】 現行の救急救命士法に基づいて救急救命士が行う救急救命処置の範囲については、厚労省課長通知においてその具体的内容が列挙されているが、新型コロナ抗原検査は含まれていない。 【支障事例】 大分県においても、第7波では救急搬送困難事案が急増し、発熱症状のある患者が11の病院に受入を断られ、翌日、重症熱中症で死亡するという事案も発生した。 【制度改正の必要性】 コロナの感染症法上の分類が変わる5月以降も、医療機関における感染対策は維持される見込みであり、救急搬送の更なる円滑化につなげるためにも、救急救命士が抗原検査キットによる検査を実施できるよう、救急救命処置範囲を見直すことが求められる。 【支障の解決策】 救急救命処置範囲に「新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査」を追加することで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	203	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	令和4年2月18日子発0218第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	児童養護施設における看護師配置基準の見直し	厚労省局長通知が定める児童養護施設の看護師配置基準について、2人以上の配置を後押しするような見直しを求める。	【現行制度について】 厚労省局長通知では、被虐待児や障がい児など継続的な服薬管理等の医療的ケアを必要とする児童が15人以上入所する児童養護施設については、看護師1名を配置するよう求めるとともに、配置施設に対しては看護師1名分の加算措置を設けている。 【支障事例】 当県内では、8か所の児童養護施設が看護師を配置しているが、医療的ケアを必要とする児童数は平均で23.1人（17～36人、計185人、令和4年4月1日時点）に達しており、一部の施設では、処遇の質を確保するため、国の配置基準に1名を上乗せした2名の看護師を配置している。 【制度改正の必要性】 全国の児童虐待相談対応件数が31年連続で過去最多を更新する中、虐待のトラウマを抱えた児童は大分県内でも増加傾向にあり、とりわけ医療的ケアを要する施設入所児童はこの5年間で大きく増加（平成29年：145人→令和4年：185人）していることから、児童養護施設における看護師配置の充実に向けた基準見直しとそれに伴う加算措置の拡充が求められている。 【支障の解決策】 児童養護施設それぞれの実態に即した運営が可能となるよう、配置基準を「1か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は1人分とすること」と固定するのではなく、「2人分以上」の加算を得られる見直しをすることで支障が解決すると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (18)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【国土交通省】 (16)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)を改正し、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。 [措置済み(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)]	道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とすることを、道路メンテナンス事業補助制度要綱を改正し、各都道府県、政令市に通知した。	【国土交通省】「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_194	国土交通省道路局政課、国道・技術課、国道・技術課道路メンテナンス企画室
—	4【国土交通省】				
5【農林水産省】 (12)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平20農林水産省生産局長通知)を令和5年度中に改正するとともに、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に周知する。	(16)道路メンテナンス事業補助制度 道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)を改正し、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、同要綱に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とした。 [措置済み(令和6年2月6日付け国土交通省道路局長通知)]	令和6年4月1日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け農林水産省生産局長通知)」を改正し、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法について、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化した。 また、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、令和6年1月15日に開催した令和5年度鳥獣対策全国会議において周知した。	【農林水産省】「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について」(令和6年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_196	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法53) (ⅰ)地方教育費調査については、その説明書等において、回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させるよう検討し、令和6年度に実施する当該調査から反映させる。 また、学校基本調査との人件費の定義の統一について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	地方教育費調査については、令和6年度調査より、説明書等において回答上の注意点の図示や当該調査の活用状況の紹介などの記載内容を充実させた。	【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)説明資料 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県教育委員会用説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)都道府県立学校用学校教育費調査票説明書 【文部科学省】令和6年度地方教育費調査(令和5会計年度)市町村教育委員会用説明書	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_197	文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法53) (ⅲ)子供の学習費調査については、以下のとおりとする。 ・調査票の回収に係る事務については、令和7年度の当該調査に向けて、都道府県の経由を要しない手法について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更することや、幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することについては、令和9年度の当該調査に向けて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【文部科学省】 (12)統計法(平19法53) (ⅱ)学校教員統計調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和7年度実施予定の次回調査に向けて、回答方法を見直す方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—				
5【文部科学省】 (18)要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。 [措置済み(令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)]	—	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)及び特別支援教育就学奨励費補助金については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭62文部省)を改正し、状況報告書が事業計画書を兼ねるように、様式の一体化を行うとともに、変更交付申請において、状況報告書の内容から変更がない場合には、状況報告書を事業計画書とみなすことを可能とした。	【文部科学省】「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正について(通知)」令和5年10月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_200	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム就学支援係 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係
5【文部科学省】 (19)へき地児童生徒援助費等補助金 へき地児童生徒援助費等補助金の交付申請等の手続については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、提出書類を簡素化するなど、令和5年度中に必要な措置を講ずる。	—	【必要書類の明示】 へき地児童生徒援助費等補助金申請の際の提出書類一覧を改めた。 【変更交付申請事務の簡素化について】 変更申請手続きについては、補助対象経費の変更が生じない自治体については提出を求めない等、各自治体の事務負担が軽減されるよう対応した。	【文部科学省】「令和5年度へき地児童生徒援助費等補助金の事業状況等の提出について」(令和5年10月2日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡) 【文部科学省】「提出書類一覧」(令和6年2月18日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_201	文部科学省初等中等教育局財務課庶務・助成係
5【厚生労働省】 (29)救急救命士法(平3法36) (ⅱ)救急救命士に上る、新型コロナウイルス感染症の感染疑い患者に対する検体採取を含む抗原検査の実施については、救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループでの議論を踏まえて検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	204	03_医療・福祉	都道府県	滋賀県	内閣府、こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数（8割以上）が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること。	児童の大多数が外国人である認可外保育施設は、基準上必要とされている保育従事者数を確保することが極めて困難であり、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通しである。 保育士確保にあたっては、認可施設においても苦慮しているなか、外国語で、外国の保育に対応できる有資格者を認可外保育施設で確保することが極めて困難な状況となっている。 当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。 幼児教育・保育の無償化の制度の対象外となってしまうことで、外国人の子育て家庭への負担が発生し、施設への利用料金の支払いが滞ることになれば施設運営の存続も危ぶまれることとなり、認可施設に馴染めなかった子どもたちが居場所を失ってしまうこととなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	205	03_医療・福祉	一般市	延岡市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和2年7月30日付け（最終改正令和4年11月7日付け）内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し（制度の簡素化と事務の効率化）	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	【現行制度】 「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。 【支障事例】 加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。 また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の輻輳化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。 【制度改正の必要性】 加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げても加算要件は満たすものと考えるが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。 【支障の解決策】 保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	206	03_医療・福祉	一般市	延岡市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和2年7月30日付け（最終改正令和4年11月7日付け）内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し（加算算定方法の見直し）	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の運用の見直し	【現行制度】 「処遇改善等加算Ⅰ」においては、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するとされているにも関わらず、現行の加算方法は、職員の平均経験年数が11年以上の場合は同一とされており、長く働いても加算額が増えない制度設計になっている。 【支障事例】 当市の場合、職員の平均経験年数が11年を超える施設が86%となっており、そのため、職員の平均経験年数が11年を超え、加算率が上限を超えている施設であっても、職員の定期昇給は行う必要があるが、処遇改善等加算Ⅰによる収入は増えないため、本来行うべきベースアップや定期昇給へ反映しづらい現状がある。 【制度改正の必要性】 出生数の減少などにより入所児童数の確保が困難な施設においては、職員個人の業績の低下を理由として賞与を下げることで「経営上の安定」にはつながるものの、一方で、保育人材の確保が喫緊の課題である中、さらなる待遇の悪化により人材確保が困難になる「運営上の課題」を引き起こす要因ともなっている。「経営上の安定」と「運営上の課題」の双方を維持・向上されるためにも、長く働くことによって保育人材の確保と資質の向上につなげる必要があり、早急な制度の再構築の必要がある。 【支障の解決策】 平均経験年数や賃金改善及びキャリアパスの取組に応じた加算率の算定方法の抜本的な見直しをはじめ、処遇改善等加算制度Ⅰ～Ⅲのそれぞれの目的を踏まえた制度の統合、さらには加算算定のシステム化も含めた制度の再構築の検討をお願いしたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	207	03_医療・福祉	一般市	足利市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法第27条第1項、第32条第1項	要介護・要支援認定申請に添付する被保険者証について電子での提出を可能とすること	介護保険法第27条第1項及び同法第32条第1項に基づく、要介護・要支援認定申請の添付書類である被保険者証については、原本提出が義務付けられており、被保険者証をスキャンしたPDFや被保険者証を撮影した画像での提出を可能とすることを求める。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、国の行政手続については、オンライン化が原則となり、当市においても総務省が策定した、「自治体DX推進計画」に基づき、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところではあるが、要介護・要支援認定申請は、添付書類の被保険者証について原本提出が義務付けられており、オンラインでの申請とは別に窓口への持参や郵送等による対応が必要となり、デジタル三原則のデジタルファースト（手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）が実現せず、利用者にとっては、現状の運用（紙申請）より大きなメリットを感じることが難しく、オンラインを推進していく上での大きなハードルとなっている。 職員側の事務処理に関しても、別途提出される被保険者証原本と申請書（オンライン）の紐づけ作業や被保険者証原本が提出されない場合の申請者への連絡作業が発生してしまい、事務負担の増加が見込まれる。 また、別途提出される被保険者証原本の提出が遅滞した際は、当該申請のあった日から30日以内（標準処理期間）に、申請に対する処分をすることが困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	208	05_教育・文化	指定都市	名古屋市	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第五十六条	不登校特例校（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める	不登校特例校（不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める。	【現行制度について】 不登校特例校については、文部科学大臣の指定により行うことが可能となっており、「指定申請書」「同意書」のほか、実施計画書として「教育課程表」「時間割」「削減された学習内容を補って学習指導要領の目標や内容を達成させるための工夫」などの資料を提出することとなっている。 【支障事例】 実施計画書にかかる各資料は、教科ごとに膨大な量を作成しなければならないものもある。また、開始予定時期の1年以上前から文部科学省に協議を行う必要があるため、事務作業が相当な負担となっており、学校を新設する場合には、工事にかかる期間も上乗せさせることで更に開始までに時間がかかることが想定され、開校を望む、生徒や保護者からのニーズに対して迅速に対応することは困難である。 【制度改正の必要性】 不登校特例校を設置するにあたり、学校長が特別の教育課程を編成できるようにすることで、速やかな学校設置が可能となる。 【支障の解決策】 「夜間中学における教育課程特例」（学校教育法施行規則第56条の4）の例により、公立の不登校特例校において校長（教育委員会）が実情に応じた特別の教育課程を編成できるようにする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	209	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会、高知県、沖縄県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法等	地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築（介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等）	介護人材の確保やサービスの質の向上などを図るため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、都市自治体の意見を十分踏まえた適切な報酬設定を行うなど、地域包括支援センターの事務負担軽減を図ること。	介護予防支援サービスは、原則、地域包括支援センターがケアプランを作成することとなっており、一部、居宅介護支援事業所に委託可能ではあるが、居宅介護支援事業所からは、「介護予防支援の報酬が低く、事業所の収支を考えると介護予防支援の受託が難しい」との声がある。そのため、地域包括支援センターの業務ひっ迫を誘発し、離職者の増加など人員確保が困難になっている。 なお、令和4年度提案を踏まえ、介護予防支援業務の実施主体を拡大する方向で検討が進められているが、介護報酬の逓減制がある限りは、抜本的な負担軽減は難しいものと考える。 地域包括支援センターは、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などのほか、認知症、介護予防、家族介護者等への支援においても重要な役割を担っており、これらの業務にも今後支障をきたす恐れがある。 このため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、適切な報酬設定を行うなど、実行性のある地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築が必要と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	210	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	―	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	【支障事例】 医療施設等施設整備費補助金等は、交付内示後に事業着手することとされている。 厚生労働省からの交付内示の時期が遅く、特に医療機関が海外製品を整備する場合などは、十分な事業期間が確保できず、施設整備に支障をきたしている。 ＜該当する補助金等の令和4年交付内示日＞ ・医療施設等施設整備費補助金　　9/12 ・医療施設等設備整備費補助金　　9/12 ・医療提供体制施設整備交付金　10/14 ・医療提供体制推進事業費補助金　8/31 【支障の解決策】 交付要綱を前年度中に確定の上、都道府県は事業計画書を3月31日までに提出することとし、厚生労働省は4月中に交付決定又は、交付内示を行っていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	211	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱、国民健康保険団体連合会等補助金要綱	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱において、交付決定までの標準の期間が規定されているところ、実際には大幅に過ぎて交付決定がされているため、早期化を求める。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱において、交付決定までの標準の期間が規定されているところ、実際には大幅に過ぎて交付決定がされているため、早期化を求める。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金について、当県からの申請から交付決定までに標準の期間を大幅に超過している。 これにより、当県から国民健康保険連合会に対して行う交付事務が繁忙期に集中し、また、事務が年度跨ぎとなることから、事務負担が大きい。 また、時期が不明確であることから、業務の見通しが立てられず、見落とし等の要因になりかねない。 そのため、繁忙期である年度替わりに業務が集中しないよう留意し、交付決定時期を明確にすることや、交付決定の早期化を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	212	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	―	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化を求める。	国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等について、公印が押印されて郵送で届くものと、押印が省略されてメールのみで届くもの、メールで通知された後に公印が押印されて郵送で届くものとが混在しており、見落としや確認作業の煩雑化の要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—					
5【こども家庭庁(14)(ⅵ)】【文部科学省(14)】 (14)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、算定方法の解釈を示したFAQの作成等、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【こども家庭庁(12)(ⅰ)】【文部科学省(20)(ⅰ)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)に係る事務については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、算定方法の解釈を示したFAQの作成、提出書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知、令和6年7月29日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)]	処遇改善等加算Ⅰに係る事務については、「「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について」(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知)において、賃金改善計画書の提出を原則廃止し、その代わりに、賃金改善に係る誓約書を提出する旨を地方公共団体に通知し、事務負担の軽減を図った。	【こども家庭庁】【文部科学省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知) 【こども家庭庁】【文部科学省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(令和6年4月12日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知別紙) 【こども家庭庁】公定価格に関するFAQ(よくある質問)(令和6年7月29日付けこども家庭庁育成局保育政策課事務連絡別添) 【こども家庭庁】公定価格に関するFAQ(よくある質問)の更新(Ver.25)について(令和6年7月29日付けこども家庭庁育成局保育政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_205	こども家庭庁育成局保育政策課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
—					
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅵ)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定の申請における被保険者証の添付等については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅴ)介護保険制度の要介護認定及び要支援認定のオンライン申請における被保険者証等の添付書類については、被保険者及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する観点から、オンラインによる提出を可能とし、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年3月 29 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)]	介護保険被保険者証等の原本の郵送を求めていた手続の一部について、書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像でも受付可能とする等の見直しを行うこととし、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護ワンストップサービスにおける事務の運用についての一部改正について(令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_207	厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課
5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ⅱ)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「特別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式をホームページに公表した。 [措置済み(文部科学省ホームページ「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について」にて公表)] ・「実施計画書」については、今後記載例の提示や様式の簡素化等の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ⅰ)学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料のうち、「特別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和6年3月に新たな様式をホームページに公表した。 [措置済み(文部科学省ホームページ「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)について」にて公表)]	学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)(施行規則56条、79条、86条及び108条)の指定申請資料のうち、「特別の教育課程の編成に関する資料」については、選択式項目の設定や記載例の提示等の改善を行った新たな様式による審査の実施等の見直しを行い、令和5年8月に新たな様式をホームページに公表した。	【文部科学省】「実施計画書(別紙1及び別添)、特別の教育課程の編成に関する資料」(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_208	文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅴ)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務負担を軽減する方策について、令和6年4月から施行される改正介護保険法における指定介護予防支援事業者の指定対象の拡大が有効に機能するよう、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	＜令6＞ 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅱ)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、当該センターの業務負担を軽減するため、省令及び告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 [措置済み(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))] ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号))]	・指定居宅介護支援事業者による介護予防支援の提供数の増加を図るため、居宅介護支援費の算定に当たって必要となる介護支援専門員1人当たりの取扱件数の算出において、介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じて件数に加えるとしていたところ、3分の1を乗じて件数に加えるよう基準の見直しを行った。 ・介護予防支援費について、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けた際に円滑に事業を実施できるよう、当該事業者が市区町村から指定を受けて実施する場合における報酬区分を新設した上で、介護報酬の単位数の引上げを行った。	【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_209	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
5【厚生労働省】 (28)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)、医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金 以下に掲げる交付金等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、毎年度可能な限り早期に内示を行う。 ・医療介護提供体制改革推進交付金(6条) ・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金	—	・医療施設等施設整備費補助金 ・医療施設等設備整備費補助金 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療提供体制推進事業費補助金 については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資する観点から、令和6年から可能な限り早期に内示を行った。	—		厚生労働省医政局医療経理室
5【厚生労働省】 (44)後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、可能な限り標準処理期間内に交付決定を行うとともに、標準処理期間内に交付決定できない場合には、交付決定予定時期を都道府県に情報提供する。	—	**後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金** **・令和6年度について、標準処理期間内に交付決定を行った。** **国民健康保険団体連合会等補助金** **・令和6年度について、おおむね標準処理期間内に交付決定を行った。**	—		厚生労働省保険局高齢者医療課
5【厚生労働省】 (46)補助金等の通知等に関する事務 国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一する。	—	**国民健康保険課から発出する補助金等の決定通知書等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知の内容に応じて、公印の押印の有無及び通知方法を統一した。**	—		厚生労働省保険局国民健康保険課

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	213	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令	国民健康保険調整交付金に係る申請等様式の簡略化及び説明書の記載内容の明確化	国民健康保険調整交付金に係る申請等様式について、以下のことを求める。 ①様式や記載する項目を見直し、必要最小限とし、また、計算方法や表開突合関係を通知等で明確にしていただきたい。 ②通知等において、事務毎に操作説明書の参照箇所等を明示いただきたい。	①国民健康保険調整交付金の申請・報告に関する様式について、転記すべき項目が多く、また、計算方法や表開突合関係が示されていないため、確認作業等の事務負担が大きくなっている。 ②国民健康保険調整交付金（保険事業を除く分）の1メニュー「へき地直営診療施設があること」において、申請様式の中で、半径4km以内に居住する人口及び被保険者数（年平均）の記載を求められている。算定上人口は必要だが、被保険者数（年平均）は必要ない項目であるにも関わらず記載項目となっており、市町村の大きな事務負担となっている。 ③補助金申請や月報報告などについて、システムを利用した作業を求められているが、当該システムの操作説明書が数百ページに渡っており、参照すべき場所が分かりづらい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	214	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	会計検査院の指摘による返還及び自主返還に係る事務スケジュール等について（厚生労働省保険局事務連絡）	保険者努力支援制度に係る交付金事務の負担軽減	保険者努力支援制度に係る交付金を一本化すること。又は、申請や運付に係る事務負担を軽減すること。	保険者努力支援制度に係る交付金は、保険者努力支援交付金として交付されるものと、特別調整交付金の一部で保険者努力支援費として交付されるものに分かれており、事務負担が大きい。特に、特別調整交付金の返還に係る事務量が膨大である。 返還金が生じた場合、保険者努力支援交付金分は、翌年度4月の指定日までに実績報告を行うことにより、精算による返還が可能である一方、特別調整交付金分は、交付決定と共に交付額確定が行われ、精算による返還を行うことが不可能である。 このため、特別調整交付金については、厚生労働省から例年9月に照会される「自主返還」の案件として保険者努力支援費分を処理する必要があり、既に提出した交付申請書類を手書きで修正したり、理由書を作成する手間がかかっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	215	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	財務省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	—	官庁会計システム（ADAMS）の支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る負担金名称を明示することを求める。	ADAMSの支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る負担金名称を明示することを求める。	ADAMSの支払計画表等について、厚生労働省所管の支出科目に「国民健康保険療養給付費等負担金」という項目があるが、実際には以下の4負担金が含まれているにも関わらず、負担金の名称が表示されていないため、確認作業が煩雑となっている。 ＜該当する負担金名称＞ ・国民健康保険高額医療費負担金 ・国民健康保険特別高額医療費共同事業負担金 ・国民健康保険保険基盤安定負担金 ・国民健康保険療養給付費等負担金	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	216	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	国民健康保険法第4条及び第106条、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」（平成31年1月23日保発0123第2号厚生労働省保険局長通知）、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について（平成31年1月23日保国発0123第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び同通知別添「国民健康保険の指導監督実施要領」」	国民健康保険の市町村保険者等に対する一般指導監督に係る負担軽減等	①前回の実地指導において指摘事項がなかった市町村保険者等については、次回は書面による指導のみとすることも可能とするなど、指導監督に関する県の負担軽減を図ること。 ②具体的な指導方法を明示化すること。 ③事業計画の策定に係る法的根拠、内容及び水準を明確化すること。当該法的根拠等がない場合は指導監督の対象から外すこと。	①県は、国民健康保険の市町村保険者及び国保組合に対して原則2年に1回、実地により指導監督を行うこととされているが、平成30年度の国保の都道府県化による業務負担が大きくなっていること、また、当県の地理的状況等から2年に1回行うことは担当職員の負担となっている。 ②指導方法について、具体的に何をどのように確認して指導するのか・通知等で示されていない。 ③指導監督事項のうち、市町村保険者の事業計画については、市町村保険者が事業計画を作るものとする法的根拠が明確でなく、その内容・水準についても不明確であることから、指導に苦慮している状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	217	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	「令和5年度予算関係等資料の作成について」（令和4年6月10日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）、「令和3年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」（令和4年6月20日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）	国保予算関係等資料等の作成に係る負担軽減等	①国保予算関係等資料及び前年度における国民健康保険事業の実施状況報告の調査項目や様式を見直すこと。 ＜調査様式の統合が可能と思われる例＞ ・予算関係等資料・調査　様式7の1 ・国民健康保険事業実施状況調査　様式8 ②法令や関係用語の改正があった場合には、様式に確実かつ速やかに反映すること。	①厚生労働省保険局国民健康保険課から例年6～8月にかけて国保予算関係等資料の提出が求められているが、短期間に非常に多くの資料を作成しなければならず、県・市町村・国保組合の事務負担が非常に大きい。また、同課からほぼ同時期の6月頃に前年度における国民健康保険事業の実施状況報告に係る調書の提出も求められているが、調査項目の中には国保予算関係資料と共通する項目があるものの、当該調書を作成しなければならず、負担となっている。 ②加えて、様式に記載される制度の名称や用語が法改正を反映したものとなっておらず、回答の際に混乱が生じやすい状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	218	05_教育・文化	都道府県	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	—	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを求める。	【現行制度】 小学校の教科担任制加配及び英語専科指導加配については、加配教員が受け持つ授業時間数に要件がある。（教科担任制：概ね週20コマ程度、英語専科指導：週24コマ） 【支障事例】 当県では中山間地域・離島の小規模校が多く、当該授業時間数の下限を満たすことが困難な場合が多いことから、配置が大規模校や都市部に偏っており、指導・教育体制に格差が生じている。 【支障の解決策】 特に小規模校が点在する地域について、加配教員が受け持つ授業時間数の要件を緩和していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	219	05_教育・文化	都道府県	島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	文部科学省	B　地方に対する規制緩和	—	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。	【支障事例】 英語専科指導加配では、厳しい資格要件（中学校・高等学校英語の免許状保有や海外大学等での2年以上の留学経験等）が定められており、人材確保に苦慮している。 【支障の解決策】 研修履歴等から、英語に関する研修を努めて受講しており、学校長、市町村教育委員会が、英語の授業を実施できる一定の英語力を有すると認めた者や、高い指導力を有すると教育委員会が認めた者、校内又は市町村の教科研究会等で英語授業実践を中心的に行っていると認められる者も対象に含めるなど、資格要件を緩和していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	220	11_総務	一般市	茅ヶ崎市	総務省	B　地方に対する規制緩和	公職選挙法第44条第3項、公職選挙法施行令第34条の2	引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の廃止	引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務について、公職選挙法施行令第34条の2（引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書）を廃止し、公職選挙法施行令第34条の3（引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き）への一本化を求める。	平成31年及び令和5年の統一地方選において、事前に「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書」（以下「引き続き証明書」という。）の発行を希望され、来庁した選挙人が数名いたが、投票所にて「引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き」（以下「引き続き確認」という。）を行うことにより投票可能であるということの認識がなく、「引き続き証明書」がないと投票できない認識であった。 また、当市では、引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務を実施するために、「引き続き証明書」及び「引き続き確認」の両者に対応できるよう、準備を行う必要が生じている。 平成29年の公職選挙法施行令改正後、平成31年及び令和5年の計2回、「引き続き確認」を実施したが、問題も特になく運用できていること、また、この2回の選挙においては、当市で「引き続き証明書」の発行実績はないことを例にとっても、「引き続き確認」のみで運用可能であると考える。一方で、公職選挙法施行令第34条の2第2項において、市町村長は、「引き続き証明書」の申請があった場合、直ちに証明書を交付しなければならないとされているため、この条項がある限り、証明書を発行する準備や発行事務を継続する必要が生じてしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	221	03_医療・福祉	一般市	茅ヶ崎市	こども家庭庁、文部科学省	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上）を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすること。	在籍する幼稚園が十分な水準の預かり保育を実施している場合、認可外保育施設等の併用は無償化の対象とならないことから、利用者から多くの苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際に、預かり保育の選択肢が院内保育施設のみである場合など、多様な働き方が存在する中で、在席する幼稚園の預かり保育の実施水準にかかわらず認可外保育施設等を併用せざるを得ない状況であっても、幼稚園の預かり保育の実施水準により無償化の対象外とされることに不公平感が生じている。 また、無償化の要件とされている「幼稚園が法令で定められた水準の預かり保育を提供しているか否か」については、年度開始前に作成される幼稚園の預かり保育に係る年間計画を踏まえて市町村が判断し、幼稚園利用者へ通知することとされており、当市や周辺の自治体では、例年2月頃に判断・通知をおこなっている。一方、幼稚園の願書提出、書類選考、面接等は、入園前年度の10月頃から実施されることが一般的であるため、保護者が入園の準備を行っている時点では、認可外保育施設等を併用した場合に当該認可外保育施設等の利用について無償化の対象となるか否かについて判断できない状況にある。そのため、幼稚園と認可外保育施設等の併用を予定していたが、入園を目前にして、認可外保育施設等の利用料について、無償化の対象外であることが発覚するといった事態が生じている。実際に、入園前から知っていれば、その園は選ばなかったとの苦情があった。 特に、市外の幼稚園に入園を希望する市民から問い合わせがあった場合、入園を希望する園が認可外保育施設等を併用利用した際に無償化の対象となるか否かについては、年度によって状況が変わることもあり、理解を得ることが難しい。 また、認可外保育施設等を併用利用した分の利用料について、無償化に係る払い戻しの申請があった際、市外の幼稚園に通園している場合は、対象となるか他自治体に確認が必要となり事務が煩雑となる。対象とならない場合、当市への苦情となることがあり、対応に苦慮することがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka_yosan.html
R5	222	03_医療・福祉	一般市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第67条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条・32条	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用の円滑運用に資する環境等の整備	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用について、法令で勘案すべき収入金額を把握する際に過大な事務負担が生じていることから、制度を円滑に運用している自治体等の取り組みを参考にできるよう事例収集・共有を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等を行うこと。	令和4年1月、基準収入額の職権適用が可能となったが、判定に必要な公的年金、給与、専従者給与以外の収入額（以下、営業等の収入額）はマイナンバーの情報連携では把握できず、手作業必須である。後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム）で自動判定できないため令和4年度保険証更新の際、当市は1週間かけ職員2人で約500件の営業等の収入額を調査。エクセルに手入力し関数を用い、対象者を把握した。 標準システムには基準収入額適用後の負担区分と営業等の収入額を約500人分手入力したが、職員2人で1週間要した。2割負担開始による判定の複雑化、被保険者数の増もあり、令和5年度は一段と事務量増が見込まれる。事例収集いただき先進事例を参考としたい。 収入額把握に過大な事務負担があるため、標準システムを改修し、必要な収入額等を情報連携で取り込めるようにすること、バッチ処理等で基準収入額適用を自動で行えるようにすることを求める。自治体では令和7年度に向け基幹システムの標準化が進められており、今、自治体から情報連携で営業等の収入額を得られるようにならなければ、改善はより困難になる。当市で基準収入額職権適用となる被保険者の半数は、給与・年金収入のみであり、これらの被保険者はバッチ処理等での判定も容易だと考える。 新規で75歳になる人は月に約400人。負担割合判定を毎月行うが、システム上の課題がある。被保険者と74歳の世帯員が各1人で「般二特」の場合、年齢到達で被保険者が2人になる際自動で「般二基」と判定したいが、現状は自動で「一定Ⅰ」に戻り、同時に3割の保険証が出力される。修正には、基準収入額職権適用の再入力と3割の保険証の回収入力、2割の保険証の再出力・2割の保険証の回収入力が必要だ。この間に保険証のマイナンバー利用やオンライン資格確認が行われると、3割負担と誤認されてしまう。医療機関から当市に、正しい負担割合は何かと質問が寄せられ、説明に苦慮している。 一番不利益を被るのは被保険者であり、マイナンバーカードの保険証利用の本格化を見据えると、システム改修は喫緊の課題である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅴ)国民健康保険調整交付金(72条)については、地方公共団体の事務負担の軽減及び申請事務の効率化を図るため、以下のとおりとする。 ・国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については削除することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長事務連絡)] ・申請様式の簡略化等の申請事務の改善については、地方公共団体の意見を聴いた上で検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (29)国民健康保険法(昭33法192) (ⅱ)国民健康保険調整交付金(72条)の申請事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ、調整交付金交付申請書作成システムについて、入力数値を自動転記する項目を増やす等の改修を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)]	国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)の申請様式の記載項目のうち、診療所半径4km圏内の年平均被保険者数については削除することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 国民健康保険調整交付金(72条)の申請事務については、調整交付金交付申請書作成システムについて、事務の簡略化を目的とした入力数値を自動転記する項目を増やす等の改修を実施し、その旨を地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「国民健康保険へき地直営診療所運営費の交付申請に当たっての留意事項について」(令和5年12月4日付け厚生労働省保険局国民健康保険課施設調整係長事務連絡) 【厚生労働省】「令和6年度国民健康保険調整交付金の交付(追加交付・交付決定一部取消)申請手続等について」(令和6年12月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_213	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅸ)国民健康保険の保険者努力支援制度(72条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定、額の確定及び精算等の時期並びに手続を統一することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年度における両交付金事務の開始までに必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (29)国民健康保険法(昭33法192) (ⅰ)国民健康保険の保険者努力支援制度(72 条)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定、額の確定、精算等の時期及び手続を統一した。[措置済み(令和6年4月1日付け厚生労働事務次官通知)]	国民健康保険保険者努力支援交付金と国民健康保険特別調整交付金の一部の事務に関して、交付決定、額の確定、精算等の時期及び手続を統一した。	【厚生労働省】令和6年度国民健康保険保険者努力支援交付金等の交付について(令和6年4月1日付け厚生労働事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_214	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅲ)国民健康保険療養給付費等負担金(70条)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・支払計画表を各都道府県に通知する際に、当該負担金に含まれる負担金ごとの示達日及び示達額を記載した資料を添付することとした。 [措置済み(令和5年10月度支払計画表から実施)] ・国民健康保険保険基盤安定負担金(72条の4)及び未就学児均等割保険料負担金(72条の3の2)についても、他の負担金と同様に、支払計画表の通知前に支払日ごとの支払示達予定日及び支払予定額を示すこととし、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年12月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)]	—	支払計画表を各都道府県に通知する際に、当該負担金に含まれる負担金ごとの示達日及び示達額を記載した資料を添付して通知した。	【厚生労働省】「令和5年度国民健康保険保険基盤安定負担金に係る支払示達予定日、支払予定額及び支払予定日について」(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡) 【厚生労働省】「令和5年度国民健康保険未就学児均等割保険料負担金に係る支払示達予定日、支払予定額及び支払予定日について」(令和5年12月8日厚生労働省保険局国民健康保険課財政第二係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_215	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅵ)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督については、以下のとおりとする。 ・「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。 ・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。	5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅵ)都道府県が実施する市町村及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する国民健康保険の指導監督については、以下のとおりとする。 ・「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」(平31厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)において、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であることを明確化し、都道府県に令和5年度中に通知する。 ・市町村における事業計画の策定及び指導監督における確認の意義について、都道府県に令和5年度中に通知する。	都道府県が実施する国民健康保険の指導監督について、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能であること及び市町村における事業計画の策定・指導監督における確認の意義について、都道府県に通知した。	【厚生労働省】「国民健康保険の指導監督の実施に関するQ&Aの送付について」(令和6年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_216	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (21)国民健康保険法(昭33法192) (ⅰ)厚生労働省が行う国民健康保険事業の実施状況報告及び予算関係等資料の作成については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、これらの調査における重複する様式の見直しなど事務の簡素化を行った。 [措置済み(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)]	—	調査内容が重複する予算関係等資料の様式7－4、国民健康保険事業の実施状況報告の様式8について廃止するとともに、法令や関係用語の見直しを行った。	【厚生労働省】「令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」(令和5年6月23日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「令和6年度予算関係等資料の作成について」(令和5年6月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_217	厚生労働省保険局国民健康保険課
5【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「教職員定数に関する令和6年度概算要求について」(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_218	文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係
5【文部科学省】 (22)小学校専科指導加配に関する事務 小学校専科指導加配については、教員が複数校での兼務を行う場合、学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)]	—	小学校専科指導加配については、複数校での兼務を行う場合、教員の学校間における移動時間を考慮するなどの地域の実情を踏まえた弾力的運用を可能とする運用改善を行い、地方公共団体に通知した。	【文部科学省】「教職員定数に関する令和6年度概算要求について」(令和5年8月30日付け文部科学省初等中等教育局財務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_219	文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係
—					
—					
5【厚生労働省】 (26)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金(67条1項)に関する基準収入額の職権適用(施行規則32条)については、市区町村等の事務負担を軽減するため、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和6年分　提案募集方式データベース

年	年別管理	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果（個票等）
R5	223	12_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、川西市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	法務省	B　地方に対する規制緩和	再犯の防止等の推進に関する法律第5条	国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大	地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと。	【現状】 これまでに法務省から地方公共団体に対する一定の犯罪統計にかかるデータの提供はなされており、令和4年度末からは地方公共団体別の刑事施設出所者情報等が提供されるようになるなど内容の拡充が図られている。しかし、その内容は統計データにとどまり個人情報の開示にまでは至っていない。 ［現状で提供されているデータ］ ・男女　・年齢層　・初犯、累犯　・出所事由(仮釈放、満期釈放) ・帰住先(配偶者のもと、父母のもと、更生保護施設等) ・精神状況(知的、精神等) 【支障】 国と地方公共団体との連携のもとに実効性のある取組みを進めていくためには、地方公共団体に本人同意が得られた出所者の個人情報が開示される必要があるが、特別調整対象者以外の情報は入手しにくいため、帰住先とする地方公共団体において対象者の特定や確認に至らず、出所者等が必要とする支援に繋げることが困難な状況である。 【制度改正の必要性】 国の第二次再犯防止推進計画においても、自治体に必要な情報等を適切に提供する旨記載されている。受刑者の中には、福祉面での支援等があるなどの情報を知らず、再犯を繰り返している者が存在する。矯正施設と地方公共団体間で、本人の同意を得た上で「疾患や障害の特性」「居住地」「就労状況」「可能な支援内容」等を情報共有し、矯正施設からも特性に応じた本人への提案を行い、地方公共団体が、特別調整の対象者に限らず、支援を要する者の特性等を予め把握することにより、受刑者の出所後の受け皿や福祉面での支援(生活保護や障害者手帳の交付、住居確保支援等)を行うことが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	224	11_総務	都道府県	兵庫県、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	奨学金事業における公益財団法人等による マイナンバー独自利用の対象化	法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)	【現状】 前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。 【支障】 現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中にあっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。 ［当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数］ ①採用申請　　約 1,000件／年 ②返還免除・猶予申請　　約　500件／年 ③返還者等の現況確認　　約 3,500件／年	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	225	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、京都府、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟	こども家庭庁	B　地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業実施要綱 令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等	【現状】 現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。 【支障】 協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後よりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。 児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。 また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	226	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	訪問看護・訪問介護の安全確保のための報酬加算要件の緩和	同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること。	【現状】 利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り、報酬の加算が行われる。 事業所等のハラスメント対策については基準省令において規定されたが、カスタマーハラスメント対策については、通知において事業所等での取組を推奨する段階にとどまっている。 【支障】 家族の同意が得られない場合、サービス提供事業者に負担が生じることから2名以上の訪問を控えることに繋がる恐れがあり、介護職員の離職に繋がる。	―
R5	227	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	B　地方に対する規制緩和	建築基準法第18条	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。	【現状】 建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。 一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。 【支障】 近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。 しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR団地等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事で対応しなければならないと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	228	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市	厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	介護保険法第200条	介護保険法に規定する徴収金の時効の見直し	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、監査の開始による時効の完成猶予、更新又は時効期間を3年とすること。	【現状】 介護保険法第22条に規定する徴収金は、介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けたものが該当し、徴収金の消滅時効は2年である。この「偽りその他不正の行為」を認定するために事業所に対して監査を実施しており、資料の整理・処分内容の決定に、長期間(長いもので2年)を要するケースがある。 例えば、大規模な組織ぐるみで不正を働いている場合、通常よりも資料の分析や関係者からの聴き取りに時間を要する。何十人もの従業員に対して聴き取りを行ったうえ、従業員が虚偽の答弁をしていないか、他の従業員の答弁内容や事前に回収した資料との整合性を確認したり、資料そのものに虚偽の内容が記載されていないか、資料相互の整合性を確認しており、どうしても時間を要する。 また、悪意のある事業者が資料の提出を渋り、時効までの時間稼ぎをするケースもある。 【支障】 徴収金と認定したときには消滅時効となっており、不正請求額の返還や加算金を求めることができない状況が生じている。組織が大きければ徴収金の額が大きくなる傾向にあるが、その分資料の分析にも時間を要し、巨額の徴収金を取りこぼすことがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	229	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、姫路市	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	統計法	福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化	民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。 (なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとすること。)	【現状】 本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民児協が手作業で集計を行っている。 (当県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。) 【支障】 各地区で取りまとめを行う民生委員にとっては集計作業による事務負担が大きい。(なお、Excel等を用いた電子媒体による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員も多く、活用に当たってのハードルが高い。) また、民児協では、紙帳票を一定期間保管しなければならず、集計事務の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html
R5	230	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、加古川市	こども家庭庁、厚生労働省	B　地方に対する規制緩和	児童扶養手当法施行規則第1条 特別児童扶養手当法施行規則第1条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し	民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	【現状】 「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。 ［証明する内容］ ・受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること ・対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと ・受給資格者が前年の一二月三一日において児童の生計を維持したこと　等 【支障】 従来は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。 このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (推進年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【法務省】 (7)再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104) 満期釈放者等(特別調整の対象者を除く)であって、出所後に地方公共団体において支援を受ける必要性が認められる者については、地方公共団体が行う支援の内容を示した上で、本人に対して支援を受けるよう働きかけを行うとともに、本人の同意が得られた場合には、地方公共団体に対して当該者に関する情報を提供することが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に通知する。	—	令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡を発出し、地方公共団体に通知した。	【法務省】「地方公共団体における再犯防止対策に必要な満期釈放者等の情報提供について」(令和6年3月27日付け法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_223	法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
5【内閣府(6)】【個人情報保護委員会(2)】【こども家庭庁(15)】【デジタル庁(9)(ⅰ)】【総務省(19)(ⅲ)】【法務省(6)】【文部科学省(15)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務については、マイナポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを令和5年度中に周知する。	—	公益法人が地方公共団体の委託等を受けて実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務について、マイナポータルAPI(自己情報取得API)により、当該事務における審査等に必要な情報を取得できる場合には、当該機能を活用できることを各都道府県のマイナンバー担当部局・奨学金担当部局・公益法人行政担当部局に周知した。	【デジタル庁】「地方公共団体が実施する奨学金事業における学資の貸与又は支給に関する事務におけるマイナポータルAPIの活用について」(令和6年1月30日付けデジタル庁デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ事務連絡) 【内閣府】「公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータルAPIの活用について」(令和6年1月31日付け内閣府大臣官房公益法人行政担当室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_224	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ デジタル庁国民向けサービスグループ 内閣府大臣官房公益法人行政担当室
5【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭22法164) (ⅱ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型を追加する方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁】 (1)児童福祉法(昭 22 法 164) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)については、児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型として、小学校区内において唯一の支援の単位である場合を追加するとともに、過年度にこども家庭庁長官により承認された支援の単位であって、引き続き承認した事由に該当する場合は補助対象とすることとし、その旨を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年4月1日付けこども家庭庁成育局長通知)]	放課後児童健全育成事業における児童の数が10人未満の支援の単位におけるこども家庭庁長官の承認を要しない類型として、「実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合」を追加し、更に過年度にこども家庭庁長官による補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合は協議なく、引き続き補助対象とすることとした。その旨、実施要綱を改正し、地方公共団体へ通知した。	【こども家庭庁】「放課後児童健全育成事業」の実施について」の一部改正について(令和6年4月1日付けこども家庭庁成育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_225	こども家庭庁成育局成育環境課
—					
5【国土交通省】 (4)建築基準法(昭25法201) (ⅲ)老朽化した公共施設の建替え、大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査(18条)等について、指定確認検査機関の活用を可能とする。	—	国等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用を可能とするための建築基準法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(令和6年3月15日閣議決定)が第213回国会で可決・成立(令和6年6月12日)し、公布(令和6年6月19日)、施行(令和6年11月1日)された。 上記法律の施行に伴せて、下記の通り、関係政省令の整備等、必要な措置を講じた。 ○公布:令和6年10月11日、施行:令和6年11月1日 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和6年政令第311号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和6年政令第312号) ○公布:令和6年10月25日、施行:令和6年11月1日 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(令和6年国土交通省令第92号) ・確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第1237号)	【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和6年政令第311号) 【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和6年政令第312号) 【国土交通省】(官報)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(令和6年国土交通省令第92号) 【国土交通省】(官報)確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示(令和6年国土交通省告示第1237号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_227	国土交通省建築指導課
5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (ⅳ)介護保険法に基づく徴収金(22条3項)の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (ⅵ)介護保険法に基づく徴収金(22 条3項)の徴収に関する事務については、その実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知)]	介護保険法に基づく徴収金徴収事務の実効性を高めるとともに、監査事務の効率化及び迅速化に資するよう、「介護保険施設等に対する監査マニュアル」を策定し、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について(通知)(令和6年4月5日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_228	厚生労働省老健局介護保険計画課
5【こども家庭庁(12)(ⅱ)】【厚生労働省(35)(ⅱ)】 統計法(平19法53) 民生委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁(11)(ⅱ)】【厚生労働省(51)(ⅱ)】 統計法(平19法53) (ⅱ)民生委員・児童委員の活動状況の報告(福祉行政報告例報告表40表)については、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン等を活用した効率的な取組事例を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)]	民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例を周知した。	【こども家庭庁】【厚生労働省】行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡) 【こども家庭庁】【厚生労働省】(別添)行政機関等におけるオンライン等を活用した効率的な取組事例について(情報提供・周知依頼)(令和6年4月25日付けこども家庭庁成育局成育環境課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_229	こども家庭庁成育局成育環境課 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
5【こども家庭庁(19)】【厚生労働省(45)】 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務及び生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務並びに生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。 ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【こども家庭庁(13)】【厚生労働省(55)】 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務 生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担を軽減するため、「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領」(平21厚生労働省社会・援護局長通知)を改正し、調査書の添付を求める対象者を限定するとともに、民生委員を経由せずに借入申込書の提出が可能な場合を追加するなど、運用を見直し、都道府県及び指定都市に通知した。 [措置済み(令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局長通知、令和6年7月4日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)]	1ポツ目 【証明事務について】 証明事務については、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)により、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化した。 2ポツ目 【調査事務について】 調査事務については、民生委員等による調査書作成が必要な場合を重点化、柔軟化するなど、見直しの具体的な内容について地方公共団体に周知した。	【こども家庭庁】【厚生労働省】「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2023/r5fu_tsuchi.html#r5_230	こども家庭庁支援局家庭福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課